

平成 2 1 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成21年12月15日
- ・ 開 会 平成21年12月15日
- ・ 閉 会 平成21年12月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町	長	農 政 課 長
副 町	長	商 工 観 光 課 長
総 合 支 所	長	建 設 課 長
会 計 管 理 者		建 設 課 参 事
総 務 課	長	住 民 生 活 課 長
企 画 課	長	保 健 福 祉 課 長
財 政 課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
住 民 課	長	建 設 水 道 課 長
福 祉 課	長	産 業 振 興 課 長 補 佐
		総 務 課 長 補 佐
教 育	長	学 校 管 理 課 長
社 会 教 育 課	長	女満別教育センター所長
農 業 委 員 会 事 務 局 長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成21年第4回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、12番、
小島一弘議員及び14番、田中勝吉議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、こ
れを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月9日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議
をいたしました。

本定例会では、一般質問者が8人、町長から提出されております案件が24件です。
したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例
会の会期は、12月15日、本日開会をし、12月17日までの3日間とすることが
妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、報告をいたします。
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本
日から12月17日までの3日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月17日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は１８名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。
なお、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。
本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりで
あります。
以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。平成２１年第４回大空町議会定例会に当たりまして行
政報告をさせていただきます。

９月３０日、網走支庁管内町村会臨時総会が網走市において開催をされました。こ
のときには、平成２０年度決算の認定、また、各種団体の推薦委員を選考いたしました。
さらに、職員採用試験の解禁日等の日程などについて調整を行ったところでござ
います。

１０月２日、大空町表彰審査委員会。各界、各層からご推薦をいただき審議をいた
だきました。１３個人、１団体の方々に対して答申をいただいたところでございます。

１０月７日、国道３３４号道路整備促進地域連携会議総会が斜里町で行われました。
国道３３４号につきましては、維持補修等で対応いただいているところではありま
すが、抜本的な改修に向けて、今後も引き続き要望活動をしていくことを確認したと
ころでございます。

１０月の１６日から１７日、農業体験研修協議ということで、熊本県熊本市、また、
友好町であります氷川町を訪問いたしました。東藻琴高校が長く熊本市の河内町、ミ
カン農家の方々に農業実習ということでお世話になりました。そのお礼を申し上げた
と同時に、来年度から氷川町において研修をするということで、その研修について打
ち合わせをさせていただいたところでもあります。

１０月１９日、大空町行政改革推進委員会が開催されました。このときには、使用
料・手数料の改定に伴う意見等をいただいたところでもあります。

１０月２２日、北海道町村会政策懇談会が札幌市で開催をされました。私は行財政

分科会というところに所属をいたしまして、地デジの問題、ブロードバンドの課題、消防無線のデジタル化等について、その分科会の中で論議をさせていただいたところでもあります。

10月29日、斜網地区市町長会議が当町が当番ということで開催をいたしました。このときから北見市が正式に加入をするということで、斜網地区から北網地区に名称を変更するということの確認をとったところでもあります。また、各市町村からは、インフルエンザ対策でありますとか、消防無線のデジタル化、また、政権交代に伴う影響等々情報交換を行ったところでございます。

11月3日、この場所におきまして、大空町表彰式を挙行いたしました。13個人、1団体中残念ながら3人の方が欠席でありましたが、表彰状、記念品を贈呈させていただきました。

11月7日、東京都におきまして、第7回東京東藻琴会総会が開催をされ、こちらのほうには59名の出席。また、第37回東京女満別会・第27回企業誘致東京協力会総会におきましては80名の出席がございました。大空町の現況などを報告させていただいたところでもあります。

11月13日、網走支庁管内総合開発期成会秋季要望を札幌市において、道庁において行いました。このときは、副町長が出席をいたしました。総務文教厚生班ということでサハリン沖油田開発の事故防止、また、消防無線のデジタル化、廃棄物対策、地域医療の確保、学校施設の耐震化等について北海道に対し要望を行ったところでございます。

11月18日、全国町村長大会が東京都で開催をされ、出席をいたしました。この大会には鳩山首相、横路、江田両議長が出席をされ、あいさつをいただいたところでもあります。全国の3つの町の町長から地域の実情報告がございました。また、決議もいたしましたけれども、ことしは政権が交代し、マニフェスト関連の決議というものが多かったように思います。

11月28日、北日本生涯学習まちづくりフォーラムが十勝管内本別町で開催をされました。私のほか、職員、さらに社会教育委員の方々とともに参加をさせていただきました。全国からこの協議会に参加をする市町村の参加があったところでもあります。

11月30日、大空町行政改革推進委員会を開催してございます。このときには、使用料・手数料の改正に伴う最終案、また、行政改革の効果や町の財政状況について報告をさせていただきました。

12月2日、東藻琴地域審議会におきましては、移住対策、インフルエンザワクチンの接種、医療体制、道の駅、芝桜公園、温泉の活用、特にフロックス等に伴う使用料の改定等についてご意見をいただいたところでもあります。

12月4日の女満別地域審議会におきましては、福祉政策、給食センター建設の考え方、日の丸君が代の対応、合宿の誘致、医療機関への支援のあり方、商工会補助金等の今後の行方、また、食育、職員住宅跡地の活用、温泉、そして地域の融合、学力テストの結果、町のテーマというところについてご意見をいただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。
順番に一般質問を許します。
2番、松田信行議員。

◇松田議員 おはようございます。それでは、平成21年第4回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従い、質問させていただきます。本年、政権交代によって国の施策は大きく転換し始めています。新しい政権が掲げる地域主権は、明治維新以来続いた地方集権体制を抜本的に改め、地域主権国家へと転換するとしています。そこで、新政権の下で地方自治体は地方分権とどのように向かい合い、進めていくのかという視点に立って今回質問をしたいと思います。

まず、大項目1点目について、政権交代と地方分権について伺います。新政権が発足してからきょうまで、政治主導で矢継ぎ早に打ち出される政策変更に自治体から、期待とともにとまどいや反発の声も上がっている中で、小項目1点目。政権交代による地方自治の現場への影響について、具体的に一次補正にかかわるもの、追加経済対策にかかわるもの、政権公約にかかわるもの、事業仕分けにかかわるもの、以上の点について伺います。次に、小項目2点目。地方分権の流れが強まる中で、地方自治体の裁量も広がっていく中で、大空町においては今後どのように政策決定が進められていくのか、町長の所見を伺います。

次に、大項目2点目。政策転換と事業仕分けについて伺います。産業、教育、福祉それぞれの分野での制度改正が予想される中で、本町において事業見直しへの取り組みと展望、事業仕分けの取り組みについて町長の所見を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

政権交代によるさまざまな改編、それに伴う町の影響ということで、まず1点目は平成21年度の補正予算等について、お答えを申し上げます。国は昨年夏以降の経済金融情勢の悪化に対しまして、昨年度一次補正、二次補正、経済対策を講じてまいりました。平成21年度の予算編成以降も輸出や生産が大幅に減少する、雇用情勢も急速に悪化をしている、企業の資金繰りなども非常に厳しいという状況がありまして、ことしの4月10日、国は経済危機対策というものを発表し、平成21年度の一次補正予算が5月29日に成立をいたしました。これを受けまして、本町といたしましても、7月議会臨時会、さらには9月議会定例会において補正予算を計上させていただいたところであります。事業費で申し上げますと、約4億9,000万円、10の事業でございます。そのうち国費が3億9,000万円、事業の恩恵を受ける

方々からの負担金、分担金等が約3,600万円、町の負担が6,400万円という状況であります。それらが、補正予算の凍結等で影響を受けた部分がございます。直接影響を受けた事業は2事業でございます。1つは、廃止とされました子育て応援特別手当支援事業。また、減額となりました衛星ブロードバンド整備事業でございます。子育て応援特別支援事業につきましては、全額国庫負担ということでございますので、町の持ち出しということについては影響はございません。一方で、衛星ブロードバンド整備事業につきましては、国の負担が減額をされるという中において、実際に事業を執行しようとする町民の方の分担金、また、町としての持ち出し、これらを増額しなければならないというふうに考えてございます。また、平成21年度二次補正予算の関係についていろいろとマスコミなどでも報道されております。12月15日閣議決定というふうに言われておりますけれども、その内容について申し上げたいと存じます。国の負担規模で申し上げますと、雇用対策で6,000億円、環境対策で8,000億円、景気対策で1兆7,000億円、生活の安心確保対策で8,000億円、地方支援で3兆5,000億円、合計で7兆4,000億円といわれております。この地方支援の3兆5,000億円の内訳でございますけれども、地方交付税の減収補てん3兆円、公共事業等を全額負担する交付金5,000億円、合わせて3兆5,000億円という内容だそうでございます。交付税の財源となるものは、所得税、酒税、法人税、これらの一定率でありますけれども、不況により3兆円減収することが予想されております。本来であれば、既に地方公共団体へ配分が決定している普通交付税、これから配分が決定される特別交付税、この額を減らすという可能性もあるわけでありまして、既に配分決定した交付税を減らさないようにするために、今回の措置がとられたものと、そのように理解しております。もし、単純計算でありますけれども、普通交付税等、今言った率で減額になるというようなことになると、既に決定を受けました34億5,000万円、このうち6億5,000万円程度が減額となる可能性があるということでございます。また、新しい政権が掲げましたマニフェスト等々についての影響でございますが、道路特定財源、暫定税率を廃止をするということが盛り込まれております。この暫定税率が廃止をされますと、当町では約1億3,000万円程度の減額と予想してございます。また、子ども手当、全額国庫負担の場合については、私どもの町の負担はありませんけれども、地方負担のことについても、従来の児童手当負担相当額を負担していただくのはどうかという議論もあるようでございます。こちらのほうは、現在、年間約1,700万円程度がかかっておりますので、そういうものの負担が今後も出てくる可能性があるということでございます。高等学校授業料の無償化につきましては、従来、町立高等学校に対し、授業料という形で父母の方々から110万円程度の授業料を納めていただいておりますけれども、これがなくなるかわりに、国庫が負担をしてくれるということで、町としての影響額というものは、ないかと、そのように思っております。また、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法一括交付金、農業の戸別所得補償制度など、いろいろなものが改革・改編されると言われておりますけれども、まだまだ十分な情報が私ども把握しきれていない状況でございます。ただ、農業の戸別所得補償制度については、平成22年度、米について全国的にモデル事業という形で進める、あわせて転作に関係

をする水田利活用自給率向上事業というものが想定されております。この中の基準でいいますと、私どもの町に交付されていた交付金のうち2億円程度が削減、縮小されるということが予想されてございます。また、事業仕分けに係る影響でありますけれども、農道整備事業等については廃止というような方向性が出されました。これに伴いまして、来年度私どもが想定しておりました上東地区の点検診断事業というものの影響が出てまいります。また、予算の削減ということで判断されておりますかかんがい排水事業、美女地区国営かんがい排水事業などにも影響は出ますし、町の水道施設整備事業、女満別本町地区、女満別高台地区などでも関係が出てまいります。また、事業の見直しということで、道路整備事業も挙げられておりますので、毎年取り組んでいる道路整備についても影響が出るものと思っております。また、地方移管という項目に分類されておりますのが、放課後子どもプラン推進、また、放課後子ども教室推進事業等であります。どういう形になるかこれらについても影響は出てくるものと思っております。一定の示された率を単純に掛けてありますので、私どもの地域の事業がすなわち同じ率で減額になるかどうかは、まだ不確かではありますけれども、そういった計算をしていきますと、今私どもで押さえておりますのは、総額で約1億3,000万円程度の影響が出てくるのではないかと、そのように考えているところであります。これ以外にも、介護予防事業の予算削減でありますとか、診療報酬の配分の見直し、後発品のある先発品などの薬価の見直し、先ほど言いました地方交付税交付金など、そういうようなものが掲げられております。こういう中において、今後も情報収集してまいりたいと、そのように思っているところであります。地域主権、地方分権が進む中で政策決定をどのように進めていくかということでもあります。住民の方々への政策決定の透明性を高めていくということが、必要なことだろうと、そのように思っております。町民の方々が主役のまちづくりというものをを行うためには、行政の活動でありますとか、行政にある情報、まちづくりに対する考え方、議会議員の皆様にはもちろんでありますけれども、直接町民の方々にも十分その情報を提供し、説明していかなければならないと、そのように考えてございます。個人情報など配慮しつつ、情報公開と情報の共有を進めることが不可欠であります。今までも取り組んではおりますけれども、まだまだ成果としては十分なものになっているとは言い切れないと、そのように認識をしてございます。何か一つだけで解決をするという問題ではなくて、いろいろなルール化でありますとか、手段を使って情報を提供をして、その政策決定、過程について町民の皆様とともに考えていくということが必要な地方分権、また地域主権の考え方の根幹ではないかと、そのように思っているところであります。行政としてこういう役割を担っているわけでありまして、そのことについて今後も努力をしてまいりたいと、そのように思います。

次に2点目でありますけれども、町では事務事業評価制度というものを行革の大綱、行政改革の取り組みの一つとして掲げて実施をしてございます。この背景、目的等につきましても、厳しい財政状況のもと、政策や事務事業を効率的に執行する、住民のニーズの多様化等に対応し、きめ細かな行政サービスを提供する、行政運営の透明性を高める、町民重視、結果重視の視点で事業の成果を把握すると。また、常に評価をし、それを改善に結びつけるなどの目的がございまして、対象としておりますのは、法

令等で実施を義務づけられている事業や、国、道からの受託事業、人件費、国民健康保険等医療費の支給事務、資金の積み立て、単なる内部事務、こういったものを除いたものについて事務事業の評価の対象としてございます。一次評価、二次評価がありますけれども、一次評価につきましては緊急性、町民のニーズ、必要性、妥当性、公平性、効率性、有効性という7つの視点から各担当者が評価をし、二次評価については企画課、財政課の職員が総合的な視点から評価を行っているところであります。それらの評価の結果として、継続をする、見直しを行う、民間等に委託を進める、休止・延期をする、廃止をするなどの今後の方向性や事業の優先度を検討するものとしてございます。その結果を踏まえて予算編成でありますとか、総合計画実施計画等に反映をし、連動した財政健全化につなげていくということも大きな目的となっております。今後の課題でありますけれども、これは点数評価で行っておりますけれども、各事業の役割や位置づけ、町民とのかかわり方などから、単に合計数値を出して評価するということは、その評価項目の一面だけではないのかというような反省点もあります。目指すべき姿と事業の成果、それらを比較をして、当初の目的が達成されているかという総合評価というものの、必要ではないかということで、ことしからそういったものも試行的に行っているわけでありまして。そういったものを行いながら、先ほども言いました総合計画事務事業調査表、また、実施計画の進捗状況表などと、どのように連動、連携させていくかということが課題であります。もう1点の課題は、評価作業の効率化、労力の削減ということでありまして。継続してこういった事業評価というものは行っていかなければならないということから、そういった評価に多大なる労力をつぎ込んでしまうということは本末転倒になる可能性がありますので、そういったことも今後の課題かというふうに押さえてございます。また、今時点では評価をしているのは職員みずからでございますので、職員の意識改革や、また、政策形成をする能力ということもかかわってまいりますので、こういうものを高めていくということも、課題の一つと押さえてございます。また、事業仕分けについてもご説明をいただきました。国等で先日たくさんテレビなども放映されておりましたけれども、平成21年、ことしの11月の北海道の調査では、道内ではまだ4市町が実施をしているにとどまっているということで、網走支庁管内はどこも実施をしていない状況だそうでございます。そのほか、正式な事業仕分け作業ではありませんけれども、模擬事業仕分けということを行っているところが道内で2カ所ほどあるということでございます。事業の必要性を精査をして、予算の無駄を削る手法としてこういったものがあるというふうに認識をしてございます。内部の評価とは異なりまして、外部の目で、公開をして行うのが特色の一つかと思っております。事業の目的や効果を短く説明をし、質疑を通して必要性、実施主体の適否を議論をし、そしてコーディネーターが、不要、国の仕事である、北海道の仕事である、民間がやるべきことである、町の仕事であるが要改善が必要である、町が継続して行う、この順に仕分け人に挙手を求めて多数決で結果を求めるということでございます。事業仕分けの効果については、新たな視点から通常携わっている者が気づかない問題を指摘できるという効果もあります。また、利害関係者のしがらみにとらわれず、事業を廃止することなどもできるというメリットもあります。一方で、なかなか問題点もあるようでございます。資料の作成や審議

に時間がかかるということがあります。限られた時間の中で説明をし、理解を得るといのは大変難しいわけでありませうけれども、もっと丁寧な議論が必要ではないかというご意見もあるようでございます。また、しがらみにとらわれずと言いましたけれども、小さな町村規模ではどの程度までできるかというような課題もありますし、また、仕分け人といわれる方々が、町民を代表していなければなりません。そういったことから考えますと、どういう方々にこの選定をする仕分け人をお願いをするかという選定も難しい部分があるかと思ひます。また、やり方次第によっては、恣意的に仕分け作業が進む恐れもあります。さらに私が思ひますのは、そういった結果を誰が責任を持って説明をしていくかということも課題ではないかと思ひております。ただ、新しい手法として学ぶべきところも多数あるわけでございます。先ほど言ひました事業評価の試行を行っておりますけれども、そういった中にこのような考え方というものも必要ではないかと、参考になるところも非常に多いと思ひておりますので、今後そういったものについて検討を進めてまいりたいと、そのように思ひうところでありませう。

以上、ちょっと早口になりましたけれども、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、まず最初の政権交代と地方分権についての質問をさせていただきますと思ひます。まず確認なのですけれども、その前に、第一次補正にかかわるものとして、直接金額的に影響を受けるブロードバンド整備事業なのですけれども、この一次補正にかかわるいろいろな事業があったと思ひうのですけれども、ということは、ほかの事業については執行される、されたと理解していいのですか。まずここが一つ確認なのです。それと、一次補正もそうですけど、一番影響のある事業仕分けによって1億3,000万円でしたか、影響のある事業がけっこうあったのですけれども、この影響のある事業について、町としての対応の仕方というのはどういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思ひます。

そして、地方分権のことについてなのですけれども、先ほどの町長の説明の中に、やっぱり透明性、いかに町民が行政にかかわるか、これがやっぱり根本だと思ひうのですけれども、これ私の一つの提案なのですけれども、町の行政の中の予算というのは行政のやっぱり心臓部だと思ひうのです。そういった中で、予算査定のほうが今、時期的に各担当課で粛々と進められてきていると思ひうのですけれども、そこに町民が予算編成にかかわることができないのか。私は先ほど言ひたように行政の心臓部である予算、できるのであればこの段階で、町民にできるだけ情報を公開して、予算編成について見てもらうという、そういう体制が必要ではないかと考えています。それは、ホームページなりを活用しながらできないものか、その点についてまずお伺ひしたいと思ひます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず1点目の一次補正の凍結の関係でありますけれども、今言った2事業以外については、執行されるのか、されたのか、ということでありますけれども、現在予算をもってその対応をした部分でいきますと、かなりのものについては既に執行をしております。今後も影響を受けない、既に凍結はしないよというような形で言われているものについては、今後も執行をする予定でございます。ただ、先ほど言いました2事業については、若干の財源の振りかえ等が必要になってくる部分、また、国が廃止をすると言われたものについては、今定例会で改めて提案をさせていただいたもの等があるということでございます。事業仕分けに伴う対応、1億3,000万円ということで、先ほど私が言いましたけれども、あくまでも今時点で国が言われている率を単純に掛け合わせて、どの程度のものが出るかというようなことで出した数字ですので、本町で本当にその部分が影響されるかどうかというのはまだわからない状況にあります。例えば具体的に言いますと、農道整備事業が廃止になりますということで、これは正式に決まりますということになれば、当然、先ほど言いました、上東地区点検診断事業というのは、その事業ではできないということになりますので、場合によっては別な事業に振りかえて事業を実施をすることができないかというようなことを考えていきたいというふうに思っております。また、かんがい排水事業、これは町が事業主体ではなく、国の直轄事業ということで行われる予定になっているものでございますけれども、これも、全体の予算として、かんがい排水事業の予算として何%削減ということが、出ておりますけれども、一律に削減されるのか、また、地区によって削減率の高いもの、また、既に地区がスタートしているもの等については、削減がされない場合もあるのかもしれません。そういう中で、最終的な予算の張りつきというものを見なければ、私どもとしてどんな要望をしていくかということには言えない部分がございます。基本的な対応といたしましては、当然いろいろな財源、歳入財源を確保するということは、当然必要なことではありますけれども、予算編成をする基本は歳入にあるものの中で歳出の予算を編成していくということでありますので、当然予算が削減されていくということであれば、その中での事業執行を考えていくということになるものと、そのように考えているところでございます。先ほど言いましたように、1億3,000万円というのは、一律に今言われている率を掛けたものということでありますので、最終的には町の影響額というものは、これから変化をするものがあるということは、御承知おきをいただきたいと思います。

また、透明性の確保ということで、予算の編成作業そのものについて、どのような形で公開をしてはどうかということではありますけれども、確かに事業仕分けの中でもそういうようなところが国民の方々の共感と呼んだ部分もあるのではないかと、そのように思っております。ただ、具体的にどのような形がいいのかというようなことについては、私自身もまだ考えがまとまっておりませんので、今後そういうことの必要性でありますとか、やり方ということについては、検討させていただきたいと思っております。ホームページに載せるということでは、即時性というところから言いますと少しおくれてしまって、当初の目的を達しない部分があるのではないかとというような気もいたします。それは活字にする場合も同じでありますので、そういったことについても、どのような形がいいのかということで、今後検討させていただきたいと、その

ように思います。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 続いてですけれども、政権公約による影響、その説明の中にまだ未定のもと、事業に対して後期高齢者医療制度、それから障害者自立支援法、それから一括交付金、それから農業の戸別補償制度が挙げられましたけれども、これらについては、今の状況、私が見る限りでは来年からはい用意ドンとそういう性格のものではないと、ある程度の猶予期間の中で、多分推し進められるものだと思います。ただ、それまでに、我々地方は黙って法改正をみているわけにもいかない。その中でいつだったかの機会に、町長が所轄担当に常に情報収集に傾けなさいという、職員に通達したというお話を聞きました。そこで私は、その情報収集もそうなのですけれども、あわせてうちの町に置きかえて、うちの町にある資源を利用して、利用者にどういうニーズでこたえられるか。もう一度言います。うちの社会資源を活用しながら、利用者のニーズにどういうふうにこたえられるのかと。私はこの政策が決定するまで、これにもやっぱり配慮していくべきだと思っています。というのは、やっぱり関連して障害者自立支援法においてもやはり、まだはっきりはしていないけれども、課題は残して、ある程度方向性はこうであろうというのは、ある程度把握できると思うのです。ただ、その中で必要なことは、うちの町に置きかえたときに、うちはそういう例えば自立支援の大きな課題、就労の体制が整ってない、それから就労の設備も少ない、単価の低い設定で事業者は苦しむ、そういった課題はあります。その中で、私はこれから障害者にとって働くということは、どういうことかと。やっぱり人の役に立つ、人に褒められる、そういったものの必要性が当然問われてくるのではないかなと、そういったことの認識、あるいは後期高齢者においても、介護予防という視点に振り返ればやっぱりうちの町の考えに置きかえたときに、先般、老人福祉センターの改築ということで、この目的は介護予防という目的も含まれていると聞いております。そういった中で、介護予防ということを考えれば、当然うちにある社会福祉協議会の体制、これについては今のままでいいのか、今の場所でやる方がいいのか、老人福祉センターの改築とあわせてその整合性はないのかと、そういうことも踏まえて考えるべき。また、農家の戸別補償政策ですけれども、確かに今まで、うちの第一産業である農家のうめる割合は大きいのですけれども、私はこう思うのです。やっぱりこれから、うちの町の第一産業の農業の戦略として考えたときに、うちの町は、畑作三品、それから野菜、水田、それから畜産、いろいろなメニューがすべて気候的にできる町で、これはすごい大きな戦力であると思っています。裏を返せば何でもできる町なのかな、そう考えたときに、ことしを見ていただくとよくわかるのですけれども、雨によって泣かされて収穫にあずってしまったという、こういう現実があります。それだけにここを波及効果として考えなければいけないのは、やっぱり農家は物をもって何ぼなんだと。直売所だとか売り方にも自助努力によってその収入を上げるのもそうですけれども、やっぱり基盤整備をふくめて、そういう土地づくりがやっぱり農家の所得増にはつながるんだよ、そしてそれがうちの町の戦略につながるんだよということも含めて、関連

ですけれども、未定のこの事業について普段からそういう地域のニーズをしっかりと把握しておくべきだと思うのですけれども、町長の所見をちょっと伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに今時点では未定のものが多くて、そういう情報を私どもがいかにキャッチをしていくかということは、もちろん大切なわけでありましてけれども、私が思いますのは、これから物事が決まってくるという中において、単に決まることを待っているだけでは、私どもの地域としてはいけないのではないかというふうに思っております。例えば今議員が言われましたような地域にはいろいろな課題があります。そのことを想定をしながら、新しい制度がどこに向かっていこうとしているのか、自分たちの問題解決に、その方向性が一緒の方向を向いてくれるのかどうかということもあるのではないかと思いますので、単に受身ではなくて、自分たちの課題解決のために、その方向性を決める今の議論の中に私どもとしても意見を言っていく必要というのがあるのではないかと、そのように思っています。例えば例をとって言いますと、障害者自立支援法の改正が予定されているということでありましてけれども、一体どういう方向に予定をされて、方向性をもって改正をしようとしているのか。例えば一つには、負担の問題があります。そういったものをもっと軽減しようという方向性であるのかどうかと、そのことについては、私どもも異論を唱えるようなことにはならないかと思っておりますけれども、ただ、今まで進められてきていたような、軽度の方々については、施設というところから在宅を基本とした中で、社会の中でご活躍いただけるような、そういう方針に基づいて、政策を展開していこうというような、その根幹のところまで、変わるのかどうなのか。私はその先に示された、そういう部分の方向性というものについては変えるべきではないのではないかと、今そのように思っておりますので、そういうような言い方をすることとあわせて、町にある、例えば、施設の活用の中に、今言った障害者自立支援法の改正に伴って影響を受けるようなものもありますけれども、それは、私どもの地域として、思いを全部決まる前に伝えていかなければならないものがあるのではないかと、そのように思っております。農業の所得補償の関係についても、私どもの地域が抱える、いろいろな物をつくってもとれる地域であるということでもありますとか、水田のことでいけば、転作がある程度一定程度進んで今まで努力してきた地域であるというところが、将来ともしっかりと農業をやっていけるような体制に本当に今の改正がなろうとしているのかどうかというところを見きわめて、情報をキャッチするだけではなくて、意見として、そういったことも伝えていかなければならないのではないかなと、そのように考えております。単に、なるようにしかならないということではなくて、この大きないろいろな物事の改正が予定されているときには、自分たちの意見も伝えながら、そういった方向性を見出してもらえるように、私どももしていかなければならないのではないかなと、そのように考えておりますし、また、これらについては、職員にも伝え、町としても行動できるように、努力してまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 この政権交代と地方分権について、先ほども言えばよかったのですが、ちょっと申しおくれました。この1番目の質問については、地方分権、これについてもう一回私の考えを述べさせて終わらせていただきたいと思いますのですが、今回のこの地方分権っていうのは、私はやっぱり地域の裁量、ここに係るのだろーと思います。地域の裁量というのは何かというと、いかにして町民の方に見てもらって参加してもらうか、これを手を抜くわけではないですが、とらえ方によって市町村の格差はどんとまた開いていくような気がします。だから、この部分については、町民の目と参加ということについてしっかりと取り組んでいただきたいということを申し述べて、次の質問に移りたいと思います。

政策転換と事業仕分けですが、私はこの事業仕分け、確かに今テレビを見ても賛否両論ありますけれども、ある意味公開ということについては評価はします。ただ、私はうちの町に置きかえたときに、果たしてこの事業仕分けを今すぐ取り入れるということがいいか悪いかと、そのことを考えたときに私は多少疑問が残っています。というのは、やはり先ほど町長の答弁もあったように、うちの今の行政において、事業の評価、私はここを優先してしっかりとやるべきだと、体制も含めて。合併して4年、その中で今、事業仕分けをやるということは、私は時期尚早のような気がします。それであれば、今言ったように事業評価をしっかりとやる、そこで、その事業評価についてなのですが、いろいろこれから課題はあるという町長の説明でした。私は何点か挙げたいのですが、町長も先ほど言っておりました、そのチェックの仕方、まず点数の評価、これがよく私には理解ができないのです。やっぱりこれはいろいろな過程がありニーズがあり、それを先ほど町長が言っていました、点数でやるということはいかななものか。それともう一つ、第一次、1番目の評価については、担当部局。第二次については、企画・財政課で評価すると説明がありましたけれども、私それはそのやり方がいいのかどうなのか、ここも疑問なのです。担当が評価するというのはわかりますけれども、二次の評価について、企画・財政課だけでいいのでしょうか。私はここはもうちょっと拡大して、例えば、いろいろな課があって、これから若い係長以下の職員がたくさんおります。いずれはその方もいろいろな課を回って、いろいろな知識を得るのだろーと思うのですが、そういった表現は適当でないのかもしれないけれども、若い職員も含めて、評価に加わることはどうなのか。これはある意味職員のスキルアップにつながるのではないのかな。それから、ここに町民の目は入れれないものか。現在、行政改革委員会、それから地域審議会がありますけれども、そういったことの整合性をとらえながら、そこに町民の目は入れれないのかどうなのか。この今言ったチェックの仕方、それから職員の活用の仕方、住民の目のとらえ方、これについてちょっと町長の所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず地方分権、地域主権、地域の裁量が試される、自己、自分たちで決定を

して自分たちでその責任もとらなければならない、そのためには、町民主体というようにここで、いろいろな事業に参加をしてもらうという考え方であります。私の考え方でありますけれども、ある研究者といいたまいますか、の方でいけば、地域主権という言葉そのものが本当はおかしいというような意見もあるようであります。憲法といいたまいますか、主権は国民にあるというのが大原則でありまして、その国民が選ぶ方々が、例えば国会議員の方々であると。ただ、私が思いますのは、地域主権というのは、中央集権に対するものの見方としての言葉、まずそこからスタートしていいのではないかと。中央集権から地方分権へというような言い方、それは中央側から見た言葉ですので、地域側から見れば、その地域においても主権があるのではないかとこの見方ではないかと思っております。確かに地域においても、例えば知事でありますとか、北海道で言えば道議会議員でありますとか、市町村においては町長でありますとか、町議会議員の皆さんだとか、そういった方々を選ぶ、その行為もそこに住む町民の方々であります。そういうことからすれば、二元性、三元性になるのかもしれませんが、地域においても、そういう国民といいたまいますか町民の方々が主権をもって選ばれているということではないかなと、そのように思っております。ですから私が思うのは、国や北海道や市町村がおののどのような役割分担をしてそして、国民生活、町民生活を担っていくのかという、その役割分担の考え方として、地域主権といわれているものがあるのではないかと、そのように思っております。そして、いろいろな事業そのものに町民の方に参加をいただくという考え方もありますけれども、本来でいえば町民の方々が主体的にそういった事業を行っていくということが、必要なことであるのではないかと、そのきっかけをつくったり、呼びかけをしたり、働きかけをするということが、行政の本来の役割ではないかと、そういう視点でもって町との地域主権という考え方に私は取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。

事業評価について、チェックの仕方、点数、そのものがいかなものかというようなことがあって、総合評価というものを今回取り入れたわけであります。単純に点数だけ、それが18点であるか17点か、本当に18点のものがそのほかの事業とみたときに、まちがいなく17点のものよりも優先度や有効性や町民のニーズが高いというふうに言えるのかどうかというものを、もう一度別な視点でもって見直してみようというのが総合評価という部分であろうかと思えます。確かに言われましたように、企画課、財政課の担当職員がやらなくても、これについてはいいわけであります。また、プロジェクトのチームをつくって、例えば職員であれば、いろいろな立場の者、それは年齢もありましようし、現在の部署もありましようし、そういうような者でやるということも、あるのではないかと、そのようにも思います。また、そこに町民の方々の参加をいただくというやり方も当然あるのではないかと。今、先ほど言いました事業評価、まだまだ完結したものではないと、そのように思っておりますので、議員のご発案なども参考にさせていただきながら、今後のその事業評価の仕組みというものについて、さらに精度を高めていきたいと、そのように思います。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 今の町長のお考えを聞いて私も理解をしました。それで、もう一つつけさせていただければ、もし、事業評価の広い対象を求めたときに、やはり、もう一度言いますけれども、評価の公文性というのですか、公開を目的としてことを目的とした、文章化ですか、そういうことを念頭に評価すべきだと思っております。

最後に、今回のこの質問で、地方分権のことも含めて、私はこの地方分権、地方にこれからいろいろ裁量が与えられる、一番危惧することが一つあるのです。いろいろ裁量がどんどん来ても、その自治体が意欲を持って取り組まなければ何の意味もないのだと。そのことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下町長。

◇町 長 そのほかの会議もそうでありますけれども、そういう先ほどの予算編成等の話もございました。いろいろな制約がつく場合もありますけれども、基本は会議というのは公開をしていくというものでございますし、今まででいいますと、内部作業という位置づけになっているものでありますけれども、今後そういったものも、どういう形で公開をしていけるかということについては、十分検討をしてみたいと思います。また、公開をするということであれば、それはある意味、説明責任を果たしていかなければならないということだろうと思います。例えば単に数字だけを見せてそれが18であったとか15であったとかというようなことだけでは、公開をする意味もないだろうと思いますので、例えば今言われたような内容であれば、どのような評価をしたかというようなことが、しっかりと町民の方々にわかるような内容でなければならぬというふうに思いますので、公開の仕方というものも考えていきたいなと、そのように思います。ということは、文章で例えば表現をすとかというようなことにつながるかと思います。

また、議員がおっしゃいましたその意欲を持ってということ、私、最近痛切に感じている事柄といたしまして、行政は先ほどから言いましたように、いろいろなきっかけをつくったり働きかけをするという役割でありますけれども、行政だけが笛を吹いたり、太鼓をたたいたりしても、町民の方々が取り組んでくれないと、物事というのは進まないことばかりであります。そういう意味では、町民の方々に意欲を持ってそのまちづくりに取り組んでいただくということが、本当に必要なことだなと、そのように痛感をしてございます。これは大変難しいことでもありますけれども、そういうものを一つの目標としてこれからまちづくりに取り組んでいかなければならないのではないのかなと、そのような考え方を持っておりますので、町民の方々と一緒にな

ってまちづくりが進められるように、今後も努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 これにて、松田信行議員の一般質問を終了します。
ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、3番、斎藤宏議員の一般質問を許します。斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 平成21年第4回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。温暖化の進展など、気象災害が頻発傾向にあります。本町において4月の大雪、6月の3年連続の降雹、そして低温、長雨と、農作物は大変厳しく被害も大きく出ました。また、8月の衆議院総選挙で、政権が交代し、農政改革の実行に向けて来年度の予算要求がされています。そこで大項目の1点目です。農業経営の安定化についてです。政権が交代し、農業政策についても大きく変わる報道が連日されているが、特に戸別所得補償制度について、内容をどのように把握しているのか。また、転作交付金が大きく削減される方向で論議されているが、大空町では、毎年4億8,000万円程度の水準であるものが、来年度に向けては2億円以上の削減になる見込みであるが、大空町としての対応はどのように考えているのか。そして、今後の農業経営の安定化に対する課題と展望について、町長に伺いたい。

大項目の2点目、女満別小学校改築工事についてです。現在改築工事が進められている女満別小学校にかける教育拠点としての思いについて伺いたい。また、地球温暖化の防止と地球環境に優しい政策が掲げられ、未来を担う子供たちに対する学習の重要性が高まる中、新校舎における特徴や特色について、考え方の柱を教育長に伺いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 斎藤議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目でありました、政権交代がなったことに伴う農業関係の影響といいいましょるか、新しい制度等に伴う町の影響ということについて、お答えを申し上げます。いろいろな補正予算の凍結でありますとか、事業仕分け、さらにはマニフェストに掲げた政策ということが、出ておりまして、そういう中において農業の政策等にも大きな転換が予想されております。その内容について、今情報を持っている中でお

答えを申し上げたいと思います。一つありました、農業者に対する戸別所得補償制度でありあります。民主党のマニフェストの中には、この戸別所得補償制度をもって農山漁村を再生するということをうたってございます。平成23年度からこの導入に向けて取り組んでいくということにしてありますが、平成22年度、1年度前倒しをして、全国規模で米の戸別所得補償のモデル事業を実施をするという内容になってございます。一方、あわせて転作を奨励するために水田利活用自給力向上事業と、これをセットで行いながら、対策を講じていきたいという内容になっているのかと思います。米の戸別所得補償モデル事業でありますけれども、生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して、国が直接所得補償を行うというものであります。具体的には、過去数カ年分の平均的な生産に要する経費、経営費でありますとか、家族労働費、さらには過去数カ年分の平均的な販売価格との差、これを定額で全国一律で交付をするというものであります。この定額部分については、米の販売価格の水準が上下したときにも変わらずに交付をされるという内容のものであります。一方の転作奨励に対する水田利活用自給力向上事業でありますけれども、自給力の向上を目指しております。水田を有効活用して、麦、大豆等の生産を行う販売農家に、主食米並みの所得を補償をし、国から直接支払いをするという内容のものであります。従来の転作助成金の体系を大幅に簡素化をし、単価の設定などわかりやすい仕組みにしようという内容のものであります。この新しい事業がスタートいたしますと、従来の産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業等の交付金等は廃止をされるというふうに言われております。私どもも、テレビや新聞報道、ホームページなどで、情報を収集してございます。せんだって農政事務所の方々からの説明がありましたけれども、こういった方々からの説明も、農林水産省のホームページに載っている内容のものということで、それ以上詳しいものはございませんでした。また、12月の10日に水田農業推進協議会が開催されておりますけれども、この折にも皆さん方に私どもが承知している情報等について、お知らせをしてまいりました。年内にもう一度、開催が予定されておりますので、またその時点で、入りました情報等についても、お知らせをしていきたいと、そのように考えております。この水田の交付金でありますけれども、産地確立交付金というものが、平成21年度から平成23年度までの3カ年間実施をされるということでございます。その総額は4億7,000万円と見込んでおりました。対象面積は1,300ヘクタール、私どもの町の農家の方々141戸の方々が対象でございます。影響でありますけれども、一方で新しく平成22年度に想定されております、水田利活用自給力向上事業、こちらについては、麦、大豆等を生産した場合、10アール当たり3万5,000円。そば、加工用米の場合は、2万円。その他の作物が1万円と。また、米粉、飼料米、燃料米等については8万円ということでありあります。本町の転作率は約90%に近い状況であります。これと現在のものと、平成22年度以降のものを照らし合わせますと、交付単価が下がるということが予想されております。それを、平成21年度の作付に単純に置きかえましたところ、約2億円が減少するという試算になってございます。特に下げ幅の大きい作物で申し上げますと、小豆、菜豆類の豆類であります。また、これが3万3,000円程度下がることが予想されます。また、てん菜についても、2万1,000円程

度下がるのではないかと、そのように推計をしているところであります。今回のいろいろな改編について議論をされておりますけれども、私どもといたしましては、生産調整に参加をされている方のメリット、不公平感を抱かないようなルールというのが、今回の制度の中ではなかなか見えてこないのではないかなと、そのように印象をもってございます。そういった点について意見を述べてまいりたいと思いますし、この対策によってデータの下落はないというような説明をされている向きもありますが、本当に下がることのないのかどうか、そういう不安を抱いているのも事実でございます。また、単価設定は全国一律というようなことで示されておりますけれども、いろいろな地域の特徴というものもあります。単価設定については、もっと柔軟性があってもいいのではないかと、そのようにも考えております。また、私どものような町の農業においては、担い手の方々が重要な役割を果たしております。自らいろいろな創意工夫を行いながら、農業を展開しておりますので、そういった方々の意欲というものが倦怠しないかどうか、そこが非常に不安でありますので、そういった方々を中心におく、そういう政策も必要ではないか、そのように思っております。現在言われております制度は、私どもが見ますと耕作放棄地などが多く出ている府県、さらには農業後継者の方々がいない農家の方々などを中心に考えている政策ではないか、そういう政策も一方では必要でありますけれども、私どものような地域にあった政策という部分も必要ではないかなと、そのように感じる場所が多いわけでありまして。同じような環境におかれている地域がございますので、そういった地域、また、関係機関などと連携をしながら実情を訴えてまいりたいと、そのように考えているところであります。農業経営の安定化ということで、議員のご指摘の中にも本年の気象状況に関することが述べられておりましたけれども、ことしは気象が非常に不順で、農作物の生育に大きな影響をもたらした1年でございました。私どもの町では405戸の農家の方々において、約6,000ヘクタール、被害額として8億円を超える、そういった農業被害が発生していると、そのように押さえております。個人差、また圃場差というものが非常に多かった1年のように思います。農業を営んでいく基礎的な基盤であります農地、この基盤整備の必要性を痛感をしているところであります。また、安定した農業経営を行っていく中において、例えば水田畑作経営所得安定対策、これは平成19年から平成21年までが一定の基準ということで進められておりますけれども、平成22年度以降どのような基準になってくるのかということが、不確かでありますし、先ほど申し述べましたように、農業者の戸別所得補償制度の一部平成22年度からの実施というものについても不安を感じているところもございます。理念や骨格、そういった考え方については賛成ができるものも、具体的な水準が示されて、それが適正でなければ本来の目的が達せられないと、そういうようなことは過去にも実例としてたくさんあったように思います。ぜひそういった制度というものについて私どもも意見を述べさせていただきたいと、そのように思っているところであります。将来の農業、大空町の農業をどのように安定させていくかということでありますけれども、本町には約1万3,500ヘクタールの農地がございます。土地利用型の作物が生産されている現場が多うございますので、そういった土地利用型の農業作物をしっかりと生産をして、他の地域よりも高生産にしていこうということが、まず1点としては大切

ではないか、そのためには土壌診断をしっかり行ったり、輪作体系を確立をしたり、さらには先ほど議員にも言われましたような、土地基盤整備事業をしっかり行っていくということがひとつ必要ではないかと思います。また、農業においては、国の制度がいろいろな形で存在するのも事実であります。先ほど言いました水田利活用持久力向上事業でありますとか、戸別所得の補償制度、こういったもの、これをしっかりと自分たちの地域にあったものとして、さらにそれを上手に活用していくことも必要なことであろうと思います。一方で、これとは相反する考え方もありますけれども、制度に影響されない作物をしっかりとつくっていくということも大切ではないか、そのように思っております。過去にも本町の場合、花でありますとか、野菜、工芸作物、最近では薬用作物を栽培されている方々もいらっしゃいます。こういったものを取り組んでいくということも、ひとつ大切なことではないかと、そのように思います。こういったものにつきましては、販売先、そのルートの開発というものが、大変重要になってまいりますので、経済団体の方々と連携をして、そういったものを進めてまいりたいと思います。私がやっぱり思いますのは、農業というものは、そのものを生産する農地と、そこに携わる人を育てることによって農業が育っていく、将来の展望が開けるものではないかと、そのように思っておりますので、そういう対応を今後とも町としてとれるように頑張りたいと、そのように思いますので、今後ともご指導をいただきたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 斎藤議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

1点目、新しい女満別小学校が今改築されているところでありますが、その女満別小学校を含めて教育の拠点に対する思いについてということでございますが、この地域で大空町全体としても、新しい学校ができるのは何十年ぶりという、豊住小学校も平成8年にできておりますけれども、この規模で大きな学校があこの地域にできるということで、地域に開かれた教育拠点としての学校ということの思いを強く持っております。具体的には、そこで学ぶ子供たちが、豊かな学び、そして学校の中で豊かなふれあいができるということを大前提にしながら、地域との連携、あるいは地域との交流に役立つ学校、そういうことも、これからの学校として大事だと。それからもう1点ですが、地域の防災拠点としての学校と。これまでも女満別小学校は、避難施設として町の指定を受けておりますけれども、さらに近年の大きな災害等をかんがみましたときに、そうしたことに十分配慮した施設にしていきたいということでございます。それから、大きな2点目の新校舎における特色についてですが、考え方の柱をということで、ご質問いただきましたので、大きく6点ほどそれでは申し上げさせていただきます。1点目ですが、子供たちが楽しく学び、友達と触れ合える学校。これを1点目に掲げたいと存じます。それから2点目ですが、子供たちが安心して安全に過ごせる学校ということを掲げたいと思います。3点目ですが、学校で過ごす子供たち、それから学校に出入りする人たちも含めてですが、人に優しい施設としての学

校ということ。それから4点目ですが、情報化の中に日本も世界的に入っていますが、情報化に対応した学校。それから5点目ですが、これまでの女満別小学校の改築にかかわる三常任委員会、合同委員会の中でもいろいろご指摘を受けましたが、省エネや環境に優しい施設としての学校、エコスクールを標榜するということでございます。最後ですが、子供たちが学ぶその学校で、その学校が地域に開かれて、地域の人々と触れ合ったり地域の人々から教えを受けたりするような、そんな学び合える学校というようなことも構想して特色として入れながら、この後の改築をますます進めていきたい、施設整備に当たっていききたいと、このように存じておるところでございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏議員。

◇斎藤議員 町長の方から、先ほどの前議員ともかぶるところがあるのですが、戸別所得補償政策制度について、今だまだ不透明な部分も多いと思うのですが、今考えてみますと、平成19年にも政党は違うのですが、品目横断政策ができました。そのときもかなり不整備で、そのまま移行した経過があります。来年度も、その固定払いの緑ゲタにしても黄ゲタにしても残るという公算があるようですけれども、この意味でこの所得補償政策に対しての情報収集は、どれだけ正確な収集ができているのか、その点をお聞きしたいと思います。

もう1つは、今までの転作奨励金の内容と違うのは、あくまでも単価については全国一律ですということなのだと思いますけれども、この意味で、今まであった団体や担い手に対する思い、それがなくなるのではないのかとも思いますが、今まで水田農業推進協議会がありました。この中で特色を生かした作物に対して奨励金を付加するような形で進めていたと思いますけれども、今後この協議会についてはどういう役割で進んでいくのか、その2点についてお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず1点目の、正確な情報ということですけれども、基本的に私どもがもっている情報も、議員がもっている情報も変わりはないと思っております。私どもも仕入れているのは、テレビ等々で流れてくる情報でありますとか、各紙、特に日本農業新聞などには詳しく出ている部分もあります。そういったところ、また、農林水産省が掲げているホームページ、そういうところからいろいろ類推をしている部分も中にはあります。また、大臣の発言ですとか、マスコミの報道を集めながら職員と私もよく懇談をしながら、あの言い回しはどういうことを想定しているのだろうかというような中で想定をしている部分があるのが正直なところであります。先ほどのご答弁でも言いましたが、昨日、水田農業推進協議会に農政事務所の方々もおいでをいただいて、その後の情報についてもお尋ねをしましたけれども、ホームページに載っている以外の情報については、まだわからないというようなお答えしかいた

だけなかったのが正直なところであります。

水田農業推進協議会の中の今後の役割ということでもありますけれども、本町の場合は、先ほど交付金の対象になっているのが1,300ヘクタールといいましたけれども、もともとの水田というものは1,500ヘクタールございます。その中で今までには、そのところの転作でありますとか、または、米の生産数量の配分等に伴ってその水田の推進協議会の中でいろいろ議論をし、その議決事項に沿って農業を営んでいくと、地域の農業の考え方をまとめていくというような形になっておりました。これは今後もこの関係というものは続いていくというふうに考えております。ただ、本町はそういった水田地域だけではなくて、畑作を専業とする地域の方々もいらっしゃいます。今後、もう一つ水田が全くない地域には別な組織をつくってというようなことで、動いているところもありますので、そことの整合性を図りながら、名称のことについてはどうなるかわかりませんが、農業者の方々が農政のことについて、議論をし、町、地域の農業の方向性を出す組織としては、今後とも必要になってくるであろうと、そのように思っておりますので、そういう組織を堅持しながら、今後とも地域の農政のあり方ということについて議論をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏議員。

◇斎藤議員 今、水田農業推進協議会の役割については十分わかったところなのですが、10月8日に道新で報道された中に、農家の戸別補償を市町村を通じて給付したいということが掲げてありました。これは、今まで農協が事務手続をしていたわけなのですが、今後、役場を拠点にということなのなのですが、これに対応でき得るのかどうか、その辺もお聞きしたいところなのです。

それともう1点、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、本町は転作率が9割近くということで、今までの政権下の中では一番、国の生産調整に協力した農家が多い地帯だと思います。その中で、先ほど町長の答弁にありましたけれども、1戸平均、来年度からの転作金額については2億円ほど削減になるということで、1戸平均147万円ほどの減少になる。これは大変な打撃だと思います。目の前に、来年度の営農計画書が作成する時期にきております。その中で、果たして1戸147万円の減収をどれだけカバーできるのか、その辺について再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 役場で事務を担えということなのなのですが、どこまでのことを担ってくれという話なのか、そのところがわからなければできるともできないとも言えないのが正直なところであります。現在もいろいろな意味で、水田農業推進協議会の事務局の一端を農協さんとともに、役場の職員で担っている部分があります。そういうようなものであるのかどうか。一方で、実際のお金の支払いまで町で行うということになると、それは町の会計を通るのか通らないのか。先ほど言いましたように、関

係する農家の方々の戸数でいいますと、町といたしましては約４５０戸から５００戸近い農家の方々がいますので、そういう支払いを確認をしてできるかどうかというのは、正直わからないわけであります。この内容によっては、お引き受けできない場合もあるのではないかと、そのように思うところであります。

また、１戸あたり先ほど約２億円減額になると、今まででいうと、約４億７，０００万円から８，０００万円、１戸あたり３３０万円程度であったものが、１９０万円の、転作奨励金が単純に計算しますと、なるということで。１戸あたり平均すると１４０万円台になろうかと思えます。いろいろな対策を講じましても、正直申し上げまして、この１４７万円を穴埋めするということは難しいことではないかと、そのように思っています。具体的に何かいい案がということでいけば、なかなか正直見つかっていないのが現況のところであります。答弁にはなりませんけれども、今の現況としてご報告させていただきたいと思えます。

◇議 長 ３番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 その１４７万円の減収について再度聞きたいのですけれども、なかなか行政、大空町だけでという話には恐らくならないと思うのですけれども、将来的に町長の答弁の中にありましたけれども、まずは早急に道内の同じ市町村でタイアップしながら国への緩和措置を要望していただきたいと思えます。

それと、この政策について最後になりますけれども、今後の農業の課題について、自分なりに考えておりますけれども、ひとつ、どうしても担い手の方、大空町はまだ後継者の多い町だと思えます。その中でどうしても思うのは、これから農業の意欲がなくなると本当にいろいろな業界に対しての影響も大きなものだと思います。その中で今後の担い手の人たちのためにも、また、将来的な、先ほどこの戸別所得補償制度にかかわらない作物を考えてはという話もありましたけれども、自分でも考えてみますと、今年から、先ほど町長もちよっと触れたのですけれども、一つは、高収入の薬草なのですけれども、ＪＡ女満別ではセンキュウという薬草に取り組みました。これは、種については自家採取でよろしいということで、なかなか条件的にはおもしろいものなのかなと思っております。こういう情報が、今回は１７戸ほどで始まるのですけれども、なかなかないのですけれども、こういう形での情報も少しはやる気を見せる、担い手の方にとっても方策なのかと思っております。その辺について何かあればよろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず金額が下がる関係で、所得が非常に下がることが予想されるということで、私どもの地域でもそうでありますけれども、北海道内、いろいろな支庁管内ごとに分けてもいろいろなところで若干の差はありながら、この問題の影響というのは非常に大きいというふうにとらえております。そういった意味では、私どもの市町村単独でということはもちろんでありますけれども、各地域がまとまって、国に対して、

また、北海道全体としてこういった制度の考え方についていろいろ意見を述べさせていただきたいと、そのように考えているところであります。これについては今後も努力をさせていただきたいと思います。

また、将来の農業のあり方ということで、私も先ほど申し述べさせていただいた中に、やはり農業というのは人が営む産業でありますので、その方々が意欲を持って取り組んでいかなければ成り立っていかないものだと、そのように考えております。そういった中で、将来の展望が開けなければならないという中で、新しい作物の研究なども必要ではないかというようなご指摘もいただきました。実際に今栽培されている17戸の農家の方々の薬用作物といわれるものは、網走市にお話があった関係から派生をして、本町の農家の方々においても、作付が始まったというふうに伺っております。先日、網走市長ともこの件についてお話をさせていただきました。今後もそういったところからの情報もいただけるというふうをお願いをしまいいりましたので、今後、こういったものの可能性はどうかということについても、早急に情報を収集しながらご説明ができるように努力をしまいいりたいと、そのように思いますのでご指導をいただきたいと、そのように思います、よろしくお願いいいたします。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今後とも農業振興が停滞しないように、よろしくお願いいしたいと思います。

1点目の大項目は、以上で終わりたいと思います。

2点目の女満別小学校の改築工事についてですけれども、先ほど教育長からいろいろな思いを聞かせていただきました。その中で地域に開かれた、また、地域の防災としての拠点、そういうことが思いにあるのだということだったのですけれども、私もこれに対して大変賛同したいと思います。この中で1つ気になることは、10年前くらいになるのでしょうか、大阪の府立池田小学校で一般の方が急に入ってきて子供を殺傷した事件がありました。その中で地域に開かれた拠点にした、公開をしたという意味で、そのセキュリティーシステム、また、防犯についてどのようなお考えなのかお聞かせください。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 セキュリティー、先ほどの項目で申し上げましたら、安心、安全な学校ということにかかわってくるかと思いますが、一つは、今つくっている職員室からグラウンドまでずっと見渡せるように、職員室がグラウンド向きのほうはガラス窓にしております。それから、その向こうにある多目的ホールもぐるっとガラスにしてグラウンドが見えるようにしていることが一つ。子供たちが遊んでいるだとか、外がまづ見える。それから、外から来客が来るときに、オートロック的な感じで、そこは自動的にあっせんになっております。来客がインターホンでお客さんが来ましたら、そのインターホンの画像も職員室の中でどなたが来られたか見えるようになっています。それでかぎをあけると。それから、各教室にはインターホンを全部つけてあります。

何か教室にあれば、すぐそこから職員室に連絡が来れるような、そういう往復でとれるようになっております。それから、校舎の中の要所要所に緊急ブザー的なものを置いて、どこからでも何かあったときにすぐそこを押せば緊急事態が発生したということがわかるようなこともしております。それから、外の人が子供たちの玄関や職員の玄関に入ってくるときに、それを防犯カメラで映して、どういう人が入ってきているかということも監視できるような形にしているところです。

以上です。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 いろいろな特徴、特色もあるのだろうと思いますけれども、まだまだ言いそびれていることもあるのではないかと思いますけれども、校内でもいろいろなエコの関係でも、装備を備えているように聞かせていただいております。そのような中で、特に今太陽光とか、ヒートポンプとかいろいろな形がありますけれども、そういう形でどのような形で子供たちに影響を考えているのか伺いたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 エコの関係につきましては、合同常任委員会の中でもいろいろ皆さん方からご指導いただいたりもいたしました。それらのことも考えながら現在このようなことで進めております。一つは太陽光発電を設置して、そこからの電力をもって多目的ホールの天井にシーリングファンを何機かつけて冷房に充てる。あるいは余力の電力を引っ張って多目的ホールの展示するところにその電力を使った教材を置いておくと。これが太陽光で発電された電気で動く教材ですよ、というようなことも考えております。それから、給食センターの残渣、今でもいろいろな食べ残しのもの出ているのですが、それも堆肥化する、そういう設備を整えてまいります。それから、中庭と前庭の芝生化を重点的にこれを進めてまいりたいと。それから、内部の内装ですが、できるだけ多くの木材を使うと。腰壁、それから壁も含めて多くの木材を使うというようなことで考えております。それから、窓は全部二重サッシの窓にして、照明ですが、高効率の照明器具、今、H f 蛍光灯器具を設置することで準備を進めてございます。これまでの電球蛍光灯よりも明るい、ちらつきも少なくて寿命も長いと。明るさはだいたい従来のものよりも1.3倍ぐらいあるというようなことで、そういうところにも配慮をしながら省エネ、エコの対策をとっていききたいと、このように考えているところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今の設備的な内容はよくわかったところであります。あと2点ほどお聞きしたいのですが、大空町では食育についてはかなり進んで教育も指導していると思うのですが、この改築に当たって何か食育に関したものが設置されるのか。

それに伴って遊具の関係もありましたら、お聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 食育関係ですが、現在も中庭のほうにハウスを設置し、あるいは畑をいくつか設置しておりますが、これらについても引き続きそういう形で外構工事の中で設置をしてみたいと、このように思っております。それから、遊具ですが、女満別小学校改築協賛会というのが立ち上がっておりまして、そちらの協賛会のほうで、遊具について広く町民の方々、あるいは同窓生の方々からの募金活動もしながら設置したいということで、今構想として大きなものとして挙がっておりますのは、ジャングルジム、それからブランコ、滑り台、これらの最も学校の遊具の基本となるものについてそちらのほうで構想されているようですが、それらの進行具合とあわせて、外交工事の中で、そのほかの遊具についても考えてみたい、設置してみたいと、このように思っているところでございます。

◇議 長 3 番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほど教育長からもありましたように、なかなか学校というのは建てられないもので、30 年以來、豊住小学校はその少し前には建っておりますけれども、その中で一番特色のあるそういう形で、何がメインなのか、それを最後にお聞かせいただきたいと思います。ことし置戸小学校が新築改築いたしましたけれども、その中では木を使ったものが多くふんだんに使われているようです。その中で、女満別小学校の一番の特色というか、そのポイントについては何なのかそれを最後にお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 先ほどの食育の答弁の中で一つ落ちていましたので追加させてください。2 階にアルコーブという空間地帯があるのですが、そこで子供たちが談笑したりする場所なのですが、そこから給食センターの調理場が見えるような窓をひとつ付けて、子供たちにそうした状況が見えるようにしてございます。それから、置戸小学校の和木という木ということで話が出ておりましたけれども、先ほど大きな項目で5 つ申し上げましたけれども、安心、安全で子供たちが楽しく学べるということを基本に、先ほど申し上げたような観点からそうしたものを設備しているところでございます。例えば、図書室を1 階にもってきている。それから、各所に廊下、中庭、多目的ホールなどにもベンチを用意して、教室の事業が終わって外へ出たら、今の学校ですと廊下だけですが、そういったところにもベンチを置いて、子供たちが授業以外でもいろいろな子供たちと触れ合えるようなそんなことも十分配慮しておりますし、また、人に優しい学校ということで先ほど申し上げましたけれども、1 階や2 階にハンディキャッ

プトイレを設けたり、あるいは障害、あるいは子供たちがけがをしたような場合に、2階に上がれるように階段昇降機をつけるなど、そんなことにも配慮をしながら、この後設備を充実していきたいと、そのように思っているところです。

◇議 長 3番、斎藤宏議員。

◇斎藤議員 今、教育長からいろいろと設備内容、特色についても説明いただきました。最後になりますけれども、あくまでも子供の目線に立った考え、施工によってこの改築工事を進めていただきたいと思います。

以上、終わります。

◇議 長 中村教育長。

◇教育長 平成19年度に女満別小学校改築に係る意見を聞く会というのを立ち上げてたくさんの方々、町民の人も含めてご意見をいただきましたし、平成20年度には、改築検討委員会というのを立ち上げて、そこでもたくさんの意見をいただきながら、今議員のおっしゃられましたような、そこで学ぶ子供たちや、そこで教える先生方の目線に立ったご意見をたくさんちょうだいをいたしております。それらを、今回の改築並びに設備の設置等に当たってはできるだけ盛り込んで取り組んでいるところでございます。今度ともご指導をいただきながら、それらの充実に努めてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇斎藤議員 以上、終わります。

◇議 長 これにて、斎藤宏議員の一般質問を終了します。

ここで、昼食のため休憩します。再開は午後1時。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、近藤哲雄議員の一般質問を許します。

◇近藤議員 通告に基づきまして2点について質問をさせていただきます。

1点目、自治会活動に関してです。地方分権、あるいは地域主権などと表現されているように、地方においても、国まかせという時代から、そういう姿勢から決別をし、住民が主役の実現を目指す地域づくりが求められている、そんな時代へと移り変わっています。そうした中、最も身近なコミュニティーの一つ、自治会活動の向上、育成、あるいは活性化を図っていくということは、そんな地域づくりを進めていく上での不可欠な部分ではないかと感じています。そのようなことを目的として、予算措置のさ

れています自治会への事業活動費補助金であります、合併後、50%強という執行率で推移をしてきているところです。この要因としては、どのようなことが考えられるのかお聞きをしたいと思います。各自治会におきましては、それぞれにおいて、大なり小なり課題となっている問題、事情があるのではと思います。高齢者の方が多くなって若い人が少なく、活動がしにくくなった。あるいは、戸数が少なくなって、町の行事等には参加できない等々、そんな話は時々耳にするところでもあります。活動が停滞をしていくことが、地域内においてのお互いのつながりが少しずつ希薄なものになる、そんなことにつながっていかないかという心配もされます。地域の活力を導き出していくような取り組み、それぞれができることに対しての地域支援というものも重要ではと考えますが、所信をお伺いしたいと思います。また、時々議論されるところでもあります、このような観点から、自治会の再編を考えていくということについては、現状どのようにお考えか改めてお聞きをしたいと思います。

2点目は、教育現場においてのインフルエンザの影響についてです。今年度は、季節に関係なく新型インフルエンザが猛威を振るい、国内において死亡者が100名を超えたという報道もなされているところです。本町におきましても、多くの方々が感染されたと思いますが、今回は、子供たちに関しての部分でお聞きをします。多くの学校、幼稚園等について、学年、学級閉鎖などの措置がとられておりますが、本町においての状況をお聞きしたいと思います。また、そのことによって授業進度のおくれ等の影響がないか、今後の対応とあわせてお伺いをいたします。

以上、私の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 近藤議員の一般質問、自治会活動の支援についてお答えを申し上げたいと思います。自治会活動の現状、私どもで押さえている点についてまずご報告を申し上げたいと思います。自治会活動事業の補助金につきましては、1自治会上限5万円、補助の率といたしまして2分の1を助成しているところでございます。予算の執行状況は、議員が申しましたとおり、例年、予算の額の執行率でいいますと50%から55%程度で推移をしているところであります。申請している自治会数、現在48自治会がございすけれども、毎年30自治会前後の申請で、数の上では約6割というような状況になっております。少子化、少子高齢化が進展をしたり、自治会の世帯数などが減っている自治会もございす。また、近所づき合いなど、そういったものが希薄になっているというようなお話も聞き及びます。具体的な自治会の声などをお聞きいたしますと、申請をしたいのだけれども2分の1ということで自治会内部の持ち出しも出てくる。その額が多くてなかなか難しいと。また、活動をしたくても高齢者ばかりでなかなか催し物が開催できない。自治会活動への関心がなくて、イベントなどを行っても参加してもらえないというようなお話もあるやに聞いてございます。そういうことから、役員そのもののなり手が不足するという問題が生じてきている自治会もございす。役員が毎年同じ方というようなことで、疲労感を感じている現状もあるように思います。農村部では、先ほど全部で6割程度といいましたけれども、ほぼ1

00%申請をいただいておりますけれども、市街地区などが申請を見送っている自治会が多いと、そのように受け止めております。このような中、今年度、自治体連合会が主体となりまして、自治体活動の手引きというものを作成してくださいました。自治体活動の仕組みですとか、また、どのような活動がいろいろな自治会で行われているか、その活動事例なども掲載をされているところであります。そういったものを参考にいただきながら自治会活動に携わっていただければありがたいと、そのように思っております。行政といたしましては、自治会運営費の交付金や今述べました補助金など支援させていただいているところでもありますけれども、自治会というのは、自主的な活動が基本であります。そういった自主的な意識をもっていただくというようなことを考えますと、皆さんからお納めいただいております税の一部を何らかの方法で地域に還元するというような方法はどうか、というようなことを検討をしている状況にあります。また、金銭面だけの支援ということでも十分ではないと、そのように考えております。平成20年から地域担当職員というのを各自治体に配置をし、自治会活動の中で参加をさせていただいております。もちろん住民自らが、自らの手で自主的に活動をしていくというのが自治会活動であり、行政からの押しつけないことは十分承知をしておりますけれども、こういった担当職員なども、地域の課題というものを共通をして一緒に解決に向けて考えていかなければならないということもあるのではないかと、そのように思っております。また、壮年の方々、私の個人的な定義でありますけれども、55歳程度から70歳の方々、まだまだお仕事が忙しい方々でありますけれども、そういった方々の地域でのやりがい深める活動というものも、地域活動の中で大変重要になってきております。そういった方々の活動が、自治会活動と結びつかないだろうかと、そのようにも思っておりますので、こういった方々の活動を促していくということもポイントではないかと、そのように考えているところでもあります。また、自治会の再編について、過去にも何人かの議員の方からお尋ねをいただいたところがございます。自治会の再編というのは、なかなか難しい課題だと、そのようにとらえております。自治会活動というのは非常に重要性が高いと、私はそのように認識しております。自治会活動が縮小いたしますと、それはすなわちまちづくりの活動も縮小していくということにつながるのではないかと。非常に与える影響は大きなものと、そのように認識をしております。大空町には先ほど言いましたとおり48の自治会があり、最も多いところでは170世帯、小さいところは5世帯というような状況でございます。確かに活動の支障を来しているという情報も、私ども承っております。一方では、地域性や独自の取り組みがあったり、単なる数の問題ではないというような言い方をされる場合もあります。自治会同士の自主的な話し合い、歩み寄りというものがまず必要であると、それは私ども行政はもちろん、自治会連合会でもそのようにとらえ方をしているわけでありまして。各自治会の自主性、お互いの歩み寄りなどを尊重してまいりたいと、そのようには思っております。ただ、先ほど言いましたように活動の関係もございます。一つの自治会で事業がなかなか実施しづらい環境があったり、なかなか自治会の再編に向けての話し合いのきっかけがなかったりというような場合があります。例えば複数の自治会で合同広域事業として事業に取り組んでいくことなどはどうなのだろうかと、そういったことについて、地

域担当者も含めて役割があるのではないかなと、そのように考えておりますので、そういうことについて、自治会の方々ともお話をさせていただきながら、そういう環境づくりというものに努力をしまいたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村教育長。

◇教 育 長 学校等におけるインフルエンザの影響について近藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。10月から12月にかけて幼稚園から高校までこの大空町においても、園児、児童、生徒がインフルエンザにかかったというような状況にございますので、その罹患の状況等、それから学校、園等が休んだ状況等についてご報告を申し上げ、それに対する対策を今後どのようにとろうとしているのかということについてあわせてお答えを申し上げたいと存じます。10月に入りましてから、罹患者がどんどん増えてまいりまして、それぞれの園や学校の様子でございますが、女満別幼稚園は園全体を1回閉鎖をいたしました。それから年少、年中、年長と、時期はずれてくるのですが、それぞれ学年ごとの閉鎖、学級ごとの閉鎖をしました。次に、東藻琴幼稚園ですが、1回6日間、園を閉鎖してございます。先ほどの女満別幼稚園は5日間、園を閉鎖しています。それから女満別小学校ですが、4日間、学校全体を閉鎖し、1年生と5年生が学年の閉鎖をいたしております。豊住小学校ですが、6日間、学校全体を閉鎖しました。複式ですので、5、6年生が1回、学年の閉鎖をしました。女満別中学校ですが、1回5日間、学校を閉鎖しました。そのほか、1年生と2年生で学年閉鎖をいたしました。それから、東藻琴中学校ですが学校閉鎖はありませんでした。1年生だけの学年閉鎖で済んでおります。特に3年生は、1人も罹患をしておりません。それから東藻琴高校ですが、2年生が学年閉鎖を1回やっております。閉鎖の期間ですが、閉鎖に当たっては罹患率、人数等を学校医のほうと、学校と相談を申し上げてほしい学年ですと、あるいは学級ですと1割の者が罹患したらという道教委からの通知もございまして、それらを基準にしながら罹患の状況を学校医と相談をして、学校医の指導のもとに学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖というような対応をとってきたところでございます。このような、幼稚園から園児、児童、生徒全部で町内には949名いるのですが、そのうち今回罹患した者は321人で、全体の33.8%の罹患率。したがって、まだ66%くらいの子供たちが12月10日現在くらいでまだ罹患をしていないという状況ですが、それらの子供たちがこの後罹患するのかわからないのかということも、予防の上から十分対応してまいりたいと思ってございます。傾向としては、幼稚園とか小学校の低学年といった抵抗力の弱い子供たちの罹患率が高くて、それが37.2%くらいになってございます。特に学校閉鎖をした場合、あるいは学年もそうですが、土曜日、日曜日、祝日も含んでの5日間や6日間という休み方で対応しております。月曜日から金曜日までという閉鎖の場合もありますが、たいいていそこに土曜とか日曜とか祝日なども絡みながらきているということでございます。議員のほうからご指摘ありましたように、このように学校を休んだものですから、年

間授業時数に不足が生じてきています。学校は、年間35週で年間の授業計画を組みます。学校へ行く週数というのは、学校行事、運動会や学芸会、体育祭も入れて40週、だいたい1週5日にして40週、200日行くのです。その5週分というのが、学校行事や予備の時数、余裕をもった時数で学校はとっているのですね。今回これだけ風邪で休んだものですから、予備時数が不足している学校がたくさん出てきたということでもあります。そこで、11月の校長会議の折から、そうした状況に対して委員会としても指導をしてまいりまして、予備時数の残がどれくらいあるのか。なくなっていたら何日くらい学校へ冬休み来たらいいのか。あるいは、5時間授業の日を6時間に何回増やしたらいいのか。そんなことについて指導をずっとしてまいりました。現在、町内の小中学校だけに限定して申し上げますと、5時間授業を6時間授業にするという対応だけで済む学校と、それに加えて学級会、あるいは総合の時間も若干振り当てるという学校。それから、冬休みを減らすという学校もございます。冬休みを1日から2日ほど減らすという学校を申し上げますと、女満別小学校の6年生が、1月の15、18の2日間、学校に登校しまして6時間授業をします。豊住小学校は5、6年生が12月の28日と1月の18日、6時間授業を2日間してそれに充てると。それから、女満別中学校は全学年、冬休みに入るのを1日おくらせて、つまり冬休みを1日とったのと同じなのですけれども、12月22日に6時間授業をやって対応をすると報告を受けております。これらについては、子供たちも含めた保護者にも十分その対応策がわかるように、学校だより等でわかりやすくお知らせをするようにという指導を校長会議を通してやってございます。当然、冬休みに学校に来ることになりますと、スクールバス、給食もあわせて関連をしてきますので、これらについては教育委員会と連携を取りながら、給食を出していく、あるいはスクールバスを運行するという事で対応をとることにしてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 1 点目の自治会の活動に関しての部分でありますけれども、補助金の部分につきましては、今予算的に、何かと助成金でありますとか補助金ということが厳しくなっているそんな状況の中で、一つの政策として取り組んでいましたこの自治会活動費の補助金が、意図していたように活用されていなかったということは大変残念なことだと思っていたいました。先ほど町長の答弁を聞きながら、自治会それぞれの事情によって活用できないといった部分や、また、これからさらに親交を深めていけば、まだ広がりを見せていくのかなと、そんな両面の要素があるのではないかという感じを持ちながらお聞きしておりましたが、その対象経費となる部分というのが限界にきているのか、自治会の現状とあわせて、合わない点が出ているのか、そういった部分を今一度再確認をしてみる必要があるのかなと、そんな印象を持ったところでもあります。そうした中で、税の一部を地域に還元をしながら支援につなげていくというそんな方法も検討されているというようなご答弁でありました。大変興味のある話だなと思ひながらお聞きをしておりましてけれども、何とかそれぞれの自治会におきまし

て、積極性が生まれてくるような、そんな政策へと結びついていってほしいなと期待をするところでもあります。しかし一方で、現実的になかなか消化しきれないのかなと。そういう自治会も出てきようかとも思います。そうした場合は、返還をされていくのか、まだ検討中ということでもありますけれども、よりこの政策に関連する部分で具体的な部分がありましたらお聞きをしたいなと思っているところです。何かお金に関しての話になってしまいましたけれども、そうしたことは答弁にもありましたように、地域の活性化を図っていく上での単なる一つの手段だということだと思います。地域活性化を図っていくためには、やはり町が行っていることに対して、どのように関心を持ってもらうか、興味を持ってもらうか、そういうことを進めていくことが、行政と住民の距離をより近づけていくことになるのだらうと思っているところです。この定例会が終わりまして、ふれあいトークというのも本格化をしてくるようでもあります。私は、地域の皆さんにもみんなでこのふれあいトークに参加をしようと呼びかけをしているところでもあります。町長となかなか直接話をするという機会もそうあることではありませんので、日ごろ皆さんが身近なことで感じていることを話したり、また、行政サイドからいろいろな情報等を聞くことによって、その後におきまして、自分の言ったことがどんなふうに取り組まれているのかなと気にとめてみることや、聞いた話等々を地域におきましていろいろな機会で話題としていくこと、そのようなことが大変小さなことでもありますけれども、地域にとりましての一つの活性化ということができるのではないかなと思っているところです。現状におきましてのそれぞれのいろいろな自治体の雰囲気や空気というものを感じ取れるような、そんなふれあいトークであってほしいなと期待をしているところでもあります。また、少子高齢化の時代ですとか、近所づき合い、あるいは自治会同士でのつながりもだんだん弱くなってきていると、そんなお話等もありました。そうした中では、町長の答弁にも触れられておりましたけれども、ボランティア活動ということもこれからの時代、大切な要素になってくのではないかなと思っているところです。既にいろいろな活動がされているところでもありますけれども、さらにそうした、人を育てていくこと、また、支えていくことが、今後の地域においての結びつきというものを守っていくことにつながっていくのではないかなと、感じているところでもあります。そのような全体のことを含めまして、自治会の再編についてはということでお聞きをいたしました。この通告を書きながら、自分としてどうしていくことがいいのかと考えてみたところでもありますけれども、正直、なかなか考えがまとまりませんでした。現状、町長からの答弁にあったとおりでと思います。それぞれにおいて、歴史的な部分もありますし、また、短時間でどうのこうのという話でもなかろうかと思っています。さらには、第一次産業中心の町でもありますので、JA絡みの部分というのも出てきようかなと思います。それぞれの自治会の自発的なことを期待してということだと思いますけれども、一方で、少し長期的に見てみた場合、やはり行政サイドのほうからその規模的な部分で何か基準となるようなこと、あるいは目安となるようなことを示して、その中でそれぞれの自治会が考えてみるということも必要ではないかなと思っております。そのようなことがなければ、例え考えがあったとしても、なかなか前に進んでいくことはできづらいのかなという感じ方をしているところです。一定の規模があれば、そ

の中において、それぞれの内容や目的に沿って小字ごとの活動はできていくことだと思えますけれども、その規模がないことによって、それまでできていたことがだんだんとできなくなってくる。あるいはすることが限られてしまう。そうしたことがその地域においての元気のなさに、そんなことにつながっていかないと懸念をしているところでもあります。改めて町長の所信をお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 自治会の活動補助金でありますけれども、従来、女満別地域におきましては、昭和54年の自治会制度の発足のころからだったと思えますけれども、1事業2万円以上の事業に対して2分の1、1万円までを限度として、3事業まで助成をするというような自治会活動補助金が長らく続いておりました。東藻琴地域においては、そういった事業活動に対する補助金というものを改めて設定したということではなくて、施設の改修、整備、備品の購入、そういったものに対して自治会に対する補助金制度というものがあったというようなことがあります。そういう中で新しい町になりましたから、金額は変えましたけれども、活動に対する助成というようなことで設定をしました関係から、まだなじみが薄い地域もあるのかと、そのように思っているところでもあります。また、補助金の適正化基準などもつくっておりますので、そういった中でどのような使われ方をしているか、使い勝手が悪い部分があるのか、これについては、今年度の申請などを分析させていただいて、その傾向というものをつかんでまいりたいと、そのように思います。また、48自治会ありまして、5万円ずつ、すべての自治会が申請をしていただきますと、240万円という金額になります。先ほど私が言いました税の一部というような言い方をいたしましたけれども、町民税の個人の方々からいただいている部分が約3億円程度あります。例えば、これの1%ということになりますと300万円程度になります。それを例えば、一定の計算方式に基づいて各自治会に交付をする、そういうしくみであれば、自分たちが納めた税金が活動費として自治会に交付される、ある意味、その使途というものについても、積極性といえますでしょうか、自主性が生まれるのではないかと、そのように考える部分もあります。ただ、いろいろなご意見を伺っていく中で、ご心配の向きもありましたように、お金をもらったからといって本当に活動は進むのかどうかと、そういうお話も聞かれます。そういうことでありますので、そういった実態をよく皆さん方からお話を伺って、どのような制度がいいのか、今後も検討を続けてまいりたいと思っております。発想の発端などと言いますと大げさですけれども、例えば、国から今まで2分の1の補助金をいただきながら、私どもいろいろな事業に携わってまいりましたけれども、昨年からの経済対策等々については、私どもが申請をするというよりは、一定のルールでもって市町村に交付金という形でお金が交付をされて、ある程度の制約はありますけれども、地域で十分検討をして、いろいろな事業に使いなさいというような形で交付をされてまいりました。今までと違いまして、一体どういものが今町に必要なになっているのかと、どのような使い方が一番効果が上がるかということについては、私どもも、随分と検討させていただいた、そういうことがあります。ひょっ

としたら自治会の方々においても、そういうような発想に基づいていろいろ地域の中でご検討いただける部分があるのではないかと、そういうことであります。また、あわせて先ほど言いました、自治会活動の手引きということでいろいろな自治会が携わっている自治会の活動事例集というものが、何ページかにわたって示されております。そういうものと相まって新しい事業の展開ですとか、さらに自分たちがやっている事業のすばらしさというものが認識していただければありがたいかと、そのように思っております。1番大切なのは自分たちが自分たちの地域でどんな活動をしていくか、そういった意欲のことにつながるのではないかなと思っております。それがまちづくりの根源になる部分だろうと思います。自分たちが要望していたもの、また、考えていたものがどのように実行されていくか、それはそういうことを行政方面に伝えることも必要でありますし、私どもなかなか十分でなかったかと、今話を聞いていて思いましたのは、いろいろな要望があって実現した地域の課題などもあります。そこで、私どもはどちらかというと終わってしまっている部分がありますので、そういった経過ですとか、その効果、実現に至った過程などというものを説明していくことも必要なのかなと、そのように承ったところでもあります。地域の活動、それはとりもなおさずボランティア活動と意味的には重なることだろうと思います。決して、何か報酬をというような気持ちで活動されている方はほとんどいないと。地域活動そのものがボランティア活動につながるものだろうと思っております。それを、私どもとすればどのように手助けをして、そういった方々をふやしていくか、これは単に自治会の活動ということだけではなくて、地域の経済活動にもつながってくることというふうに思いますので、そういう発想も取り入れながら、取り組みができないか考えていきたいと思っております。また、再編の関係につきましては、昭和54年に女満別のところで出しました当時の自治会活動の手引きというものがありまして、そのときには、当時の31だったのでしょうか、自治会の規約集などが載っていたり、ひな型としての役員の構成であるとか、標準的な自治会の規模というものが例示されていた記憶がございます。農村部ではこの程度、また市街地区では、この程度が望ましいというようなものが一つの例として示されていたように思います。今回のこの活動の手引きの中では、そこまでは触れておりませんでしたけれども、今後、こういったことで改定も何年かに一度は出てくるのではないかと。自治会連合会の皆さんとそういったことについて、載せるのかどうかということについて議論を深めながら、そういったものの例示ということについても検討させていただきたいと、そのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

◇議 長 1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 もう1点、地域担当職員、この制度についてでありますけれども、2年近くが経過をしようとしている時期でもあります。この行政と地域とのパイプ役になりながら地域のそれぞれの課題を共有していく、そういう観点から見たときに、現在までの取り組みにおきましてどのような検証がされるのか、今後において改善していったほうがいいのかという点もありましたら、含めてお聞きをしたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域担当職員制度でありますけれども、これを定着させて、本来の目的として機能させていくにはもっともっと時間がかかるだろうと。一言で地域と行政機関とのパイプ役ということでありまして、私が当初から言っておりますのは、地域の中に行って、地域をまず知ることが職員として必要だと。また、地域の方にその職員を知ってもらうということも大切なことだと。そういう中では、自分から地域のことを知る努力、また、知ってもらう努力をしなければならないと。さらには、役場の中の仕事というのは広範囲にわたっていて、その職員が携わったことのある分野というのは限られているかもしれません。いろいろなことをすべて、例えば地域の方にお尋ねをいただいても十分答えられない部分があるかもしれませんけれども、私は、その担当職員が自分の経験上、行った仕事があると、説明ができると。特に、今自分が携わっている仕事のことについて、一生懸命地域の方に説明をするということが、役場の中のいろいろな過程でありますとか、結果でありますとか、情報というものを地域に伝える一步につながるのではないかと考えているところであります。そういった意味では、地域担当職員の制度、スタートいたしましたけれども、そここのところはまだまだいっていないというのが現状かなと考えております。地域の方には、大分顔と名前を覚えていただくようなことのところはできてきておりますけれども、まだまだ職員の側から、今言ったような情報を地域の方々のところでお話をして、情報を交換し合うというところまではいっていないような気がいたします。大上段に振りかぶって、大きな政策的なことを説明するというより、まず身近なところをしっかりと正確に伝えていくということの積み重ねではないかと、そのように思っております。また、こちらのほうも多少異動が必要ではないかなというふうに思っております。そういったことからすれば、ある一定の年限でその地域の担当の職員を異動させて、そして多くの皆さんに知っていただくということもしていかなければならないことではないかと、そのように考えているところでございます。こちらについては、冒頭いいましたように、時間がかかるかもしれませんが、決して職員にとっても地域の方にとってもマイナスになる部分ではないと、そのように私は思っておりますので、今後とも続けていけるように努力をしていきたいと、そのように思います。

◇議 長 1 番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 来年は合併して5年目を迎えます。この5年というのを1つの節目といたしまして、自治会というものが少し前に出てくるようなイベント、催しと申しますか、よく運動会あたりのことが検討される向きもありますけれども、そうした催しを企画していくようなお考えはないのか、最後にお聞きをしてこの件については終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 来年で早いもので5年目という記念すべき年になります。いろいろな課題の中でも触れておりますように、いろいろな計画ですとか、社会資本の整備というものは少しずつではありますけれども、整備が整ってきつつありますけれども、やはり1番は、何事においても町民の方々をまちづくりに参加をしていくのだ。僕たちが、私たちが主役なのだという中で、積極的にいろいろな物事に携わってくれるその意欲ではないかと、そのように思います。ましてや両地域が一緒になったということからすれば、そういう一つの中で物事が取り組めていけるということが最良ではないかと、そのように思っております。そういう記念的なといいましょうか、一区切りの年でもありますので、そういう事業について、皆さん方にいろいろお諮りをしていきたいと思ひます。今まさに予算編成が始まっている時期でもありますので、その中で担当も含めて、いろいろそのことについては、町民の皆さんに投げかけをしていきたいというふうに考えてございます。その中で理解の得られたものについては、ぜひとも実施できるように頑張っていきたいと、そのように思っております。

◇議 長 1番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 2点目のインフルエンザに関しての部分でありますけれども、本町においての現状、あるいは影響、また、今後の対応ということで詳しいご答弁をいただきました。この件に関しては、これ以上のことは深くはないわけでありまして、今だんだん下火になってきているのかなという印象を持ちますけれども、それでもこれから季節性ということも含めてどんな波がくるのか、あるいは冬期間を迎えるに当たりましては、気象的な面で思わぬ形で休校をとらざるを得ないというそんな影響も可能性としてはあると思ひます。また、受験生等にとりましては、特に進路等のおくれに関しては敏感になってくる時期でもあります。素早い対応の中で、これから父兄や子供たちに不安を与えていかないことが重要だと思いますので、今後の経過を慎重に見守っていったほしいと思ひているところです。

◇議 長 中村教育長。

◇教育 長 先ほど、それぞれの学校が冬休みを短くしたりするというようにお話をしましたし、あるいは5時間授業、6時間授業にするという措置をしていると。その中には、今議員がご指摘になられましたように、これからのまたインフルエンザがはやるだとか、吹雪で臨休になるとか、そういうことも予想して、余裕時数を確保するということも含めて、1日2日、あるいは冬休みに出てくるだとか、5時間授業を6時間にするというようなことも、措置としてそれぞれの学校がとってくださっておりますので、そのことはお伝えを申し上げたいと思ひます。それからインフルエンザにつきましても、先ほども幼・小・中の罹患率が、あとまだかかっていない子供が6割強いということも申し上げましたので、今後も引き続いて、消毒、それから日常的な健康チェック、それから体調が悪いときには出てこない、あるいは健康カードをこの後

も継続的につけていく等、学校に対する指導を十分徹底しながら、蔓延がこれ以上にならないような対応を迅速に対応してまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇近藤議員 終わります。

◇議 長 これにて、近藤哲雄議員の一般質問を終了します。
次に、5番、森田暢明議員の一般質問を許します。

◇森田議員 平成21年第4回の大空町議会定例会の一般質問をさせていただきたいとします。私がこれから質問をしようとする項目につきましては、4年に一度しかできない質問なのかなというふうに思っております。この質問が一般質問になじむのかどうかということも自問自答しながら通告を出させていただいたわけですが、お許しをいただいて、ご質問をさせていただきたいというふうに思っております。質問事項につきましては、まちづくりの推進についてということでございます。非常に幅の広い話になってしまうのかなというふうにも思いますが、質問の要旨につきましては、大空町長のこの来春で4年の任期を迎えるということでの、町長の考え等についてお聞かせ願えればというふうに思っております。

1つ目でございますけれども、大空町長1期目の総括についてということでございます。生意気にも町長に対して、総括をというような言い方もちょっと失礼な言葉かなというふうにも思いますが、平成18年3月31日に旧女満別町と旧東藻琴村が合併し、大空町が誕生し、その直後の町長選挙において初代大空町長にご就任なされた。その後、卓越した知性と指導力を発揮して、新たなまちづくりの先頭に立って奮闘してこられたことは多くの住民が認め、さらに期待を込めていると思われるものであります。合併後、町長就任から任期満了にはまだ数カ月残してございますけれども、この間、多様な住民のニーズにこたえて多くの事業を実施もしてまいったと思います。合併した町、初代町長としてすべての住民との触れ合いを通して総括するとすれば、どのようにまとめられておられるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

2つ目には、次期に向けてのその考えについてということですが、特にこのことにつきましては、第3回の定例会においても、同僚議員のほうからも1つ目のことも含めてありますが、ご質問もあったように思っております。また、別な角度から、大空町長としての公約として、いわゆるマニフェストなるものの総括をというような評価という言い回しだったかなと思いますが、ご自分での評価についてというようなことのご質問も、同僚議員のほうからあったように思っております。それらのことも踏まえての私の質問でございますけれども、このような質問につきましては、私自身が思うには、当然、町長として答弁の中でも言われておりましたけれども、自分が次の時を考える上では、やはり今思われている、また、託されていることをまず一生懸命やってからその評価もしながら、次期のことも考えることであるというふうに答弁もされておりましたので、その考える時期が、今日までいろいろ時間もかけながら、いろいろ事業も進めてこられたのではないかなというふうに思いますが、まさ

に今の時期に、町長のお考え、それから思いを語っていただくことが最もタイムリーな時期であるのかなというふうに思っておりますので、2つ目の次期に向けてのその考えについても、大空町の初代町長を務められて、そこで樹立もされました総合計画も始まったばかりでありますけれども、次期へなお一層の奮起の声が多く聞かれるところでありますので、ご自身のお考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上、1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 森田議員の一般質問にお答えをしたいと存じます。9月の第3回定例会の一般質問においてもご同様のお尋ねがございました。新しい町がスタートして4年。私にとって任期の最終年でございます。この4年間、町民の皆様にお約束をさせていただいた事務事業等の執行について、努力をさせていただいております。顧みますと、診療所の建設、特別養護老人ホームの増床の支援、町営住宅の建設、芝桜公園の整備、麦類乾燥調製貯蔵施設の建設支援、公共施設間の光ファイバーの敷設、水道施設の整備、学校コンピューターの更新、さらには、国の経済対策の財源などを活用してある程度社会資本の整備というものを進めることができたように思います。女満別小学校の建設についても、ご理解をいただきスタートをきることができました。一方で、総合計画、財政計画、行政改革の推進計画、そのほか各種計画の策定や行政評価、人事評価制度の仕組みづくりも進めてまいりました。現在、自治基本条例の制定に向けてご議論をいただいておりますし、使用料・手数料の基準の統一というものも、今定例会に提案をさせていただいたところでございます。また、人件費の抑制、事業経費の見直しを進め、借入金残高や債務負担行為の額の縮減も一定程度進めてまいりました。実質公債費比率については、平成20年度決算で23.4%。将来負担比率においては117.3%。ピーク時の平成19年よりも下げた形になってございます。自分自身でずいぶんやれたようにも思います。しかし、これらは町民の皆さんのご支援と議員各位のご指導や、また職員の頑張りがあったからだと思っております。しかしながら、私自身の思いとすれば、コミュニティ醸成のための地域担当者制度や、放課後児童対策、保育年齢の引き下げ、高齢者の見守り事業、移住定住対策、地域間交通の整備、生ごみの分別、グリーン・ツーリズム、地域特産物の多様な売り込みなど、どちらかといいますと新しい仕組みづくりを構築することが、新しい大空町にとって必要なことだと考えております。これらを考えますと、頭出しはできた部分がありますが、まだまだ不十分だと思う気持ちが強いのも正直なところでございます。さらに、町民間、特に両地域の間での町民の融合は、事業や制度というよりは、心に起因するものでございます。社会資本の整備や仕組みづくりとは異なり、時間がかかるものと思われ、しかしながら文化事業や各種団体の活動など、交流が深まっていることも事実だと受け止めております。町民皆さんの自主的な活動に助けられておりますことを、この場を借りて感謝を申し上げたいと存じます。東藻琴は分村から60年、女満別は分村から85年の長きにわたって、独自の文化や習慣、生活を築いてまいりました。大空町におけるコミュニティというものも一瞬でできるものではありません。

ん。これからの歴史が築いていくものだと考えております。私たちの日常の一つ一つが新しい町の生活であり、文化や習慣となっていくはずだと、そのように思います。合併という言葉は、縮小するもののようにとらわれがちでありますけれども、新しい形として出発するという意味におきましては、分村するということと同義語だと私は思っております。時代を超えてお互いの地域が分村時代の気概を持ってあがったように、新しいまちづくりに取り組んでいかななくてはならないのだと、そのように感じております。行政といたしましては、町民交流のきっかけをつくったり、町民共有の目標としての町の将来像をしっかりと位置づけていくということが、融合につながっていくものと、そのように考えており、それが大きな課題と言えるのではないかと考えております。自分自身で自分自身を見つめるということは大変難しいことであり、十分な総括とは言えませんが、そのように考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次期についての考え方であります。今申し述べましたように、大空町にはまだまだ多くの課題が残されております。また、私の後援会の組織からも意欲を持って課題解決に当たるべしとのご意見もいただいております。議員が言われましたとおり、さきの9月の定例会での一般質問もございました。そしてまた今回も一般質問をいただいたところであります。このことについては、十分前向きに検討させていただいております。はっきりとした発言ということのためには、単に今言いましたような課題だけではなくて、政策的なものもしっかりと申し述べた中でなくては責任のあるお答えにはならないように思っております。それらをまとめて近い時期に町民の皆さんにしっかりとご報告ができるようにしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひともご理解を賜りたいと、そのように思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 1点だけ質問させていただきたいと思いますが、次期のことにつきましては、しかるべきときにとということで、その中身については、何となく皆さんも、町民の方々もご想像がつくようにも思いますし、また町民の前で力強いお言葉を聞けることを期待をしたいというふうに思っております。まず最初にお答えいただきました総括についてであります。町長も今言われておりましたように、この大空町は、合併をした町であるというようなことで、ずっとこの歴史が続いてきた町とはまた異質な自治体でもございます。そういう意味からしても、やはり精神的なつながりというか、そういったものを特に多く事業の中に取り入れていっていただきたいなというふうな思いもございます。その辺のことにつきましては、町長も十分承知の上でのことであらうかなというふうに思っておりますので、いろいろな事業を通して、それぞれの一体感であるとか、また、仲間意識であるとか、そういうような事柄を皆がいつも持っていけるようなことをいろいろな事業の中に生かしながらやっていっていただきたいなというふうに思っておりますので、また、新年度にすぐそれが完結するというようなことにはならないと思いますので、毎年それらの思いを込めながら事業の遂行を

していただきたいというふうにも思っておりますので、今後のご期待を強くしながら質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この4年間、いろいろなところで、いろいろな方からいろいろなご意見をいただきました。その中で強く感じておりましたのは、自分自身ではいろいろな先ほど言いましたけれども、公約的なものを並べてまいりましたが、何もできないというのが正直なところだなというふうに感じたわけであります。これは一つには、仕事をする上では、職員に頑張ってもらわなければならない部分がたくさんありますし、また、議員の皆さんや町民の皆さん方にご理解を賜らなければ進まない事柄ばかりであります。そして何より、何か事業をするときに役場が行うということではなくて、町民の皆さんが自らいろいろな行動をとって、興していただかなければ物事が進んでいけないというのが正直なところなのだなと、改めて痛感をしたところでございます。そういったことから考えますと、町民の方々の一丸となったそういう取り組みというものが、まちづくりには改めて必要なのだと感じさせられた期間でございました。また、先ほど言いましたように、ハード的なものの整備でありますとか、ソフトの制度づくりというようなことを手がけてきたわけでありますけれども、行政の担っていく役割の一つには、将来の不安を取り除くということの大切さ、将来、夢や希望が描けるようなそんな地域でなければならないのだという気持ちが、だんだんと心の中からわいてきたのも現実であります。最近、昭和23年の網走新聞というものを拝見させていただくことがございました。戦後間もなくでありますし、東藻琴の地域においては、分村をして間もなくという時代でございます。その紙面からは、未来に対する希望や展望、そして頑張っていこうじゃないかという、その村民の意欲というものが、満遍なくつづられておりました。そういうものをつくっていく、提供していくということが、私どもの役割の一つではないかと感じたところでもございます。両地域がございまして、いろいろな比較論を言われることがございます。いろいろな意味で、公平間は常々言っておりますのは、いつ、どういうところに、どういった手だてが必要なのかということ判断をして、的確に対応するということが公平につながるというふうに思っておりますけれども、それは、受け取られる側の方からすれば、一体どれだけ行政から愛されているかということになるのかなと、そのように思っております。そういった意味では、一人一人、一つの地域一つの地域ということではなくて、やはり大空町というものを見ながら、そこが愛される対象であるということになって、皆さんが感じ取っていただけるような、そんなことを考えていかなければならない。そのためには、町民皆さんが等しく語ることができる共通のまちづくりの目標というものをしっかりと位置づけてそれに取り組んでいくということが、一丸となれる取り組みではないかなと、そのように考えておりますので、そういうことを課題としてとらえて、今後も努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導いただきますようによりしくお願い申し上げます。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 これにて、森田暢明議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分
再開 午後 2時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇小島議員 通告に従いまして、本日の日程における一般質問の最後を飾らせていただきます。

ただ、その前に、道新のたしか7日だと思いますけれども、論説委員室からということで、どういう趣旨から一般質問したいのかという基本的な考え方について教訓を得ておりますので、改めてご紹介申し上げたいと思う次第でありますけれども、先ほど同僚議員との議論の中でいろいろございました。政権交代に伴って、政府は内閣府に地域主権戦略会議を設置した、来年の通常国会には、新地方分権改革一括法案を提出する方針だと、こういうことのようにあります。既得権益を守ろうとする官僚の抵抗を排し、分権を進められるか、政権にとっては勝負どころだと、こんなことも書いてあります。同時にあわせて、地方側もこれまでの国任せの姿勢に決別をしなければならない、首長と地方議員の力量が問われる、とりわけ地方議員の働きぶりが住民が主役の実現のかぎを握ると、このように強調をされております。よく言われることでありますが、地方議会は一切何をしているのかということで、よく例に挙げられるのが、夕張市の財政破綻は議会がこの役割を果たし得なかったことに一因がある、こういう指摘もございます。分権で地方の権限が拡大すれば、チェックの必要性はさらに高まる、それだけでも議員の仕事の重みは一層増してくる、こういうことでございます。政府が進めているのは、地方分権実現への環境整備であり、それを生かすのも殺すのも自治体の取り組み次第であると、こういうことが書かれてございます。私も同様な見解を持っておりますので、孫引きで申しわけないのですが申し上げました。

通告に従いまして、私から一般質問を開始いたしたいと思っております。平成22年度予算編成と町政執行の基本的な考え方につきまして、これが大項目でございます。できるだけ詳しくということをや要請されておりますので、質問の要旨を私はAからFにわたって書き込んでございます。読み上げます。

A、予算編成に対応する町長の思想と哲学を伺いたいということでございます。このことにつきましては、11月5日、昭和22年度大空町予算編成方針についてという資料が既に配付されているようでございますし、私も手に入っております。そういうことを踏まえて、詳しくお聞かせを願いたい。

Bといたしまして、平成22年度は町長選挙の年であるため、政策的な予算や新規事業を含まない骨格予算になると思うのでありますけれども、この前段の言葉は、予

算の編成方針の中の文章でありますけれども、そういうことを前提に原課からどのように積み上げるか、その進め方について改めて伺いをさせていただきたいと思っております。

Cといたしまして、財政状況と財源など大きな変化が制度的にも予測されるが、情報収集と対応はどうか伺いたい、こういうことでございます。このことにつきまして、時間のこともございますので、同僚議員に対する答弁として、るる町長のほうから説明ございました。ですから、そのことについては答弁を求めるつもりはございませんが、了としたいと思っておりますが、受けとめ方といたしましては、政権交代という大変な局面が生まれたわけであります。明治維新以来の改革が行われる、そういう状況下にあつて、なかなか明快な答えが中央のほうからも出てこないということからあわせて考えると、町長が苦慮していることは十分理解しております。ただし、同僚議員に対する答弁について、若干触れておきたいのですが、それは戸別所得補償制度についてに係る答弁についてでございます。ちょっと疑問に思いますので、その点についてだけいただきたいと思います。どういう事務かということが示されていないので答えられないと、ここまではよろしかったのですが、そういう行政事務については、内容によっては引き受けられないというふうに強く答弁をされました。このことについての真意はいかなものかということについてお聞かせを願いたいと思っておる次第であります。

補助金の見直しも必要だと思いますが、事業の見直しも含め伺いたいと。事業仕分けについてどう評価し、みずからの対応と着手はどうするか伺いたい。このことについては、同僚議員から随分と詳しい話も伺ってございますが、これに関連しては、改めてもう一度伺わせていただきたい。その際、特に強調したいのは事務事業評価について、これは職員みずからが評価していることだということについての限界について言及されておりましたが、これは同僚議員も指摘していた事業仕分けとも大きく関係をするものでございますし、住民参加の視点もあわせて私の切り口から、パブリックコメント制度も含めて町長の持論だったはずであります。そういうものも事務事業評価制度に入れる気はないのかどうか、あわせて伺いをさせていただきたいと思えます。

Eといたしまして、情報を共有し、住民と協働してまちづくりを進めるには、地域主権、自治と民主主義が確立しなければ基礎的自治体の役割を果たせないと思うかどうか伺いたい。これは、先ほど町長の答弁にございました。ある学者によると、地域主権という言葉はなじまないということも言っていたという話もございますが、政権交代に伴って、民主党連立政権が示しているこれからの法律、法案についての中身については別でありますけれども、その前提条件は、基礎的自治体を重視したいということに私はポイントがあるというふうに思っておりますが、そのことについてもあわせて伺いをさせていただきたいと思えます。

Fにつきましては、直前の同僚議員から既にお答えをいただいております。私も同じように一応読み上げたいのでありますが、私はちょっと切り口を変えて、9月にも聞かせていただいておりますので、責任があるかと思っておりますので、もう一度お尋ねするのですが、山下町政の総括と来期に向けての抱負を伺いたい。わかりやすく

言うと、公約達成率は、言葉ではなくて何%ぐらいになるというふうに。随分よくできたというお話も9月にも答弁いただきましたし、同僚に対する答弁に対してもそのようにお答えをいただいているわけでありますが、自分自身としては、割合は何%になるのかと、こういうふうにお聞かせを願いたいと思います。住民の声をよく聞く行政執行、人事、機構、行政改革を進めるに当たって、公平、公正な町政執行ができたかどうか、ここにポイントを置いて来期への意志の抱負を伺いたい。もちろん、できるだけ早い機会にという同僚への答弁も聞いておりますが、同僚の質問の趣旨とは私はちょっと違ひまして、町長がみずから判断することは大切だと。それはなぜかというと、昭和22年度の大空町の予算編成方針について、骨格予算ということを基本にしつつ、予算の要望については従来どおりということが書かれておるからであります。したがって、私なりに来期に向けての抱負は十二分にある。先ほど後援会からもそういうお話をいただいているということでございますから、私といたしましては、二代表制における大統領としての町長の責任の重大性、そのことについて、議会がチェックする立場から予算の調製に入るわけでありますから、考え方を改めて、もう一度別な言葉でお聞かせ願いたいと思っております。

以上で質問の趣旨を終えます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 小島議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、平成22年度の予算編成に対する考え方、ご質問の要旨の中には、思想と哲学という言葉がありますけれども、思想というのは、考え方や判断、意思というふうに読み取るということでしょうか。哲学といいますと、人生観ですとか、世界観、根本、原理というような意味合いだというふうに出ておりました。ただ私自身、予算編成にそこまで大きな考え方を持って臨んだことはございませんので、十分な答弁になるかどうかご容赦いただきたいと、そのように思います。平成22年度の予算編成に当たりましては、11月の5日付で予算編成方針というものを職員あてに周知をしたところであります。前段につきましては、日本の政治、経済、また地方における現況分析などを記載してございます。本題といたしましては、私どもの町の財政状況というのは、人件費や公債費のウエートが依然として高く、施設の老朽化に伴う維持費の増大やOA化の代償ともいうべき保守管理経費、機器の更新経費、そういったものの増加があつて、財政の弾力性があるとは言えない状況にある、そのように分析しております。しかし、各事務事業や施設のあり方など、新たな視点で本当に必要なものをしっかりと見きわめ、そして勇気を持って行動することができれば、将来は悲観するばかりでもない、そのようにも論じています。時世、町民のニーズの変化、政権交代による制度や財源の目まぐるしい変化におくれをとらないように情報を収集をして、努力を惜しまず、新しい新鮮な情報をベースに独創的な発想を生み出すように努めてほしいというようなところでまとめてございます。

予算編成の重点的な事項としては、経常経費の削減に向けて仕組みを変えるというような発想も必要である、また、地球環境の保全や省エネ、エコといった観点も取り

入れて編成に当たるということが1点であります。また、事業の検討に当たっては、行政や組織の理論だけではなくて、町民の皆さんの視点を重視した事業展開を念頭に置いて構築を図るべきと。また、町債に関することについても触れておりまして、そういったものを抑制していく方向にあると。工事内容の精査などはもとより、場合によっては、実施計画の予定事業であっても、事業年度をさらに分割する、引き延ばすというようなことによって、発行額の抑制も考えていかなければならないと言っております。4点目といたしましては、総合計画、行革の計画、財政計画、各種計画、いろんなものがございまして、そういったものとの整合性を図るということ。さらに、5点目といたしまして、補助金等の見直しに関する指針というものをつくってございます。この指針というのは、単に補助金を削減をするということが目的ではなくて、限られた財源の公平、公正な活用を目指すものであるということから、各団体の方々に理解が得られるように説明責任などを果たしていくというようなことを記載してございます。

骨格予算ということですが、平成22年度は選挙の年ということで、いわゆる骨格予算というもので編成をするということを基本といたしております。しかし、私自身、骨格予算を編成するということは初めてのことでございますので、各課からの要求については、先ほど言いました重点事項をもとに通常年どおり提案については上げていただくということを基本としてございます。ヒアリングですとか査定を通じて、計上するか計上しないかというような分類を見きわめてまいりたいと、このように考えてございます。一般的には、継続事業や例年補助している経費などについては、当初予算へ計上しているようであります。また、新規事業は通常盛り込まないのが通例でありますけれども、例えば、6月に行われるであろう補正予算の時期では間に合わないというような場合については、当初予算で計上することもあり得るのかなと、そのように思っております。出てきている事業、今後査定に入ってまいりますけれども、その内容によって判断をさせていただきたい、そのように思っております。

政権交代が行われた中での予算編成で、非常に不透明なところも多いということがあります。国の予算概算要求額が95兆円ということがあります。地方交付税、私どもにとって大切な財源でありますけれども、これの要求額は、ことしから比べて7%増の16兆9,000億円と言われております。しかし、これらも地方財政折衝にゆだねられておりますので、その動向というものは注視していかなければならないと、このように思っております。また、いろんな財源が示される中で、それを大空町に合ったものにしていかなければならない、そのように思います。歳入の確保の努力はもちろんでありますけれども、その歳入をもって、歳出予算を編成することが前提になっております。一部、地方債の活用などという部分についてはまた別な視点がありますけれども、それを前提として予算編成に当たっていききたいと、そのように考えてございます。

補助金等の見直しということですが、先ほど言いましたように指針を策定してございます。本年度の予算から適用したところであります。先ほども言いましたけれども、削減そのものを目的とするということではなくて、ルールを設ける行政が負担すべきもの、町民の皆さんのご協力によるもの、そういうものを明確にして、

財源の公平な活用を目指すためのものでございます。これらの見直しについては、経常的に3年ごとに見直しを行うこととしております。経常的に例年交付しております補助金等については、従前どおり予算化をすることになるのではないかと考えておりますけれども、政策的要素の強い補助金の必要性、交付の時期、補助金の金額等の検証もしながら予算編成の中で考えてまいりたい、このように思っているところでございます。

情報の共有ということで、1つ基礎的自治体の関係についてというようなことで、切り口からお尋ねがございました。国民といいましょうか、町民に最も身近な行政主体として福祉や教育、まちづくりなどのサービスを担っていくというのが市町村の役割になってまいります。そういったときに町民側の視点がまず必要であります。言われております地域主権は、町民、国民みずからの意思で決定をして、また、みずからが責任も持つということが地域主権と、そのように言われております。行政は、そういった環境をつくっていかねばなりません。その中において、町民に、町民の皆さんに行政の考え方や意思決定の過程ですとか、それらの途中途中での説明というものを情報として提供して、町民の皆さん方が、自分たちがまちづくりの主役なのだというふうに認識をしていただけるような形をつくるということが大きな課題であるというふうに考えてございます。言われておりますそういった中においては、ますます市町村における役割というものは、今まで以上に大きくなっていく、このように認識をしているところでございます。

最後になりますけれども、4年前、大空町のまちづくりの目標として、24項目分類として目標を掲げさせていただきました。それらは、対話と協働、子供たちの夢、働く人の元気、人と環境の安心という4つの柱から説明をさせていただいております。取り組みの進捗状況などは、私の後援会活動の一環として機関紙などに掲載をさせていただき、紹介をしているところであります。達成率、数字で示せということでのお尋ねでありましたけれども、どのように数字を出せばいいのかということについて、それらについてはわかりませんので、言葉でしか申し上げられませんが、24項目中、取り組みが全くできていないというものはございません。すべてについて何らかの事業推進が行われている状況にあります。これらを見ますと、自分自身ではやったようにも思いますけれども、まだまだだという気持ちのほうが強いのも正直なところあります。事業の本来の目的が達成されているのかというようなことを言うと、まだまだ十分ではない。例えば、施設等について言いますと、できればいいというものではないように思っております。それをいかに有効に活用していただくということが大切ですし、新しい制度というものも多くの方にご利用いただかなければ、本来の目的が達成されたということにはならないように思っております。今後の取り組みということも必要になってまいりますので、そういった意味からいえば、どこをもって十分というか、評価点数というものになるかということについては難しい問題があるということでご理解を賜りたいと思います。また、新しい課題が出てきていることも事実でございます。来期に向けての考え方についてであります。さきの森田議員の一般質問にお答えをさせていただいた内容のとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 通告要旨に基づいた答弁はいただいたようですが、状況、時間的なこともありますから、改めて追加したものについて、追加というか関連している部分がありますけれども、お答えはいただかなかったので、もう一度改めて質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたCの財政状況と財源等という項目の中で、戸別所得補償制度についてさきの同僚の答弁に対して、内容によっては引き受けられないというふうに言った件についてのお答えをいただきたいということが1点。

それから、2点目は補助金の見直しにかかわることで、事務事業等から事業仕分けの問題として議論をされているので、これについては、町長の以前からの持論であるようなパブリックコメント制度導入が考えられないのかという観点からお尋ねした次第でありますので、まず最初の取っかかり、そこから、まずその部分補足して答弁いただいてから2回目に移りたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 戸別所得補償政策の関係でありますけれども、一体その事務が、どういう形で定義をされるかということになってこようかと思えますし、また代替をする、担う機関が本当になのかどうか、単に一義的に行政に頼めばいいというようなたぐいのものなのか、代替の機関として考えられるものがあるのか、それによっては、町として意見として申し述べていかなければならないことがあるのではないかという意味において、お話をさせていただいたつもりでございます。そういったもの、農業者の方々の利益につながるものについて、一方的にその部分を否定するというものではありませんけれども、本当にどういった事務になるのか、事前に先ほども言いましたように決まってからどうこうということではなくて、私どもの思いとして、そういった制度が決まる前に地域の声として申し述べていかなければならない姿勢として申し上げたということで、ご理解を賜りたいと思います。

また、事務事業評価におけるパブリックコメント、先ほど前段の議員のご質問、別な議員のご質問の中でもありましたように、職員だけではなくて、町民の方々にそこに入っていて、事務事業評価をすることというのはどうなのかというようなお尋ねがあった際に、今現在の仕組みというものは途中過程で、完成形ではないという話をさせていただき、言われた手法ということもあり得るのではないかと、今この場で具体的にどういう形で行うかということころまでは、なかなかお示しはできませんけれども、そういう考え方というのは大切にすべきだとお答えをしたつもりでございましたので、同じような答弁になろうかと思えます。内部だけではなくて、町民の方々の視点もそこに加えていくという作業というものも今後は必要になっていくのではないかと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長の答弁をしていただいたので、誤解があったら困るので、私はわかりやすく聞いたつもりです。時たまこういう答弁は、誤解を生むわけであります。先ほどの件でありますけれども、内容がわからないうちは答えられないというところでとめておくべきでありまして、内容によっては引き受けられないまでは、あえて言う必要はなかったと。趣旨はわかりましたので、今後はそういうことで趣意を理解した上で進めていただきたい、このように思っている次第でございます。事務事業評価についても、同じように検討したいという趣旨だと思いますので、それでよろしかろうと私も思っております。

以上についての答弁は要りませんが、次に、特にBの骨格予算になると思うけれども、原課からどういうふうになっているかということについてちょっとお尋ねしたいのです、具体的例を挙げて。例えば、自動車の重量税の予算措置漏れがありました。こういうことがなぜ起きるかということについては、過去の教育委員会におけるいろいろな不適切な問題があつて、一義的には原課の問題ではなくて、自動車の公用車の一括管理を財政課のほうでもやって、チェックをするというふうになっていたはずであります。ですから、終わったことを言つて批判をしたいわけではないです。今後の予算の原課から上げて財政課長が査定をするまでのプロセスで、そういう内部のチェックができるような仕組みに、予算要望の仕組みがなっているのかどうか。正直な話、必ずしも機能していないのではないかという印象を持っています。誤りがあれば、正していただきたいと思っています。原課が一義的には責任持たなければいけませんが、予算要望は……

(何事か言う者あり)

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 4時04分

◇議 長 それでは、この際休憩を閉じまして、小島議員の一般質問を続けたいと思います。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 何が理由かわかりませんが、質問権を阻害されて、ちょっと私も面食らっております。ただ、私の聞きたかった趣旨は、予算編成に関する原課の積み上げということにポイントがありまして、それは通告の趣旨に従っているというふうに私は解釈いたしております。したがって、公用車の重量税の予算措置漏れという話は、主要な話でありまして、私が申し上げたかったのは、過去において不適切な問題を我々は体験してきているわけです。そういう経過の中で、私個人も提案をさせていただいて、公用車の一括管理ということでチェックができないかということも申し上げてきた経

緯があります。それを受け入れていただいて、公用車の一括管理になっているのに、原課のほうで小さなミスと言ったら語弊ありますけれども、ミスがあったとしても、財政が予算編成する途中において、チェックができなかったのかと。今後は、その経験を生かして、ちょっと私昭和22年生まれなものですから、平成22年度と言いながら、昭和22年度と言ったと議会運営委員会の委員長から先ほど指摘を受けていますので、もし、自分では言った記憶ないのですが、平成22年度に訂正をしておいていただきたいのですが、要するに私が質問の趣旨として申し上げたいのは、必ず人間のやることですから、ミスは発生いたします。しかし、必ず2重、3重のチェックがあつて成り立つ。予算においてもしかりです。そういう意味で、公用車の一括管理をしたチェック機能はなぜ機能しなかったのか。財政課長査定も12月の8日ぐらいから始まっているでしょ。そういうことに留意して、今後は行われるというふうに私は解釈いたしておりますが、そのことについて大変長きにわたって休憩をしたので、頭の中の整理もできておりませんが、まだ言及したいこともございますが、まずそれをお聞かせ願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 予算編成に当たりましては、基本的には原課、各おのおの課の積算によるものでございます。ただ、場合によっては一括計上ということで、担当課以外のところからまとめて予算を組んで、そしてそれをまた各担当課に確認をしてもらうというような仕組みも行っております。ただ、今までもいろいろなやり方を繰り返してきておりますけれども、確かにいろいろなところでチェック漏れというものがあつて、後ほど失敗したというような反省に立つこともございます。そういった経験を踏まえながら、また次の年度の予算編成に当たっていくというようなことを繰り返してきてございます。公用車の一括管理ということについて、管理そのものは、当然担当する課が担っているわけでありましてけれども、予算の一定のものについては、財政課が計上するというような仕組みになっているものもあります。現場と財政課との中でそこをかんてしまったというようなものもあるのかもしれませんが。十分、今後そういうことがないようにいろいろなチェック機能が働くような仕組み、また、職員教育というものについては今後も努力をしてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 したがって、来年度予算編成においては、そういうケアレスミスが発生しないように原課が一番、一義的に責任を持っていることは私も認めますが、あくまでも何度も申し上げますが、財政課長並びに、副町長なりが総括的に見て、目を通していただかないと、住民のための貴重な予算編成をやっているわけですから。しかも、財源がない中で行っているわけです。初歩的なミスは、できるだけ軽減するように今後は期待をしたいと思っておる次第であります。

続きまして、その答弁については了承いたしましたので、続けて申し上げます。B

ということにかかわってなのですが、ずっと私も議員を続けておりまして、指定管理者制度が導入されて以来、ずっと気になっておりました件について、予算編成上の考え方としてお聞かせを願いたいのです。補助金及び指定管理料あるいは業務委託料等々のそれぞれの各民間だとか法人に出していますよね。正確なところはわかりません。正確なところはわかりませんが、職員の人件費の格差が非常に激しいというふうに聞いています。正確かどうかはわかりません。ちなみに、個人情報になりますから言及はしませんが、ある法人における事務局の職員の人件費と、他の法人における事務局の人件費、それは双方とも指定管理あるいは補助金に絡む問題、あるいは委託に絡む問題なのですが、賃金の算定基準が著しく違う。これは、統一基準というのが恐らくあると思うのです。なぜか、それが統一されていないのはなぜなのかということが大きな課題になっておりまして、声なき声とは申し上げませんが、各団体それぞれの中からちょっと漏れ聞こえてくるのです、それでいいのだろうか。公務員に準じた賃金体系で組んでいる場合もあります。それ以外で、個人的に本人は言わないのですが、雑談の中で話をすると、それではおまえ、結婚できないなというぐらいの人件費でやっている方もいるのです。彼は、なかなかその辺で持っていない資格を持っているのだから、正職員になったらどうだなんて個人的にちょっと話をしたいきさつで、いや、町長が雇用してくれればの話ですが、そういう話をした経緯もあります。なぜそんなふうに補助金、業務委託料、指定管理料にかかわるそれぞれの一概に、一律にできないのだったら、できないと説明してください。なぜ賃金格差があるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 各団体の人件費相当分というものについては、指定管理料もしくは、補助金という形の中で相当分をお支払いしていることがございます。その設立された経緯でありますとか、業務の内容、そのときの予算編成の仕方、基準の持ち方というようなもので、過去の経緯から必ずしも統一されていないという現状にございます。ただ、こういう課題については、私どもも承知しておりますので、今回につきましては、予算編成が始まる前段においてそういうことの見直しということも行っていこうではないかということで、既に取り組みを開始させていただいておりますのでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今のお答えで了といたしたいと思います。やっぱり町民のためのサービスを担って、行政から民間委託を受けた団体の職員においても適正な賃金体系、住民が聞いても納得のできる、高ければいいとは言っていないよ私は。安過ぎても困ると思っていますのでよろしくお進めを願いたいと思います。

それから、同じくBにかかわる骨格予算の補助金の問題でありますけれども、積み上げといいますか、そういうプロセスでお尋ねをしたいのですが、これも非公式なと言ったらちょっと語弊があるのですが、町長さんとも何度かそういう議論をした記憶

があります。ただし、これは非公式なものでありますが、例えば、団体補助金を出す場合に不公正なお金の出し方はできないですね。そういうふう to 受け取られかねない出し方はまずいというふうに私は判断いたしております。

実は何を言いたいかという to、以前にも総括質疑及びいろいろな関連で質疑をして、明星課長のほうからも答弁いただいて、是正を約束させていただいている湖畔の案内所の問題がありますよね。このことについては、観光協会の補助金という形で、内容的には修繕費その他、3月のときにおいては、自動ドアの予算という措置の説明があつて、今申し上げた経緯が実はあります。聞きますと、31万円程度考えておつたところが、現在執行は軽微なものにとどめていると、指摘もあつたからと、こういう話もありました。そもそも案内所であるというふう to 言っていますが、あれは道の財産台帳に休憩舎として既に載っているものですよね。本庁は恐らくその実態を知らないで、網走支庁とのやりとりの中で、我が町がある意味では知恵でやってきたことです。だから、私は悪いとは言っていないのです。ただ、いつまでも不正常な形を続行するわけにはいかないので、いずれかの時点で整理整頓をすべきだという私は考えを持っております。したがって、この辺についてもどのようにお考えになっているのか、補助金の見直しにかかわっているいろいろお考えがあればお聞かせ願ひたい、このように思ひます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほどの人件費の関係でありますけれども、やはり適正な水準が必要であろうということでもあります。これにつきましては、私どもが考えることももちろん必要でありますけれども、当該補助なり委託料を受けてその人件費を出している団体、もともと給与規程というものを当然つくっていかなければならないものであります。ですので、そういった適正の水準というものを定めるにあつては、町だけが一方的にこうなさいということではなく、各団体の意向ということについても従来から随分と意見聴取といいましょうか、協議を重ねてきているところでもあります。時によっては、そういった団体からなかなか考え方がまとまらないというような中で、先送りになってしまうというような経過もあることについてはご承知おきをいただきたいと思います。このたび、この予算編成の前段で行いました関係につきましては、お互いにいろいろ議論をした中で、解決に向けて対応していこうということになって、その方針に基づいて予算編成の積み上げがなされてきているというふう to 考えてございます。

また、補助金の、後段の関係については、少し議員のお話が非常に飛躍している部分があるのではないかと私は思ひておりまして、それは、現在の平成21年度予算ではなくて、平成20年度予算の話ではないかと思ひますし、自動ドアというようなものを北海道の財産に私どもが設置をするというようなことはありません。また、予算の説明の中でも、そういうように議員がおっしゃつていたものを訂正をするような形で、自動ドアではありません、引き戸ですというような形で説明を申し上げているはずだと私は思ひております。ただ、言われております根本のところは、北海道の建物であると。それを町が修繕をするということについて、きちん to した理由なり方策、

規程といいましょうか、そういうものが必要ではないかと言われることについてはもっともだということで、前の議会においてもお話をさせていただき、そのことについて、私自身も網走支庁に出向き、そういったことについて町と北海道との間の協定という形になるのでしょうか、そういうものを結ばさせていただいて、どういう対応をするかということについて明確にしておきたいということでお話をさせていただき、それについて鋭意取り組んでくださっております。今現在、正直申し上げて、まだそういったものが結ばれている状況にないということにつきましては、北海道として大空町だけではなくて、それ以外のところにもこういった事例が存在をすると。今、大空町と結ぼうとしていた内容が、そのほかの地域にすなわちすぐさま適用されるものかどうか、そういうことの検証も含めて、もう少し時間をいただきたいということを北海道のほうから言われております。そんな関係もあって、まだ至っていないということで、ご承知おきをいただきたいと思いますが、これについては、前の答弁でも申し上げましたとおり、そういう明確な基準というようなものをお互いに納得した中で管理、または財産としての管理ですとか、現場での管理というものをしていかなければならないものだということについては思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 前段の自動ドア云々については、この一般質問するに当たって、担当課長である明星課長に電話を入れて、予算がついているものは執行が残っているのかという仮定で自動ドアの話をさせていただいたものですから、私はそうだと、てっきり思い込んでずっといるわけですが、それについては、何ら否定したお答えがなくて、軽微な部分についての修繕費にとどめておりますということは聞いておりますので、どちらがどうなのかということは別として、申し上げたかったのは、今町長は、建物とおっしゃいましたけれども、これは私の見解と言ったらおかしいのですが、道のほうの財産台帳にも建物として載っているとは私思っていないのです。作工物だと思うのです。作工物に壁をつくって建物にさせたというのは知恵なのです。これは、いろいろと見解が過去の経緯にも、私も当時議員でありましたから、当時の女満別町の。知らないわけではないのです。ただ、いずれにしても先ほど申し上げたように、道の財産に町の税金を投入するというやり方ではなくて、道と協議をしつつ、恐らくそのことを一生懸命やっておられるのだと思うのだけれども、こちらに移譲してもらうのか、あるいは指定管理を受託するのか、建物として改めて整理。もう現状が追認ですから。現状は建物になっています。だから、その辺の交通整理をして進めていただくということについては、何ら異論はありません。簡単に結論が出ないという話についても、不思議なことなのですが、網走支庁と本庁との関係でいうと相当困っているのです。担当者がやっぱり交代していますから、わからないということのようであります。ただ、これに関連して、これも言及してありますけれども、補助金にかかわって観光協会の雑入になっている、前浜におけるキャンパーから清掃に関するものとして料金を取っているわけですが、これについてもどこで契約して、その収入に充てるの

かという契約関係です。町有地なのですが、前浜ということで、町有地だということでもいいのですが、国定公園だから道と協議するのか、国とするのか、私はわかりかねますが、契約関係をきちっとやった上で整理するのであれば、何ら問題がない行為だと思うのです。その辺の過去にやってきたから、問題がないからずっとやるということではなくて、新しい地点に立って整理できることは鋭意努力していただきたいとは思っておりますし、ついでに申し上げますけれども、観光協会の局長も、商工観光課長が早期退職して派遣された。その他のところについても、それに類似した案件になるのですが、それに関連して、私聞いて初めてえっと思ったのですが、早期退職者の事務局長就任に際して、退職金掛金をカットされたという話を聞いているのです、補助金の相当分の中で。それはなぜなのかもちっとお聞かせ願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私が思いますのは、例えば、ぴったり合うかどうかわからないですけど、こういうことを指示をした記憶が、その前に失礼しました。平成20年度直しました修繕、これについては、ドアの周辺のたてつけが悪いということで、その部分について、たしか私の記憶では2万円程度だったかと思えますけれども、かけて、たてつけが悪くて、あけ閉めがしづらかった引き戸を直したという記憶だったかというふうに思います。話が随分とそこまでいくので、ちょっと不確かな部分があることについてはご容赦をいただきたいと思います。それに類することであるのかとは思いますが、それでも、道道のところに、舗装に穴があいておりまして、私は、担当のほうに50センチぐらい、幅20センチぐらいの穴だということなので、道道なのですけども、原課としてそのところ応急的に処置して直してほしいと。最初担当からは、いやあれは道道なので土現さんに言いますという話がありましたけれども、もし事故が起これたらということを考えますと、確かに道管理の道路で、どういう事故が起こるか、町にどういう影響があるかというのはわかりませんが、私は現場で、町の町長として、町民がそこでもし事故に遭えば大変なことだということで、それは道道であっても直すべきではないかと、そのことについてほうっておくことではなくて、土現さんにはそれなりの報告をしながら、説明をしながら、応急的にやらせていただきたいというようなことを申したこともあります。また、町民の方々も、町の財産である町道のことについてもいろいろとお気遣いをいただいて、草刈りをしてきているような、そういう場面もあるやに思います。そういうようなところでいけば、ある意味、善意と解釈して物事が進んでいくということもあっていいのではないかと、そのようには思います。ただ、関係機関というような形で法人格を有する町や北海道ということであれば、確かにそういうところだけでは済まないところもあるかと思えます。先ほど言った湖畔の活用の仕方を含めて、十分、私自身どういう方法がいいかということについてはまだわかりませんが、それに問題があるかどうかということも含めて、考え方をまとめていきたいと、そのように思っております。

また、職員が退職した後、再就職をさせていただくという中で、退職の掛金という話をされたのでしょうか。それは、通常の雇用保険などに類するようなところのもの

かというふうに思うわけでありますけれども、町を退職した部分については、そこで一定程度の、今の社会通念上でいえば、民間の方々よりは高いと言われている退職金を受給していると。さらにその後、町の補助金をもって、さらにまた退職金と言われるものが当たるところまで面倒を見るということには、いかななものかというような考え方もあって、掛ける、掛けないは団体の自由でありますけれども、その分については、町としての補助金を支出するに当たらないのではないかという考え方に基づいて、その分については整理をさせていただいているということだというふうに思っております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 退職金の関係については、町長の答弁で了解をしたいと思います。あくまでも団体が掛けるのであればよろしいのだろうと思ったわけですね。だから、補助金をもって充てたくないという意味についてはそのとおりだと思いますので、それは結構です。ただ、それが間違えて伝わって、団体で掛けるのをどうかという話になって、個人で掛けざるを得ないというような結果になっているというような話も聞きますので、コミュニケーションをうまくやって、団体でみずからの収益事業もいろいろあるわけですから、それでできる範囲内について、まさに先ほど町長の答弁にあったように、団体の中の内部規程として整理すれば要はいいのだけれども、行政からそう言われたというふうに解釈をして、結果としてはそうしたというふうに伝わっているものですから、私は答弁を了としたいと思います。誤解がないように伝わるように行政側も配慮していただいたらいいのではないのかなと、このように思う次第であります。私、次に移りたいと思います。それで、答弁を了としたいと思いますから。

情報共有し云々で、地域主権のことなども申し上げています。私が提案型で申し上げると、前にも、一昨年、去年の12月なのですかね、ミニ市場公募債の活用による財政の住民参加を考えたらいかかというようにことを申し上げました。改めて、12月4日に道新に載っている地域医療再生交付金の財源確保を住民からゼロ金利資金をと、オホーツク自治研が出しています。私はゼロ金利資金というふうに、個人的には意見は違うのですが、これは地域医療の問題ですが、例えば、今後の女満別小学校もそうなのでありますけれども、そういう大規模な投資事業、しかも住民がこぞって望んでいるのであれば、やっぱり負担をさせるというのでなくて、住民からお金を借りることが住民を財政に参加させる第一歩になるのではないかなと。これはありていに申し上げると、私自身の反省もあるのですが、どこをどうすると、行政に向かっては、我々議員も含めてそうですが、行政にお任せ、そしてできたら都合のいいようにおねだりするという民主主義、こういう傾向がちよっと強いと思っているのです。これは、長きにわたった中央集権的システムに我々も流されてしまっていますから、そうすると今後は、一括交付金になってくると、本当に地方財政運営も自治体間格差も大きく出てくる可能性がありますよね。そういうことのための方向性のために、真の住民自治の自立的な地域主権の確立に向けて、こういう方向でうたってみてはどうかと、これは提案であります。これをひとつお考え願いたいと思います。

関連でございますが、9月にも言及いたしました自治基本条例のことでございます。今のことに関係するのでありますけれども、そういうその委員会では私総論・行政運営部会に属しているのですが、一番何度か出た言葉の中に、恐らく報告が上がっていると思いますが、小学校の大規模な改築工事、いわゆる新築建設工事に関しては、住民の声を聞いていないぞという声はかなり強く出ておりました。それは、全く聞いていないというふうに教育長も説明しておりませんし、私も何度か尋ねておりますから、全く人の意見を聞かなかったとは思っていませんが、もっと広く住民の皆さんに理解を求めるような手だてが今後必要になってくるのではないかということについて、やはりお考えをいただきたいというふうに思いますし、自治基本条例も9月にも答弁をいただきましたが、粗削りな素案だけでいいと言われているものですから、非常に私ども持ち帰って、9月の答弁をいただいてから委員会の中でも私申し上げたのですが、粗削りの素案ってどうやって出したらいいのだろうと。諮問、答申の関係でいうと、余りコンクリになったら困るというご答弁でございましたから、粗削りの案をどうやってつくるかということで、今ちょっと立ちどまっていると。だけれども、逐条的な部分に徐々に入りつつあるのですが、その辺についてもう一度町長のお考えを基本条例に関してお聞かせを願いたいと思う次第であります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 だんだんどこまでが要旨だったのか私もわからなくなってきましたけれども、ミニ市場公募債と言われるものの制度というものはあるということは、私も承知をしております。これらは、たしか当然国が認めた適債事業、つまり起債になじむ事業というものについて、各市町村が例えば、地域住民などの方々からお金をいただいて、そして事業執行を行う。後ほど利息をつけるかつけないか、一括して、または分割で住民の方々にお支払いをする。この効果ということについては、住民がそういった例えば施設整備を行うときに参加をするという意義ということにおいて、一緒になって住民も参加をしたと、そういうような考え方に立てるとということでの効果というものがありますし、もう一つは、なかなか今、金利等々起債を借りるのがどうかという中において、財源そのものを確保するという意味合いもあるように思っております。確かにそのことはあるのですけれども、今私どもが財政状況の中に置かれている中では、例えば地方債を借り入れた場合についても、将来の償還などについて軽減されるような、例えば言われております交付税において、後年度元利償還金の何割かが国として負担していただけるような、そういう制度の起債というものを多く活用するようにしてございます。そういうものを片方で考えて、片方では住民参加ということを考えて、どちらを対処するか。今言ったミニ市場公募債を活用することについては、先ほど言ったように国としての財政支援がないものとあきらめなければならない部分もあります。そういったことからいいますと、その金額、大きなものというのはなかなか難しいのではないかと。ですから、一般論で言われている資金調達の道というところからすれば、効果は薄いように私は思っています。住民参加ということであれば、その意義というものはあるのかと思いますけれども、それも片方で、なるべ

く負担の軽い財源を確保するという使命もありますので、その中のバランスの中で考えていかなければならないものだと、そのように考えてございます。そういった観点から、今回の事業等については、ミニ市場公募債という方式についてはとっていないということでご理解をいただきたいと思います。

また、自治基本条例の制定において、今議員が言われましたようなご意見が出ていることについても私は承知しております。ただ、今までいろいろな事業決定をして進めてきた事業から見ますと、非常に多くの方々のご意見もいただきましたし、私自身もいろいろなところで発言をし、また行政としての情報発信という形の中で取り組ませていただいたというふうに感じております。ただ、町民の方々からすれば、十分な説明になっていないというようなことがあるのかもしれませんが、私が思っているのは、情報を提供していく、その手段というものは1つだけルール化すればいいというものではなくて、今後もいろいろふくそうした中で行っていかねばならないものだと、そのように思っておりますので、それについては今後も考えてまいりたい、そのように思っています。

行政といたしまして、情報を発信していく義務というものもあります。また、町民の方々、私ども広報なども定期的に発行しておりますけれども、知る権利というものを持っていると思っておりますけれども、一方で、町民の方々も行政が発した情報をしっかりと受けとめていただく、そういう義務といいましょうか、そういう役割も町民の方々にはあるのではないかと。そういうことも含めて、いろいろな機会にお話を申し上げて、お互いの情報が行ったり来たりできるような関係をつくっていききたいと、そのように思っております。

自治基本条例、決して私は粗削りという言葉は使っていなかったのではないかと思いますけれども、コンクリートということになると、今まで条例制定という中においては、職員でもなかなか難しい場面がございます。そういった中においては、諮問、答申という形からいえば、文字の取り扱いにおいて内容が変わるような、取り扱いが変わってしまうような文言になってしまっては困ると。そういう意味において、諮問、答申という言葉ではなく、検討という形で、原案になるような形のものをお示しをいただきたい。そのための議論をお願いをしたいという形でお願いをしたつもりでございます。これについても真意が伝わっていないということであれば、そういうことについてまた皆さん方にお話をさせていただくように努力してまいりたい、そのように思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ミニ市場公募債については、検討をする気持ちはあるけれども、現実的にはなかなか隘路があってという話がありました。先ほど教育長の中から、新築された場合には、同僚議員の質問に答えて、遊具その他もいろいろ期成会ですか、何か寄附その他で賄うようなお話も実はありました。それで間に合えばいいのですが、間に合わない場合についてはそういうことも一つの方法かなというふうに思ったわけです。ひとつご検討をお願いしておきたいと、このように思います。

自治基本条例については、答弁が十分でなかったと。これは、ある意味では正確に伝わっていないと、こういうことでございますので、我々のほうとしてもできるだけ努力したいと思っておりますが、町長も一度来て、ぜひとも熱いやりとりの中に同席して聞いていただきたい、これは要請でございます。よろしくお願いをいたしたいと思っている次第であります。これは答弁を要しません。

最後になります。2分しかありません。Fの山下町政の総括とということについてでございます。来期への意欲と抱負をとということについては、さきの同僚議員に対しては近いうちにとということです、私にも当然答えが出てこないのは、これはやむを得ないことだと思います。近いうちにとというのは、どういう時点を指すのか私にははかりをすることができませんが、公約達成率を町長は24項目にわたって、数字では示せないけれども、すべてについて着手しているというふうに自信を持ってお答えをいただきました。後は、町民が判断されるのだと思います。私は、さきの同僚議員とは違って、地方議会というのは二元代表制の中身ですから、大統領のような権限を持っている町長にある意味では厳しい言い方をするのが私どもの仕事だと、このように考えています。したがって、そういう観点で質問をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいということで、最後に一言だけ、Fの最後の総括と来期への抱負ということについてのお言葉をいただいて、私の一般質問を終了いたしたいと思えます。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 9月の一般質問のときにも同じような言い方を議員はされて、自信を持って随分やれたという評価なのだというふうに言って、私が2回目の答弁で訂正をさせていただいたことを思い出しておりますけれども、今も自信を持って随分言っているなというような言い方をされますけれども、先ほどの答弁をもう一度繰り返し申し上げますと、やれたような気が、やれたように思う部分もありますが、しかし、けれども、まだまだ事業本来の目的が達成されているという部分のところについては、不十分でありますと、そのように申し上げているというところで、少しとらえ方が違うと、そのように思っておりますので、その点については、改めてまたご答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

また、議員は常日ごろ大統領制と、また議員としての、議会としての仕組み、また大統領制といいましょうか、直接選挙制における仕組みということで、よく権限のことについてお話をされる場面がありますけれども、私が思いますのは、決して地方自治、まちづくりにかかわっていく中で、権限というよりはおのおの役割があるのではないかと、私はそのように思っているわけであります。それは、町長としての行政機関の代表としての役割であり、また議会としての立法機関の、議員皆さん方の役割であり、またそこにお暮らしいたいて、まちづくりを主体的に進めていく主体であります町民の皆さん方であり、地方分権、地域主権というようなことについては、私どもは行政にかかわる、そういった例えば国でありますとか、北海道でありますとか、

市町村の役割分担ということが最も大切なことであるというふうに思っております。それと同じように、町の中においても町民の方々や、また行政機関や議会の皆さん方との役割をしっかりとお互いが認識をして、まちづくりに取り組んでいくことだと、そのように認識をしております。そういった部分からいいますと、まだまだ私ども行政に課せられている課題がたくさんあると、そのように思っております。そういったものの課題解決に向けて、きちんとした考え方をまとめて、そして、町民の皆さんにお伝えをする時期というようなものができますれば、きちんとした考え方で、私の言葉で説明をしてまいりたいと、そのように思っておりますので、そこまで猶予をいただきたいと、そのように思うところでございます。十分な形でのご答弁になりませんけれども、ご容赦をいただきたい、そのように思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて、小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。ご苦労様でした。

散会 午後 4時43分

平成 2 1 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成21年12月15日
- ・ 開 会 平成21年12月15日
- ・ 閉 会 平成21年12月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町	長	農 政 課 長
副 町	長	商 工 観 光 課 長
総 合 支 所	長	建 設 課 長
会 計 管 理 者		建 設 課 参 事
総 務 課	長	住 民 生 活 課 長
企 画 課	長	保 健 福 祉 課 長
財 政 課	長	東 藻 琴 国 民 健 康 保 険 診 療 所 事 務 長
住 民 課	長	建 設 水 道 課 長
福 祉 課	長	産 業 振 興 課 長 補 佐
		総 務 課 長 補 佐
教 育	長	学 校 管 理 課 長
社 会 教 育 課	長	女 満 別 教 育 セ ン タ ー 所 長
農 業 委 員 会 事 務 局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成21年第4回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、15番、
樫原達也議員及び16番、森進議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

片山事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は18名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に一般質問を許します。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。平成21年第4回定例会、早いもので合併により大空
町となって3年9カ月、住民生活を初め、行政、議会とあらゆる分野で新たなスター
トとなりました。以来、定例会も15回目となりました。この間、平成19年度には、
住民参加による総合計画策定委員会によりまして、大空町総合計画案が示され、議決
を経た後、平成20年度から実施計画に基づき着手されました。旧町村の計画に基づ
き、大空町建設計画から策定され、合併に至り、総合計画となりましたが、これまで
の間の進捗状況について、以下4点について検証と今後の取り組みについて伺いたし
ます。

1つ目、人づくり研修事業について伺いたします。私は、青少年を含む若い人
たちには必要に応じてお金をかけるべきと考えておりますが、これまでの内容と今後
の進め方についてお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目、開陽中央線の改良整備についてであります。この道路は、合併の際、連絡

道路として利用頻度が高く、法定合併協議の中でも優先すべきとの附帯事項があったかと記憶しております。本年度、地域住民に対して説明会が開かれたようですが、約4年を経過していることについて、この間の説明と今後の予定についてお伺いいたします。

3点目、地域交通システムについてお伺いいたします。昨年度より、新たに地域間バスが導入されました。スクールバスは、合併後3年をめどに運行の方法を見直す、学区との合併協議の決定事項としてありました。その後、住民のアンケート調査等も行われておりますが、それぞれ所管が異なる福祉バス、スクールバス、地域間バスなど、総合的な効率的な交通システムについて今後の取り組みについてお伺いいたします。

4点目、分譲地造成事業、移住定住対策事業、住みかえ事業についての実績と見通しについてお伺いいたします。

大項目の2点目、大空町地球温暖化対策実行計画についてお伺いいたします。太陽光発電に対する助成について、実績についてまずお伺いいたします。

2つ目、暖房機、ペレットストーブ等についての他町では助成による導入促進を図っているようですが、大空町としての考えをお伺いいたします。

3点目、役場庁舎内での削減目標について、これまでの経過と達成見込みについてお伺いいたします。

大項目の3点目であります。トマップ川下流のしゅんせつについて、さきの9月の定例会でもお伺いしたところですが、上流域の畑の暗渠設備が全く機能しない状況が続いております。早急な対応が必要と考えますが、この点についてお伺いいたします。

大項目の4点目です。政権交代により、今の政権は地方分権を一步進め、地域主権を目指しており、補助金を廃止して一括交付金として地方自治体の裁量にて住民生活に密着した予算執行ができることを目指しております。そこで、今までの自治体としての事業においては、事業申請、補助申請という事務作業が必要不可欠であったわけですが、近い将来、これまでの事務作業が省略されるかわりに自治体の自己責任が問われることになってくると考えられます。行政ばかりでなく、自治体全体が住民、議会、各種団体においても共同責任においてまちづくりを進めることが要求されてくると予想されます。このようなシステムの変化が予想される中において、行政の対応としてどのように考えるかお伺いいたします。

以上申し上げまして、1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えをしたいと思います。大項目の4項目ということでもありますけれども、分類いたしますと、11項目程度に私のほうは答弁書を用意してございますので、多少時間がかかるかと思いますがもしもご容赦をいただきたいと思います。

総合計画にあります人づくり事業の推進であります。目的といたしまして、国の内

外で見聞を広め、将来のまちづくりに資する人材育成を目指し、人づくり事業を行うということで、人づくり研修事業というものを実施してございます。このPRにつきましては、生涯学習広報紙はばたきに掲載をし、周知、募集を図るとともに、各種団体の会合などで本事業の周知を行って、募集をさせていただいているところであります。総合計画ができる前から、平成18年度から事業予算を確保いたしまして、平成18年度、平成19年度、平成20年度、3年間において16名の方を友好町であります氷川町でありますとか、海外に派遣をしているところであります。平成21年度については、まだ未定というような状況になってございます。これらの事業の評価、効果測定というのは非常に難しいものと、いろいろなご意見はあるものと、このように思っておりますけれども、私が思いますのは、まずこういった事業にみずから参加をして見聞を広めたい、そういう意欲を持った行動そのものがまず評価に値するのではないか、このように考えているところであります。今後もいろいろな検証を加えながら、この事業については継続させていただきたいものだ、このように考えております。

次に、道路の関係であります。総合計画の中に道路ネットワークの整備促進を図る、そして、地域間アクセス道路の整備の主な施策として、地域間のアクセス道路を優先的に整備をするということで明記をしているところであります。また、地域の町民の方々にも、この関係についてはいろいろとお話をさせていただいております。平成19年度の町政懇談会の記録などで確認をいたしますと、開陽中央線は全長約10キロ、総事業費15億円程度かかるのではないかと、平成22年度くらいから工事ができればいいと、そのように発言をしてございます。この当時は、農道保全整備事業ということで、道営事業をもってこの路線を整備できないだろうか、町の負担が4分の1程度ということでありますので、有利な事業ではないかということを想定しておりました。しかしその後、農道保全整備事業での採択がなかなか難しいというような状況にあり、平成20年度の内部における総合計画のローリングの際に、その事業から国の交付金事業に移管をして実施を目指すべきではないかという方針に切りかえました。現在でいうところの地域活動基盤総合交付金事業、補助率にして約65%の事業を活用していこうというような方針に切りかえてございます。そのため、平成20年度の町政懇談会の中では、平成21年度に要望し、平成22年度に調査、その後に事業着手の予定、さらに10キロある道路を3区間ぐらいに分けて順次整備を進めたい、課題は橋脚の部分であるというようなことを説明をさせていただいたところであります。平成21年度申請するに当たって、本年度概略設計の予算費を計上させていただき、委託業務を行っておりました。その成果をもとに、10月に巴沢地域また沿線の地権者の方々等を含めた説明会というものをさせていただき、いろいろご意見を伺ったところであります。今後、日進、開陽方面の方々にも説明をしなければなりませんし、議会にもその概要についてご説明を加えてまいりたい、そのように思っております。今考えております整備内容でありますけれども、幅員は5.5メートル、1期分といたしまして、延長3.1キロメートル、福住女満別線交点から町道朝日巴沢線の交点までを1つの区間としてございます。事業期間は、平成22年度に着手をし、平成26年度完了できるように取り進めたいと、そういう考え方でございます。

また、道路だけではなくて、地域交通システムの構築というものも総合計画の中に盛り込んでございます。両地域の住民の相互交流、高齢者の方々の気兼ねな外出などを進めるために、現状の問題点の把握というものを行おうということで、平成19年度において、住民意向調査をさまざまな形で実施をいたしました。サンプル数1,000件を超える方々からご意見をいただき、その結果をもとにスクールバスを活用して、東藻琴、女満別間については、地域間バスというような位置づけで一般町民の方々にもスクールバスに乗っていただくシステムというものをつくったところであります。女満別地区では、既にスクールバスに対する混乗といいましょうか、町民の方がお乗りいただくことを進めておりましたけれども、東藻琴地区においても、町民の方々の混乗を実施することとあわせてしたところでございます。利用実績でありますけれども、女満別地域でのスクールバスの町民利用は、年間718名でございます。東藻琴地区では53名、地域間バスについては、246名ということであります。東藻琴地域には、患者輸送バスでありますとか地域巡回バス等がございまして、こちらのほうはおのおの約1,500人程度お乗りいただいているという関係があつて、スクールバスそのものに乗る方は少ないというような状況かと思つてございます。そういう状況ではありますけれども、抜本的な改編というところには至っていないところであります。今後につきましては、高齢者の方々、先ほどの意向調査の中では、現況の中で十分とお答えいただいた方が7割程度いましたけれども、将来に対しては、不安を抱いている方も多いというようなものでございます。高齢化の進展に伴い、将来に現在の移動手段では難しくなってくるというお答えもでございます。現在、見守りネット事業といたしまして、高齢者の方々の世帯の生活情報等の収集を行っております。そういう機会をとらえながら、今後どのような移動に対する支援が必要なのかということを検討しながら、こういったものをつくり上げていかなければならないと考えているところであります。

宅地分譲でありますけれども、総合計画の中で東藻琴地区、女満別地区において計画をいたしてございました。女満別地区につきましては、平成19年度に女満別中学校横の教職員住宅13戸の解体、撤去を実施をし、約1万平方メートルの敷地を確保したところであります。当該地は、定住用地として活用するのが妥当であろうということから、平成20年度計画策定、平成21年度造成事業ということで、総合計画の当初計画を記載した、登載したところでございます。これらの分譲地の取り扱いでありますけれども、町が直接造成する方法、土地開発公社が分譲する方法、民間の活力をいただいて分譲する方法などいろいろな手法があろうかと思ひます。分譲後、販売の可能性を複数の民間企業の方々に打診をさせて、いろいろなご提案もいただいたところであります。20区画から25区画程度が分譲可能というようなことでありましたが、現在の経済不況の中で、宅地需要の減退が激しい状況にあるというようなことで、当面経済の推移を見守りながら事業執行がいいのではないかという判断から、今現在では、平成24年、平成25年度に変更をしているところでございます。ちなみに、土地開発公社においては、旧女満別町時代、平成17年に女満別市街地区に6区画の分譲を実施をし、現在2区画が残っている状況であります。また、夕陽台団地、夕陽台地区の国道39号線沿いに2区画、さらに女満別中学校西側に3区画の宅地分

譲を予定しているところであります。東藻琴地区につきましては、役場の裏側、またB&G海洋センターの向かい、教職員住宅の活用などを候補地として今後検討することとしてございます。

移住、定住対策でありますけれども、これらの事業は生活体験者の受け入れ、移住相談、空き家等、情報登録制度の活用、プロモーション活動など移住をサポートする会の皆さんと連携をとりながら実施をしてございます。本年度の活動といたしまして、生活体験者の受け入れ実績は、民間の滞在拠点としたものも含めて、8件13名が生活体験をされてございます。移住相談は、東京で開催された相談会の分も合わせて、24件寄せられているところでございます。空き家等の登録情報の登録者数でありますけれども、出し手側の登録が6名6件、また受け手側の希望登録者が12名という状況でございます。プロモーション活動については、8月にアンテナショップ稲城店で、移住、定住関係のパンフレット配布をさせていただき、また9月には、ふるさと回帰フェアでの相談会に参加をしてございます。11月にありましたふるさと会においては、両ふるさと会でパンフレット等の配布を行ったところであります。これらの課題でありますけれども、まだまだ空き家物件等登録制度について周知が十分でないのか、認知度が低いということがあって、登録物件が少ない状況にあります。今後は、これらをいかにふやしていくかということが大切になってくるのではないかと考えてございます。また、定住対策の一環として、従業員のための住宅を建設もしくは、賃貸する事業者の方々の助成制度も設けておりまして、こちらは、平成20年度から1事業者が該当となって、従業員の寮を賃貸借されてございます。また、住みかえ事業でありますけれども、空き家等の情報登録制度に登録された物件を受け手として登録された方や住みかえをした場合、その売買価格でありますとか、賃貸料、改修費の一部、また、市街地以外にお住まいの高齢者の方が市街地に住みかえをした場合、その費用の一部を助成するものでございます。この事業の実績は、本年度1件、買い取りと改修費用に対する助成を今まで行っております。また、9月に東京で開催されたふるさと回帰フェアで相談に来られた方が取得意向ということでお聞きをしておりますし、住宅の借り受けを予定されている方もいるということで、今後2件についてご利用いただけるのではないかと、そのように考えているところであります。

次に、太陽光発電等々、地球温暖化対策に係るものでございます。本町において太陽光発電に対する助成は、平成20年度から1キロワット当たり4万円、上限を10万円として設置者に助成をさせていただいてございます。実績でありますけれども、平成20年度は11件、また本年度については、既に10件のご要望がございます。今後、予算枠を超えて応募のあった場合については、また議会にお諮りをさせていただきたい、そのように考えているところであります。全国的な傾向といたしまして、国の補助金もございます。これは、1キロワット当たり7万円、10キロワット未満までということですので、限度額が70万円ということになっております。また、本年11月から太陽光発電の余剰電力の買い上げ価格が48円と従来の2倍に引き上げられたということもございます。次年度以降も太陽光発電システムの導入は続くのではないかと考えてございます。町の持っております要綱は、平成20年度から平成24年度までの5年間という制度でございます。この期間の中で、積極的に活

用を願いたいと思っておりますので、今後PR活動を続けてまいりたいと思います。

一方で、地球温暖化の対策としてペレットストーブなどというものが昨今登場して、多くの方のご利用がふえてきているように聞いてございます。地球温暖化の防止には、環境への負荷の少ない循環型社会への転換ということで、省エネルギーの取り組みが一層大切だというふうに言われております。その中で、自然条件や資源を生かした再生可能なエネルギーの利活用というものが期待されているわけであります。北海道でも、このペレットストーブの購入に対する助成措置というものを持っております。購入者に市町村が助成を出した場合、市町村が出した分のうちの2分の1相当、上限7万5,000円を市町村に対して助成をするという制度であります。この制度において、管内では網走市、北見市、津別町が助成制度を活用し、町としても助成しているのでございます。また、美幌町については、これとは別な仕組みでもって助成制度をつくっているというふうに伺っております。また本年、津別町では、地域バイオマス利活用交付金事業により、年間900トンのペレットが製造できる施設を建設されたということで、燃料の補給ということからいいますと、非常に近い場所にできたという状況であろうかと思えます。ペレット燃料の長所と申しますのは、間伐材を利用するということであれば、森林の育成を促すということになります。また、木材の端材を利用するということ、廃棄物等の活用にもつながるものでありますし、燃やした後の灰というものは、畑の肥料にできるというものでもあります。そういったことから、木質ペレットは、循環型の燃料と位置づけられておりまして、二酸化炭素の増加を抑制する効果もあるというふうに言われております。また、短所もございます。これは貯蔵時に石油から比べると3倍程度の容積が必要である。水分に弱い。着火、消火の時間が多少かかる。価格については、今の水準でいいますと、石油より高い。また、燃料供給や輸送、燃焼に関して石油から比べると多少信頼性が劣るというようなマイナス面もあります。しかしながら、現在コペンハーゲンにおいて、国連の気候変動会議というものが開かれております。世界的に各国が二酸化炭素の排出量を削減していこうということで、その目標を決める会議でありますし、日本は、1990年比で2020年までに25%の削減目標というものを現在掲げているわけであります。また、町においては、実行計画として町が持っていることはもちろん町民の方々への行動指針ということで、町民総ぐるみでこういった問題には対処していかなければならないことだというふうに考えておりますので、この点については、今後どういう対応ができるか、内容等を精査して検討してまいりたいと思っております。

また、今言いました町の地球温暖化実行計画につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成20年1月に策定をいたしました。基準年を平成18年に置き、その平成18年の排出量6,132トン二酸化炭素換算のものを平成24年までに5,764トン、6%削減をするということを目指してございます。平成20年度の取り組みでありますけれども、平成19年度に設置された診療所が思いのほか多くなってしまったということで、最終的に平成20年度は6,110トン、率にいたしますと99.7%、若干ではありますけれども、削減ができたという程度にとどまっております。また、平成21年度、第2・四半期までまとめてございますが、平成18年度の基準は四半期ごとになっていないということから、平成20年度

の比較で申し上げて、99.4%ということであります。平成18年度から見ても若干ではありますが、減ってはおりますが、まだまだ十分ではないというような状況にあります。こういった目標を達成するためには、公用車の更新の際に低燃費車を購入するとか、また省エネ用品への切りかえ、施設の適正な温度管理、小まめな節電、ウォームビズ、そういったものが必要になってくるのではないかと思います。町民の方々にも行動指針というものを策定しておりますけれども、一方でごみの分別、減量化というようなことのお願いもしております。町民総ぐるみで、この運動を展開していかなければならないものと、そのように考えているところでございます。

続きまして、トマップ川でございますが、トマップ川は国が事業主体となり、昭和53年から平成7年まで直轄明渠排水事業として整備が行われました。また、河口から1.7キロメートルの区間は公園緑地であったり、住宅地が立地したり、町民生活に密着している河川であります。現在のトマップ川は、河道整備の後、河床において植生の繁茂が目立ち、河床の上昇や堆積が河道全体に広がり始めております。流下に影響を与えているということを私どもも確認をしております。これらの状況を解消するため、本定例会に河川維持補修工事として、土木費に260万円の追加補正を提案させていただいたところであります。予算がお認めいただきましたならば、発注については、渇水期の1月上旬から下旬を想定してございます。また、両河岸が連結ブロックで保護されているため、機械工だけでは除去ができない部分もございます。また、冬期間の雇用拡大につながるという視点もあわせて、人力による工程も念頭に置いた積算となっております。しゅんせつを実施する区間につきましては、13線橋から下流に向かい、運動公園橋までの約600メートルを本年度は予定してございます。また、トマップ川につきましては、湖内で漁業を営む方に直接影響する場面もあります。しゅんせつに際しましては、汚濁水が湖内に直接流入することを未然に防止する必要があるため、土のう堰による簡易滞留施設を設けていきたいということで、西網走漁業協同組合との協議を終えているところでございます。今回の措置につきましては、緊急的に対処するものでございますが、9月の定例会でもお話をさせていただいたとおり、恒久的に、将来的にどのような管理や保全のあり方が必要かということについては調査を進めてまいりたいと、このように思っております。

最後に、民主党政権下での政策転換等々に関係してであります。民主党の政権公約の中では、ひもつき補助金、社会保障や義務教育関係費は除くとありますが、これらは廃止をし、地方の自主財源に転換しますとあります。いわゆる一括交付金でありますけれども、このイメージは、国の省庁が事業ごとに自治体に出している補助金をやめて、一括して自由に使えるお金として配分する仕組みだというふうには思いますが、まだ私自身、どういったものか十分想像できていないというのが正直なところであります。理念ももちろん大切であります、具体的な制度設計も大切だと思っております。過去にも三位一体改革と言われるものがありましたけれども、ふたをあけて見ると、非常に私たちの想像したものとは違っていたということもありますので、制度設計の段階でいろいろなご意見等を国に伝えていきたいと思っております。いずれにいたしましても、自己決定、自己責任というのが地域主権の基本的な考え方だと言われております。そういった中では、今後いろいろな事業で優先順位をつけて執行してい

かなければならないということになってこようかと思います。現状では、国の補助などがあるものについて、財源確保が可能なものについて優先順位が高くなるという傾向にあります。ただ、ことしの緊急経済対策等については、逆の発想でふだんなかなか国の補助の対象とならないものというところに視点を置いて発注をした傾向にありますが、いずれにしても住民の方々の要望というものをくみ上げ、これをしっかりと検討していく考え方というのが大切になってこようかと思います。定期的にアンケート調査を実施をして、町民の要望がどこにあるかというようなことを把握していくことも一つの手段ではないかと思いますがし、住民要望ももちろん大切であります、行政として将来を考えたときに、どういった提案をしていくかということも必要になってくると思います。提案の手法、またそのルート、そういったものは限られたものではないかというように思います。ふくそうして、たくさんあるということが必要なことではないかと思っております。優先順位につきましては、昨日の答弁でも申し上げましたように、例えば事業評価というような手法もあります。また、いろいろなものとの比較の中で総合的に判断しなければならないという場面もあろうかと思っております。いずれにしても、そういったものをつけていく上においては、最終的にしっかりと説明をしなければならないものと、そのように考えておりますので、そういう視点を持って、今後とも取り組んでまいりたいと、そのように思いますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 項目数が多くて、大変恐縮しておりますが、まず大項目の1番目から再度お伺いしたいのですが、1番目の人づくり研修事業についての概要はご説明いただきました。ただ最近、積極的に町長の答弁の中にもありましたけれども、積極的にそういう研修なり表へ出て何かを吸収しようという、その意欲が少ないような感じがしているのです。それで、そういったことをなるべく避けていただくためにいろいろな方策をとりながら、ぜひ行ってみようという自発的な参加を促す方法が、ただ広報を周知して、募集するという形だけではちょっと足りないのかなというような気がするものですから、こういったことを取り上げさせていただきました。農業者においても同じようなことが言えるのですが、海外の研修なんかにおきましても、なかなか参加希望する方が少ないというような話も聞いておりますし、やっても無駄ではないかなんていう話も聞いたことがあります。しかしながら、こういったことは、やはり今の時代すさまじい勢いで世の中が変わっておりますので、そういったことを若いうちにいろいろなことを体で覚えていくということが大事なことです。そういうことから、ぜひ積極的にこういった事業を進めてほしいという観点からお伺いするのですけれども、やはりその効果というのは、これは何年もたってからあらわれるなり、その人が地域のリーダーとして成長していったときにそういった効果が出てくるもの、時間のかかるものというのはよく理解するところなのですけれども、目先の何か魅力、こういったものを若干工夫していく必要があるのではないかというようなことも一部思い

ます。いい体験であれば、積極的にそれを行った本人からPRをしていただくということも一つの方法ですし、何かしら具体的にこういったことはどうかということがちょっとお示しできないのは残念なのですけれども、やはり予算があるから、こういった制度があるから、では行ってくださいということだけではなくして、もう少し担当課で工夫をしていただいて、魅力ある研修というものをぜひ考えていただきたい。これから何かそういうものが出てきましたら、またいろいろと担当課なり、それなりの所管にお話をする機会があろうかと思いますが、せっかくある大事な制度というふうに理解しておりますので、有効に活用していただきたい、そういったことを申し上げておきたいと思います。

それから、開陽中央線の整備につきましては、本年度から年次的に進めていかれるということで、前段、通告書出した後になりますが、担当課の説明を聞いたところがあります。それで、ちょっとこれはお願いしたいのですが、該当する地域についての事前の説明は、やはり小まめに行って、年数のかかることですから、最初やったから3年後はいいよということではなくして、明年度、測量なり、工事なりいろいろ地域に入り込むことがありますので、担当者なり、業者なりが小まめに地域の事前説明とまいましようか、予定を周知することに十分配慮していただきたい、この分だけ申し上げておきたいと思います。

それから、地域交通システムの構築ということなのですが、これは私の母親も80過ぎておりますが、今現在車に乗って、非常に危なっかしい、心配な部分がかなりあるのですけれども、平成19年度にアンケート調査を行ったということがあります。それ以来3年ぐらい、3年近く経過しているわけなのですが、年々やはり需要、ニーズというのが変わってこようと思います。町長の答弁の中にもありましたけれども、今よくても次年度、それこそきのうまで車を運転できたけれども、きょうからはちょっと危なくなったという方が、やはり町内の方にはかなり率としては高くなってくるのではないかと思います。元気でどんどん外出をしていただくことは、いろいろな意味での高齢者のいろいろな高齢者特有の病気の予防にもなりますし、その方自身の励みとまいましようか、そういったことをやはり持ち続けていただくためには、やっぱり外出というのが一番の手段だと思っておりますので、これも年々需要の、ニーズの形が変わるということを念頭に置いていただいて、細かい配慮とまいまいますか、事前の準備、シミュレーションをしていくことが必要なのではないかというふうに考えますので、その辺のこともあわせてお伺いしたいと思います。

それから、分譲地の造成に関してなのですが、これは以前、分譲した経過、平成19年でしたでしょうか、分譲した経過がありますが、行政が分譲する場合の価格の設定が現状となかなか合わない部分もあるのではないかと、実勢価格と行政としての価格の設定の仕方なのですが、これはやはり今の時代、行政財産というのは、価格の設定というのは独特のものがあるのですが、民間から見れば、やはり割高の設定になっているというようなことが平成19年当時からちょっと感じていたことなのですが、行政財産だから、高く売ることが住民のためとはいえども、やはりその辺の価格の問題というものもある程度考慮に入れておく必要があるのではないかな、そういうことも考えます。その辺についての今後の考え方なりをちょっとお伺いをしておきたいと思

ます。

それから、移住定住に関してなのですが、これはいろいろなサポートをされる方の団体もありますし、いろいろご努力をいただいているということもよくわかります。この際、この部分でひとつ、このたび女満別高校に、これとは直接関係あるかないかわかりませんが、女満別高校の具体的に言えば野球部に入りたくて女満別高校に行きたい、他町村からそういう希望を持っている、下宿を募集しているというようなことがありましたが、こういったものを個人にお願いするのも一つの方法なのでしょうが、やはりそういったものに1人では協力できないけれども、何人か集まれば協力できるというような場合も考えられると思うのですけれども、そういったものに範囲を広げて、空き家があれば、そういったものに適する、適しない、条件があろうかと思いますが、そういったものにも広く活用していくお考えもあってもいいのかな、そんなようなことも思いますので、その辺のことに関してのお考えをお伺いしておきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、人づくりのPRの関係でありますけれども、何か考えていただきたいということなのですけれども、今までもいろいろ考えながら、単に広報で周知するだけということではなくて、いろいろな団体のところでこういう事業があるということをしてPRをさせていただいております。また、行って研修をすることももちろん大切でありますけれども、自分でそういうものを企画するというのも大切なことではないかと、そのように思っております。正直いろいろな方のお話を伺いますと、行くまでは、帰ってきてから報告出すのがなかなか大変だとか、それがあから、その事業で行きたくないとかというような話を聞く場面もございます。しかし、行った方々は、ほとんどの方々がこの事業で参加をしてよかったというような意見を言っているような気がいたします。私自身も22歳のときに、道の事業でありましたけれども、道民の船というところで22日間海外も含めて研修をさせていただきましたけれども、今もってそれは大きな財産になっていると、そのように思っております。そこまで期間が長いものはここの中では設定できませんけれども、参加した方々に口コミ、また改めてPRする機会をつくっていただくとか、また、研修をした方々が集まって何かおのおの研修は別々でありましたけれども、団体として何か活動ができないか、そういうふうなこともいろいろ考えながら、工夫は今後もしていきたいと、そのように思っております。単につけてあるからという程度の予算ではありませんので、いかに多くの方々が自己向上を目指して使っていただくかということが大切なわけですので、そのことについては努力をさせていただきたいと思います。

また、開陽中央線については、地域はもちろんでありますけれども、これからも何年間かかる予定であります。平成22年度については、今の予定でありますけれども、実施設計や用地測量、平成23年度改良工事、平成24年度舗装工事、平成25年度、またさらに次の実施設計、用地測量というようなことに順次順次になっていくことと思います。当然当初、今の段階でいけばまだご意見伺っているということで、

きっちりとした実施設計までは至っておりませんが、そういう中においては、何回もご説明をし、ご理解いただく、またご意見をいただくということが必要になってくようかと思っておりますので、担当者はもちろんでありますけれども、地域懇談会などでも該当する地域ではこういった情報を出していきたいと、そのように思います。

また、交通体系でありますけれども、私の父親も82歳で車の運転免許を持って、まだ運転をしておりますけれども、毎年毎年、正直危なっかしいなというふうな思いもございます。路線としての地域間のバスというもののももちろんありますし、単に自宅から外へ出られるというところの交通手段ということであれば、デマンド交通ですとか、相乗りタクシーというのでしょうか、そういうようなものもどうなのかというふうな思いもあります。後段の一般質問でもいただいておりますけれども、こういったものについても、ある意味見直しの時期ではないかというふうに思っております。先ほど言いましたように、今見守りネット事業などで高齢者のお宅を訪問する機会なども従来から見るとぐっとふえてきております。そういう中で、どのような要望が、形態が望まれているのかということについては、逐次情報を収集して対応できるようにしていきたいと、そのように思います。

また、分譲地の関係につきましては、多分議員の言われているのは研修会館の道路を挟んだ向かいにある宅地の関係ではないかと思っております。これについては、平成17年度から、旧女満別町時代から分譲を始めて、6区画中今4区画が売れていると。あそここのところについては、当初から少し高いのではないかというふうなご意見もありました。ただ、町の財産を売るときの価格設定というのは、非常に私自身も難しいものがあるなというふうに思っております。一定の基準でもって、税の評価されているもの等々を参考にしながら、ルールを持って積算をさせていただいているところであります。ただ時代によって、多少そういうものも動くことはありますので、またその時代に合った価格というものについて検討はしてみたいと思いますが、正直言って高いから安く売ればいいのかというふうなことでいけば、町民の財産であるものを、言葉は強烈になりますけれども、不当に安く売ったというふうなことでいうふうな判断をされますと、私どもも大変いろいろな意味で責任を負わなければならないということもあって、微妙なところがあるということについては御承知おきをいただきたいと、そのように思っております。

移住定住の関係についてでありますけれども、この事業はいろいろな目的があって、実施をしております。移住、定住というところもありますし、住みかえをしてコンパクトな市街地をつくるというふうな考え方もありますし、町の中の空き家をいかに減らしていこうかというふうなこともあります。若い世代の方々に早くそういった土地もしくは、建物を借りるなり、取得していくということは、一方で公営住宅の建設などとも絡めて、そういった投資が場合によっては少なく済むというふうなこともつながるものがあるかと思っております。また一方で、これらの事業は、例えば商店等々の店舗などにも適用いたしております、空き店舗対策と言われているようなところにもつなげていくというふうな形で、決して一つの目標、目的だけを設定しているわけではございませんので、使い方、目的は問いませんので、今議員が言われたような場合であっても該当になってくるのではないかと。ただ、今回の下宿の場合、私ども

もいろいろ相談をして、別な提案も高校の振興協議会なり、同窓会に提案をさせていただきましたけれども、課題となっていたのは、建物そのものというよりは、そこに食事を提供して面倒を見てくれる下宿としての仕組みだということで、なかなか私どものところが提案したものが十分ではなかったというようなことかというふうに思っております。いろんな方々のお力添えをいただいて、先ほど議員が言われたような仕組みがとれるのであれば、この事業も十分活用していただければと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ありがとうございます。総合計画の部分については、おおむねこれからの部分で予算の関係でちょっと変わる要素もあろうかと思いますが、仮に一括交付金になった場合に、果たしてどういった形のものになっているのか、その辺もちょっと今現在わからない部分もあろうかと思いますが、すべて住民生活として、必要なものとしての計画でありますので、けさの新聞には、次期立候補に前向きの表現といいますが、そういったことが道新に出ておりましたので、これからまた数年に向けて、大いに意欲を持って取り組んでいただきたいと、そのように思います。

それから、2つ目に入りますが、温暖化対策実行計画についてなのですが、この太陽光発電に対する助成のあり方、11月から買い取り価格が倍になったということになりますし、また、太陽光発電を利用していないところの負担が若干上がるのか、上がったのか、ちょっとその辺の日は定かではないのですが、そういった話もございます。そういったことで逆に、平成24年までの5年間ということでしたでしょうか、その部分で、もしそのときにならなければ状況的に変わらないかもしれませんが、わからないかもしれませんが、その部分で、逆に言うと太陽光発電をつけてみようかという方が今までよりもふえるかもしれない。それが平成24年で終わるか、終わらないか、その辺のところはその時期に検討すればいいと思うのですが、エコの分野では注目をされている施策の一つでもありますから、なるべくであれば、可能な限り助成をしていく、これは続けていただきたいものというふうに考えておりますし、大空町内での温暖化実行計画の一部を担える部分だと思いますので、その辺もあわせて今後検討していただきたいですし、継続もしていただきたい、そのように考えております。

それから、ペレットストーブにつきましては、欠点の部分もかなり今答弁の中でおっしゃっていただきましたが、やはり当町にはないのですが、間伐材等の木材の利用といいますが、そういったもので北海道であれば、森林の多い自治体にはどんどん進めていっております。最初、足寄なんかは一番早い部類だったのかなと思いますし、下川ですとか、それから津別もその部類だと思います。美幌も最近そういった取り組みなのですが、これも化石燃料そのものから、使う側の意識も含めたものが一つ啓発的な要素も含めて、やはり検討からぜひ実施に移していくべき内容のものではなかろうかというふうに考えますので、その辺ももう少し具体的にご答弁いただけるのであれば、意向も含めてお伺いをしておきたいと思います。

意外と3番目の庁舎内での実行目標に対しては依然として進まない。この建物自体

が温泉熱の利用の部分もありますから、そういった部分も加味しているのでしょうけれども、その分、町としての計画目標達成の部分であれば、庁舎、一部民間、地域の協力というのでもあわせた努力というのでも必要になってこようかと思いますので、目に見えたものでないだけにちょっと我々素人目から見るとわかりづらいのですが、四半期ごとにきちっと数字として算出しているということです、この分もあわせて、今後一層の努力が必要だと思いますので、その辺の決意、考えについてお伺いをおきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 本町は、年間における日照時間というのも大変高い地域であります。そういったことから、太陽光発電というのは有効な手段ではないかと思います。先ほど言った買い取り価格が倍に上がりましたということでもありますけれども、これらについては、そういった買い取り価格が高くなった分は、実際には太陽光発電を設置していない方々のところの電気料金というのでしょうか、そこから賄っているというような形だというふうに聞いております。昨年、平成20年度11件、平成21年度についても10件の申し込みがございました。新築のときもありますけれども、それ以外でもというような方々も多いようであります。当然、いろいろな補助金の要綱をつくるときには一つの期間設定というものをさせていただいております。そこが完全にやめる時期ということではなくて、そこが補助事業の再検討する最長の時期だということ、そこをひとつ目標として、持っているわけでもありますので、当然、皆さん方のご利用の頻度、そういうようなものがその見直しの中で大きく影響されてくるだろうと、そのように思っております。効果のあるものについては、引き続きということになるのが通例かなと、そのように思っております。

また、ペレットストーブにつきましては、この時期でありますので、どのような答弁になるかということで、大分担当ともいろいろ話をしたのですが先ほど言ったような答弁になってございます。津別の佐藤町長からは、町でいろいろつくったので、ぜひ近隣の市町村でも多くペレットストーブが普及されて、そして、津別町の製造するペレットを買っていただきたい、そういうようなことで公式、非公式問わずいろいろな売り込みが私どもにも寄せられております。そういうことでいけば、原材料のといいましょうか、燃料の供給ということについては不安はないのかなと、そのように思っております。過去にもご答弁申し上げた中で、町の公共施設などでペレットストーブを使えるようなところがあれば使ってみたいというような話をしておりましたが、なかなかこれはと思うようなところが出てきておりませんでしたけれども、今年度予定しております建物等の改修ですとか、増築ですとか、そういったものの中で、設置ができるのではないかと今思われているところがありますので、そういうところについては、まず皆さんにそういうものの状況を知ってもらうためも含めて設置ができればいいなと、そのように思っているところであります。そういう中で、いろんな方にご理解をいただいて、そのよしあしというものを判定をしていたら、それによって、きっといろいろなご反応といいましょうか、あるのだろうと思

います。それを受けてしっかりと対処していきたいなと、そのように思っております。

また、先ほど言いました数値的には押さえておりますけれども、まだ1%に満たないような状況での取り組みの実行計画であります。これを推進するために、さらに庁舎内における節約運動というものを展開をしなければならない。先ほど言いました関係もありますけれども、先日、札幌で路線バスに乗りましたところ、信号機でとまったときには、路線バスは必ずエンジンを切るというようなことまで実施をしております。そういうような小まめなことを展開をしなければならない、そのように思っておりますし、先ほど言った省エネ用品への切りかえ、今LEDというような電力量を極力抑えたような、そういう照明器具等も出てきております。そういったようなものに対する切りかえというものも必要ではないかと内部では話をしております。ただ、今正直例えばこの議場の電球をLEDに変えれば、消費電力が少なくなるのかもしれませんが、今持っている在庫との関係もあろうかと思っております。1つの物を長く使うということも大変大切なことではないかなというふうにも思います。自分のところのことだけを考えれば、確かに自分のところの使う電力は少なくなりますけれども、新しいものを使う、日本全体、地球規模で見たときには、そこにつくり出すためのまたエネルギーも必要になってくるというようなこともありますので、そういう視点、マクロ的な視点やミクロ的な視点、両方持ち得ながら取り組めるものは何かということと考えながら取り組んでまいりたいなと、そのように思っております。

また、先ほどのストープではありませんけれども、試験的に導入するということについてもやっていかなければならないと思っております。主に電気のことでは、街灯などについてもそういうことを考えていかなければならないのではないかなと、そのように思っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今後とも進めていっていただきたいと思います。それから、トマップのしゅんせつなのですが、年次ごとに恒久的に取り組んでいただくということがこれ大事なことで、一度しゅんせつして河川をきれいにした経過があるのですけれども、今になると個人の手に負える状況でもありませんし、またためてしまうと、経費もかかってしまいます。そんなことで、これをまたこれから出てくる補正予算の中にあるということでしたが、全部ではないので、その計画的な実施をしていただくような方策をぜひ考えていただきたいと思いますし、また湖畔入り口までの距離ではないのですね。一部上流から、13線からどこまでですか。もう一度ちょっとその辺お伺いしたいのですが、その下流についての対応についてちょっとご説明いただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回、予算を提案をさせていただいて、施工しようと思っている区間につき

ましては、13線橋から下流に向かい、運動公園橋までの約600メートルを本年度については予定をしているということでございます。また、計画的なということでもありますけれども、先ほど言いましたように、今回は、緊急的にこの部分について対処をさせていただきたいということでのご提案であります。また、9月にご答弁申し上げますように、こういったものを定期的にやっていくことが川と今後につき合っていくために必要なことなのかどうなのかというようなこと、将来を見越した中でどういう管理や保全のあり方がいいのかということについては、しっかりと調査をして、その中で定期的に例えばしゅんせつというものが必要になってくる、それが一番いい方法だということであれば、そういうものを計画的に行っていくことになろうかと思えます。それ以外の方法でいい方法があるのであれば、またそれも検討の一つかというふうに思っております。

さらに、運動公園橋から下流につきましては、管理が国であったり、例えば北海道であったりということでもありますけれども、管理が非常にふくそうしている関係がございまして、その管理機関の意向というのでしょうか、管理がえも含めて、開発、北海道のほうと協議をさせていただいている状況にもあります。それによって、今後どのような形で管理体制を組んで、そして対処していくかということについても判断をしていきたい、そのように考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 逐次そういった状況は、いろいろな経費の面でも計画的にやっていくことのほうが安上がりだと思いますので、その辺も組み合わせの上、これからの対応に当たっていただきたい、そのように申し上げておきたいと思えます。

それから、4番目の政権交代に関する部分なのですが、これがまだよくいろいろな新聞報道なんか見ておりましたが、末端自治体のことなのか、都道府県のことなのか、ということではちょっとはかりかねる部分が非常に多くてわかりづらいのですが、一つ制度として変わる、変えたいという意向だけは伝わってきますので、それに合わせた、今まででしたら一つの事業に関しても細かいマニュアルまで中央の省庁から来ていたものが、そういったものが一切なくなるようなことになるのではないかというふうに想像できます。そんなことで、本当に行政に携わる人たちも住民の顔を見た行政といえますか、今までは、中央省庁の指示どおりでなければならなかったものが、今度は逆に大空町方式のものが通用する。そういったことで、本来の住民のニーズに最も近いサービスの提供につながるのではないかと私自身大いに期待している制度の変更点でもありますので、役所の顔色を見ながら行政をするのではなくて、住民の顔色を見ながら行政を進めていくという一つの転換点になってほしいというふうにも希望しておりますので、その辺のことも十分職員の方々も自覚をしていただいて、心構えをお願いしたいと思います。これも中央の政治のことですから、何とも想像つきませんが、今の段階ではその程度の期待を持っていると申し上げて終わりたいと思えます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今もそうでありますけれども、私どもがいろいろな事業を執行するときに、住民の方々のご意見を聞いたり、要望を聞いたり、またそれを今で言うところの補助事業などにのせていくということがあっても、決して北海道や国の顔色をうかがっているわけではなくて、私どもは常に住民の立場、そちらに立脚をした中で物言いというものはさせていただいているつもりであります。ただ、議員が言われましたように、これからは地域の裁量というものが非常にふえてくることが十分予想されると。そういう中においては、職員の施策に対する能力というものが、さらに今まで以上に必要になってくるのだらうと、そのように思っております。町でも職員の人材育成基本方針というものを定めまして、職員研修を充実していこうということで自己啓発でありますとか、職場研修、職場外の研修、派遣研修というようなものをやっております。これだけでもまだまだ十分ではありませんので、いかに情報を自分のものとして、またそれを町民の役に立てるかという視点でもって、町民の目線でもって対処していくことが必要ですし、また、それらをしっかりと説明できるようになっていかなければならないものであると、そのように思っております。自分自身も含めて、今そういうことの時代になってきているということを十分自戒を持って、これからも取り組んでいきたいと思っております。今の政権の地域主権でありますとか、そういうような視点でいいますと、都道府県というよりは市町村、基礎的な自治体のところの権限なり財源を強化するという基本的な考え方があるというふうに私どもは認識をしておりますので、その中で、町としてこれから町民の皆さんのサービス向上のためにさらに努力をしていかなければならないものだ、そのように考えてございますので、今後ともご指導いただきたいと思います。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、9番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 それでは一般質問をさせていただきます。大項目といたしまして、行政、財政改革と大空町の将来について。合併をいたしまして、4年を経過をいたしました。前出議員の質問等におきまして、だいたいのところはお聞きをしたところでありますけれども、前回まで継続的に質問をさせていただいております、行政、財政改革を今まで進めてこられたと思いますけれども、大変質問事項がアバウトではございますけれども、今までの成果と今後の見通し、また、課題があればお聞きをしたい。政権

交代もあり、地域力の低下も心配されております。心配というよりは、それが現実的になっているのが昨今でございます。今進められております総合計画も考えながら、お伺いをしたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。平成18年の3月に新しい町、大空町が誕生し4年となりました。この間、診療所でありますとか、特別養護老人ホーム、町営住宅、芝桜公園、麦乾の施設、そういった社会資本の整備も進めてまいりましたし、総合計画や各種計画の策定、そして、財政健全化への取り組み、行政改革という中での使用料、手数料の基準、そういったものもつくってまいりました。また、地域担当者制度ですとか、自治基本条例についても、いろいろなご議論をいただいて、町民の皆さまにこの場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。財政面のことについて、少しお話をさせていただきたいと思います。この4年間、地方債の発行を抑制し、償還額の内数としていこうという一つの目標がありまして、地方債の残額の縮減に取り組んできたところであります。具体的な成果で申し上げますと、一つには地方債の残高であります。合併した当初、全会計を含めて207億9,000万円ほどございましたけれども、現在177億6,000万円ということで、約30億3,000万円ほど減少しております。また債務負担行為の設定額も、10億円以上減少している状況でございます。また、繰上げ償還等を実施してきてございます。地方債、債務負担行為等の繰上げ償還を実施しておりますので、毎年の償還額の負担の軽減というところにもつながっているわけであります。これらを分析する数値として、実質公債費比率などがございすけれども、平成19年度の24.3%をピークに、平成20年度は23.4%と。0.9%の減少ということになったわけがあります。今現在立てております財政計画が計画どおり進められていけば、平成24年度には18%を下回る見込みとなっているところでございます。ただ、この財政計画でありますけれども、いろいろな要素が関わってまいります。経済の動向、社会情勢の変化、政治の変化、そういったことが十分予想されてまいります。それによって、大きな影響を受けることが予想されますので、逐次、毎年度この内容については見直しをし、情報を収集しながら的確に財政運営をしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

取り組んでまいりました行政改革についてでありますけれども、6つの目標を掲げて、これを受けた推進計画により進めてございます。当初予算比較、平成19年度を基本年としてベースに算定してございます。平成20年度、平成21年度の2年間の累計の効果額で申し上げたいと思いますが、効果的な事務事業の推進ということの項目の中では、民間委託や指定管理者制度の導入によって、4,400万円の削減。時代に即した組織機構の確立という項目では、委員会の統合でありますとか、議会議員皆さんのご協力をいただいて1,400万円の削減。さらに定員管理、給与の適正化及び人材の育成という項目におきましては、職員数の削減や給与の見直し等により1億5,500万円も削減。また、自主自立の高い財政運営の確保というところでは、

先ほど言いました繰り上げ償還でありますとか、職員の期末勤勉手当等の独自削減、財産の未利用地の処分など、全体で1億6,700万円と。先ほど言いました全部の額を合わせますと、3億8,000万円程度となっております。

また、よく合併をした新しい町としてどのような効果があったのか、ということのご質問をよくいただきますけれども、私が考えておりますのは、一つには滞っていた、なかなか踏み切れなかったものへの前進というものもあるのではないかと考えております。診療所の建設でありますとか、芝桜公園の整備、さらには、女満別小学校の建設についてもスタートが切ることができました。これら大きな建物や公園などのもの以外にも、小さな用地問題など、なかなか従来解決ができなかったものが、新しい町になったというようなことで、もう一度いろいろお話をする中で解決に向かったものがいくつかあったように思っております。また、サービス等の向上が図られたものもあるかと思えます。保育年齢の引下げでありますとか、放課後の児童対策の関係、また、見守りネット事業というようなものは、お互いの地区が持っていたいい部分を取り入れてそれを全町に広げていったというような内容のものではないかと、そのように思っております。また、新しい基準づくりというものもでき、明確な形ができたということも効果ではないかと考えております。一つには、平成20年度からスタートしました補助金の見直しの基準、また、今定例会にご提案をさせていただいております、使用料、手数料等の基準ということの統一もできたように思っております。そういった行政がかかわったものももちろんありますけれども、私は何より大きいと思うのは、例えば特産品などの相互交流というようなものについては、相乗効果が発揮できている部分が多いのではないかと。観光のPRなどということに関しても、同じような効果が出ていると、そのように思っておりますし、また、人的な交流なども非常に多くなってきております。文芸活動でのいろいろな交流というものが、より多くの方々と知り合いになり、そして交流ができるという機会が増えたように思っておりますし、また、国内に目を向けますと、姉妹都市でありますとか、友好町、そういった交流の幅が広がったというふうなことが言えるのではないかと、そういうものがこの間の効果ではないかと、そのように押さえております。

質問の中に、地域力の低下という言葉もありました。今まで地域力をはかるその一つのバロメーターとして人口のことがよく言われておりました。我が国全体の人口が減少傾向に入っているということでありまして、さらには、大都市と地方との人の移動というものが進んでおります。大都市圏への人口偏在が顕著になって、地方圏の人口というものは、今後ますます減っていくというふうに言われております。本町においても、減少傾向にあるということはまちがいのない事実であります。これらをいかに食い止めていくかということも大切なことであると、そのように思っております。そのため、働く世代を対象とした子育ての支援、そういったものであるとか、また、高齢者の方々にいつまでも住み続けていただくための見守りネット事業というようなものを展開をしております。また、新たな方々にこの地域に住んでいただきたいというような意味合いも含めて、移住対策事業でありますとか、先ほど説明をいたしました住みかえ事業、また、町営住宅の建設などというものを進めている状況にもあります。行政はいくつかの役割を担っているわけでありまして、町民の方々の不安

を取り除き、将来の展望が見えるような、そんな仕組みづくり、まちづくりをするということが大変大切なことであると、そのように思っております。昨日も申しましたけれども、分村の時代、両地域とも非常に意気軒高な、将来が展望できるような、意欲に燃えた時代があったというふうに思っております。そういう時代の心意気に学び、そして、新しいまちづくりに皆さん方の参加をいただくように進めていかなければならないと、そのように思っております。様々な住民運動といいたしましうか、町民の方の活動が展開されていく、それが地域の元気になって、地域力を高めていくことにつながるのだろうと、そのように思います。町といたしましてそういったきっかけをつくったり、呼びかけをしたり、仕掛けをつくるということが大きな課題になってこようと、そのように思っておりますので、そのことにこれからも努力をしてまいりたいと、そのように思っているところであります。

以上、申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 大変、前出議員との重なった部分が数多くあって、大変かなとは思いますが、けれども、財政改革の数字的な面、事業面については、昨日もお聞きしたところではありますけれども、大変な努力をされていると、評価は十分にしているところではありますけれども、ただ私どもに取りましては、大変数字的なこと、内部的なことにつきましても大変理解をするところではありますけれども、これを片や住民からの目線といたしますと、なかなか理解をされないという場面が多うございます。なかなか現状で合併の目に見えて、例えば東藻琴地域につきませれば大きなJAの合併などもございまして、人口の流出、そういったことが直接的に経済効果に響いてくるわけでありまして。それを元に戻すとか、そういったことについては、それは不可能なことではありますけれども、そういったことを少しでもフォローさせてもらいたいと、そういった住民の願いは多くあるのではないかと思います。それによって定住対策ですとか、あるいは中小事業に対する支援などは考えておられるのは大変結構ではありますけれども、なかなか現状において、自分たちから自主的にというところがなかなか難しいのかなと、このように考えられるわけでございます。確かに合併をして、補助金を見直して削減をし、あるいは公共料金などを見直しながら若干的な値上げにつながっていくという。そして、時代ニーズといえ失礼になるかもしれませんが、指定管理に移行していく、それは理解はしますけれども、それによって、やはり住民の生活が何となく不安化していくというのはやはり納得のいかない部分もあるのかなと、そのように思われます。そういった形の中で、今後において少しでも地域にとって活性化になるような、そういったことは考えられないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一つ一つとってご説明をさせていただくと、ある程度理解をいただける部分もあるのかとは思いますが、先ほど私が申しましたように、新しい地域になった中で、

どのような将来像が描けるか、将来に対する大きなといいましょうか、漠然としたといいましょうか、そういう不安を抱えていらっしゃるというようなことではないかと、そのように私自身は受け止めてございます。先ほど言いましたいろいろなハード事業でありますとか、ソフト事業、そういった展開も必要ですけれども、特に市町村が一つになった、新しい町となった中で影響が大きく受けられているのではないかと、そのように感じていらっしゃるのではないかと思うのは、地域の商工業の方々ではないのかなと、そのように受け止めております。例えば農業に携わっている方でいうと、市町村が合併しても逆にＪＡの合併のほうがいろいろ影響があって、市町村の合併そのものは農業とは直接そんなに影響ないねというような声を聞いたことがあります。しかし一方で、小売業に携わっている方々などからすると、非常に購買力というものが落ちたのではないかと、そのようなお話も承っております。そういったことから考えますと、そういうことを今後大きな課題としてとらえて、対策を打っていかねばならないのではないかと考えているわけございまして、ことしまだ取りかかったばかりでありますけれども、東藻琴地域における道の駅について、どうあるべきかということについて構想をまとめさせていただいている最中であります。このことについては、反響も大きく、いろいろな方々から地域の声を十分に聞いてというようなお話もいただいておりますので、私どもだけでつくるということではなくて、地域の皆さんのご意見を十分にいただきながらつくっていききたいと、そのように感じているところであります。また、商工会の統合ということが間近に迫ってきております。こういう中において、どのような形でもって地元購買運動を展開していくことができるかということも、大きな課題の一つではないかと思っておりますので、こういったことについても十分検討をしながら、いろいろな政策展開を考えていかねばならないなど、まだ具体的な形にはなっておりませんが、そういうようなことが、先ほど言われました地域の元気さにつながってくると。それが不安解消の一助になっていけるように努力をしたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 道の駅構想についても今まさに進められているということで、結果はどうかあれ、いい方向に進むことを期待する住民も多くいることは事実でありますし、なかなか目に見えるものが１番早いというのは現実でありますけれども、こういった経済状況の昨今でありますので、住民の不安は少しでも、そういった形の中で取り去れればと、このようには理解するところであります。ただ、その政権交代もあった中で、地方分権については、大変騒がれておりますけれども、市町村合併についてはもうほぼ声が出ていないというのが現状で、どうなるのだろうというそういった不安な住民もいるわけで、そんな中で政府からくる予算の関係も、またさま変わりしてくるのかなと。前出議員の答弁の中でもそういったことを聞いていたわけですが、その辺もやはり地域力に直接的につながるような形の中で使われればと、このように理解するところでありますけれども、また、町長の答弁の中で、前出議員のことを聞いておりますと、意欲という言葉が十数回使われております。非常に意欲は理解するところ

ろなのですけれども、現状というのは、意欲を持つ以前の問題も若干あるのではないかなと、意欲を出していただくような仕組みづくり、あるいは大変失礼かと思いますが、職員に対しても、そういった先ほど出ておられました地域職員制度ですか、それは担当職員の制度ですけれども、私も一般的な事業、あるいはそういったものを通じてよく目にはすることはあるのですけれども、その辺については大変一生懸命にやっておられるところは目にしております。あと、やはりそういった形の中でもう一步踏み込んで意欲につながるような職員づくりもされてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど一つ言い漏れた部分がありますので、それもつけ加えたいと思います。東藻琴地域の関係でいいますと、旧診療所の活用についてもことし耐震の調査をさせていただき、関係する委員会にもその内容等について報告をさせていただいたところでもあります。こういったものも、なるべく早い時期に対応ができるように進めていく。そのことが地域に人が集まるとか、職場として形成されるというようなことで必要ではないかと、そのように思っているところであります。また、新しい政権の中でいう地方分権、地域主権というのは、基礎的な自治体、いわゆる今でいう市町村というところに軸足を置いて、そこに権限も財源も移しながらそこが主体的に仕事をしてもらうべきではないかというスタンスに立っているように思います。そういった意味からすれば、町でできるところのものは一生懸命やらなければなりませんし、単独でできないような仕事については、どういう形か、垂直なのか水平なのか、補完する方法ということも仕組みとして必要ではないか。いずれにしても、地域が仕事をしていかなければならない時代だと。私は何回か意欲という言葉、意識的に今回答弁の中でも使わせていただきましたけれども、私自身や行政の職員が意欲を持つということはもちろんでありますけれども、町民の方々にいかにそういう気持ちを持っていただくかと、そういった意味でただそれは声だけ出すということでは呼びかけだけでありますので、きっかけを形として何かつくっていかなければならない。仕掛けをする事業みたいなものを考えていかなければならないということではないかと、そのように思っております。昨日の質問の中にもありましたけれども、例えば一つのところに集まって町民運動会を例えばするのがどうだろうかというようなお話のご提案もあったかと思えます。そういうものもまちづくりの元気さにつながる、意欲につながるものの中の一つではないかというような気もいたします。そういう発想を持って取り組んでいくことも必要だなと、そのように思っております。前にも深川議員からは、職員が元気がないというような、なかなか伝わってこないというような部分がありました。まだまだ、職員もその地域などになれていないというようなところで、正直不安を持ちながら仕事をしている部分もあるのかもしれません。それを私どもの立場とすれば、十分参酌をした中で職員の研修でありますとか、または機構のあり方だとか、配置の仕方というものについて考えて対処していかなければならないことなのだろうと、そのように思います。十分言われている主旨を受け止めて、今後も対応してまいりたいと、その

ように思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 特別に職員、あるいは町長の有無をどうのこうのというわけではありませんが、前回の質問の中で、元気がないという、そういう指摘もしたわけですが、これは本当に元気がないのかなと言われるとおりなかなかその地域性もあったり、その地域を覚えるだけでも大変なことはわかりますし、その辺は十分理解しておりますが、その辺の努力もしていただきたい、正直に言いまして私どもも、職員の方々の全員の名前をとということになると、なかなか掌握しきれないところもありますので、4 年たつわけですが難しいのかなと。しかし、そんな中で改革、政権交代もあったわけですが、改革というのはやはり町長と言われるとおり、いいものを探り出して、そして将来に向けてやはり新しい展望していくというのが改革ではないかなと、このように理解はしております。そんな中で、十分に住民の心配を取り去るというのは難しいことかとは思われますけれども、今後に向けてより一層の明るさを求めていきたいというのが、国の情勢が情勢ですから、不安材料は黙っていても不安なのかなと。政権交代があって輝く日本がやってくるのかと思うと、なかなかそうはいかない点もあるわけですが、そんな中でも、やはり地方の元気はアピールしていかなければならない、PR をしていかなければならないというのが現実だと思われます。やはり今後、新しい課題、そういった取り組みがあるのであれば、道の駅構想というのが先ほど出ましたけれども、考えがあればと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 地域の中にはいろいろな特色があり、どこにおいてもいい面やなかなか上手くいかない面というのはあるかと思われますけれども、まちづくりの中では、よい面というものをさらに増幅させていくということが大切ではないかなと、そのように思っております。例えば、東藻琴地域のことで申しますと、全道的にも全国的にも芝桜ということが非常に大きなインパクトとして与えられているように思います。そのことの効果というものをしっかり出していくと。また、道の駅の関係について、構想のことについて少し触れたいと思いますが、この発想といたしましては、そういった観光資源というものを上手に地元の経済効果に結びつけるための一つの手段としての道の駅の役割というものもあろうかと思われます。また、今構想としてスタートしている場所につきましては、市街地の中というようなことを考えておりますので、それは、地域の消費活動なり住民生活のところに役立つ、そういう施設であることもこの道の駅の役割ではないかと、そのように思っているところであります。さらに、現在、女満別のメルヘン公園のところに道の駅を設定しておりますので、そこと連携をした中でさらにいろいろな特産品の販売ですとか、観光情報の発信というものができるといことが、一つよりも二つ、倍以上の効果がまたあらわれてくるものがあって、相乗効果を生み出すのではないかなというようなことを念頭に置きながら進めてまいりたい

というふうに考えているわけであります。そういった視点から、いろいろな方にご意見をいただく、そのできあがることも、できあがってそれをしっかりと運営していくことも大切でありますけれども、地域の元気さということであれば、そういう計画を練るということも元気さにつながっていくのではないかなと、そのように思っておりますので、そういうところにいかに多くの方々に参加していただくかということも、課題として受け止めながら取り進めてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 行財政改革の中から将来性にまでいくわけですが、ただ、できるできない、そういったことは別といたしまして、元気のアピールを、これは当然、町内で把握するものでもあります。外へ向けての元気さのアピールについて、私は以前から思っておりますけれども、非常に忘れていた部分がある。今、町内外、全国的にどころか世界的にもアピールのできる女満別空港というものが既存としてあるわけで、なぜこういったことを活用ができないのか、何か難しいところがあるのか、その辺をお聞きしたかったわけですが、ちょっと民間のことですので、なかなかその辺が難しいこともあるのかなとも、やはり元気を発信するには、大きな題材があるのではないかなと思うのですが、その辺は難しいところがあるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 各地域のいい面といいましょうか、特色という中に女満別空港があります。女満別空港は、昭和60年の4月22日にジェット化空港として現在の場所で開港をいたしました。まもなく25年を迎えようというところでございます。最も搭乗客が多かったときには110万人を超えておりましたけれども、昨年については、90万人を割り込むというような状況にあります。これは国内、世界的な景気の低迷というところも要因としてありますし、航空会社そのものが、規制緩和によって黒字路線から赤字路線へ収益を回すというような仕組みがなかなか取りづらくなって、単体の路線としておのおのの一つ一つが黒字経営でなければ存続が難しいというような方式に変わってきたことによって影響を受けているのかと思います。そういうことで、女満別空港だけではなくて、地方空港、どこも大変苦戦をしている現況にあります。さらに今年度については、インフルエンザによる旅行者の減でありますとか、高速道路が土日乗用車等1,000円になるというようなことで、そういったところにお客様が流れたというようなこともあろうかと思います。いろいろな複合要因群で非常に下がっている状況にあります。国内の旅行者の数というのは、人口減少に伴って減ってくる可能性は大きいと言われておりますし、従来のように若い人たちが旅行をなかなかしなくなったというような観光需要のところでは予想があります。そういうことから、国内だけではなくて海外に向けてこういう情報を発信をし、そして、チャーター便などの誘致も進めていこうということで努力をしているところでございます。昨今は、香港、韓国、台湾からだんだん中国本土の方々の旅行者も増えてきているという現状

にあります。中国で評判を得た映画のロケ地が、釧路、網走管内にあるということから、そこを訪問される方々も増えてきているというようなことで、ことしにおいても、中国にチャーター便誘致協議会、事務局が網走にありますけれども、そこと連携をして私どもも参加をしてプロモーション活動をさせていただきました。また、2月の15日から、さらに中国、広州、香港、マカオ方面においてこういったプロモーション活動をしようということで、現在ツアーもあわせて組まれている状況でございます。こういう活動もしながら、私どもの町の財産というものを国内外はもちろんでありますけれども、海外にもPRしていこうと。行ったときには必ず芝桜公園などのパンフレットなども持ち込んで、ぜひ花の時期にというようなことでのPRもさせていただいているところであります。そういう中で今後も努力をしてまいりたいと存じます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 大変アバウトな中で質問させていただきましたけれども、町長が言われるまちづくり、こういったことについてはやはり、町民の協力を得ながら行政一体となって進めていただかなければならない。協力も当然でありますけれども、そんな中でベターにすべて万遍なくというのは非常に難しいと思われます。やはり町の将来に向けてピンポイントをつくって、その中でやはり期待と努力をしながら進められていく、それが私は女満別空港というのは、他にない財産だと思われます。そして、やはり今まで既存で行われてきたようなPRの仕方ではなくて、新しい糸口を見つけてそういったものに向かって進めていってはどうかと思われます。手前みそになりますけれども、旧東藻琴村におかれましては、私もUターン組ではありますけれども、そういった中でピンポイントを見つけてやはりそういったものが住民意識として誇りや心の財産になりながら協力をしていったという経過があるのではないかと、このように私個人的には評価をしているわけですが、やはり共通の目標を見つけて、やはり将来に向けて頑張っていこうという空港は利用できないのかどうか。その搭乗率がどう、あれはどうってということについてはなかなか難しいことで、我々がどうこうできる問題ではないのでありまして、PRの題材として使わせていただくということは、ほぼ問題はないのではないかとと思われますが、その辺についてもう一度伺いをしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに芝桜公園については、その地域の財産というものに、多くの方のかかわりがあって、それを一躍国内の中で確固たる位置を築いたという大変すばらしい、場所的にももちろんすばらしいですけれども、その成り立ちそのものがすばらしいのだと、そのように認識をしているところであります。空港の関係でありますけれども、私が思っておりますのは、従来空港というのは騒音を発するというようなことから、位置づけとすれば迷惑な施設というような意味合いも強かったかと思われます。ま

た、単に交通のアクセスのためのものだというような意味合いもあったかと思いますが、私がおっしゃるのは、空港というのは地域の中でいいですよと研修の場所であったりまた、アミューズメントゾーンというのですか、娯楽の場所であるというようなことも要素としては現在ではあるのではないかと、そのように思っております。ことしにおいても、空の日という日の旬間のときに、空港のビルの周辺でイベントを組ませていただくというようなこともさせていただきました。また、少し視点は違いますが、私どもの町に存在するわけでありまして、この地域の空港でもあります。また、観光の拠点になる場所でもありますので、いろいろな仕掛けといたしまししょうか、いろいろな事業展開を考えていかなければならないと思っております。例えば現在、北網広域圏組合が解散をし、その後の流れを受けて、北網地域活性化協議会というところがあります。そこに北海道が残していただきました財源などもあって、市町村の財源とあわせていろいろな観光的な事業に使うことによって地域の活性化を図っていこうというようなことで取り組ませていただいております。ただ、平成21年度は具体的な動きが年度途中になってしまったということで大きな事業はできませんでした。実質的には、女満別空港のチャーター便が来たときの汚物処理のための機械器具というのでしょうか、処理をするためのものに対する補助金というようなことになりましたけれども、女満別空港における活用というようなことについては、私どもの地域だけではなくて、広く多くの地域の方にご理解をいただけるものと、そのように考えておりますので、先ほど言いました北網地域活性化協議会の中の事業展開というようなことも念頭に置きながら、ここのところでいろいろな活動ができないかどうか、事業ができないかどうかというような提案もさせていただきたいと、そのように思っております。そういう中で、地域の有効な財産として活用するように努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて、深川昇議員の一般質問を終了します。
ここで、昼食のため休憩をします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時00分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、15番、樫原達也議員の一般質問を許します。

◇樫原議員 それでは、通告書に従って質問させていただきます。

まず、福祉タクシー券についてです。現在、交付対象者は75歳以上の高齢者、町民税が非課税の方などとなっております。それで、70歳以上及びその他条件を緩和してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、定住対策及び空港利用について。提示された資料によりますと、女満別空港の乗降客は、平成18年度が109万人、平成19年度は96万人、それから先ほど町長さんが説明したのとちょっと違うのですけれども、平成20年度は90万5,000人となっているそうです。毎年右肩下がりに続いております。航空会社の各経営悪化などから路線再編成を進め、航空行政も転換期を迎えていることなどから、例年のように運賃割引が行われず、メディア商品と言われるオフシーズンの格安ツアーが激減し、団体旅行を中心に旅行商品の絶対数が少ない状態が続いています。観光関係者によると、国内外の景気低迷、雇用不安などが影を落とし、旅行者自体が大幅に減っているし、新型インフルエンザの影響も出て、外国人観光客も国際的な不況や女満別空港へのチャーター便の減少などを受けて激減していて、秋以降も好転する兆しは見えておりません。そこで提案でありますけれども、利用を高めるための一環として、大空町町民であるならば、1年に1回ぐらい空港を利用した場合、航空運賃の半額で乗れるようにしてはどうか、お伺いいたします。

まず、第1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 樫原議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の福祉タクシー券についてであります。低所得者の在宅重度身体障害者の方々、また在宅高齢者の方々を対象として福祉タクシー券の交付事業を行っております。具体的には、身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方、また年齢が75歳以上で町民税が非課税または均等割額のみの方、その世帯に属する方が対象となっております。福祉タクシー券の交付枚数は、毎年度18枚を限度として、基本料金相当額である530円を町が負担する仕組みであります。対象範囲でありますけれども、当分の間、女満別地区において対象としているところであります。これは、東藻琴地区においては、外出支援サービスとして巡回バスなどの運行しているという状況によるものでございます。平成20年度の利用実績でございますが、全体対象者339人のうち利用者は239人で、約70%の利用率となっております。利用回数は年間延べ2,563回、助成額は135万8,000円でございます。私どもの町と類似した事業を実施しておりますのは、隣の網走市がでございます。こちらの網走市の要綱を拝見させていただきますと、対象年齢は70歳以上となっております。ただ、所得制限は住民税非課税世帯の方のみという状況と、また限度額が設定されておまして、5,000円までということであります。先ほど言いました530円、18枚を掛け合わせますと、町の限度額と言われるものは9,540円になります。それから見ると、私どもの交付額のほうが若干高いというような状況にあります。

この制度は、従来から続いておりましたが、制度の十分な検証が行われているということにはなっていないように私どもも認識をしております。高齢者や障害者の方々のニーズというものも変化してきていると思いますし、生活の実態、さらには対象年齢や所得制限のあり方、交付枚数、また、世帯の確認のあり方というようなものがなかなか難しい部分がありまして、これらを含めて検討すべき時期に来てい

るのではないかと、そのように考えているところではあります。現在、制度の見直しに当たっては、保健師等が訪問している場合もありますし、見守りネット事業による世帯情報などもあります。民生委員、児童委員の方々からの意見でありますとか、地域ケア会議などで寄せられる意見、そういったものを踏まえて、生活実態、またそのニーズというものをしっかりと把握をして改善に努めてまいりたい、その中で議員がおっしゃいます70歳、年齢の関係についても検討をさせていただきたい、そのように思うところでございます。

次に、地方空港といいましょうか、空港の関係であります。景気の悪化が引き続き続いておりますし、航空事業に伴う規制緩和、路線の関係など、またことしはインフルエンザというものもございました。地方空港においては、各航空会社の厳しい経営状況から路線の休廃止というものが続いております。女満別空港においても、乗降客は年々減少を続けております。近隣の市町村と連携を図って、各航空会社へ路線の維持要望活動を行ったり、さらには、国際チャーター便の誘致活動なども行っております。また、北網地域活性化協議会の事業といたしまして、チャーター便誘致のための施設整備なども近隣市町村ともども進めているところであります。また、地方空港を含むネットワークをどのように構築していくかということについて、北海道や国にも訴えていかなければならない、そのように思っているところであります。

航空運賃の助成でありますけれども、これは町に住んでいらっしゃる方々の利便を高めるでありますとか、そういう空港がある町としての恩恵というようなこともありますし、定住移住対策における一つのPR効果というようなものもあるのではないかと、いうふうに思います。ただ現在では、いろいろな割引制度というものが活用されております。さらに、本町の人口8,000人、仮に半分の方がご利用いただいたとして、半額で約3万円程度のご利用いただいたということであれば、年間に1億2,000万円程度の巨額な予算が必要になるということかと思えます。それだけのお金をかけながら、どの程度の効果があるかという部分については、甚だ自信がない部分もありますので、まだ私といたしましては、以前答弁を申し上げましたとおり、そういった形での予算を計上するという考え方は持っておりませんので、この点についてはご理解をぜひ賜りたいと、そのように思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 答弁をいただきました。

まず、福祉タクシーの件なのですが、対象者に対するPR活動はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

◇議 長 渡邊福祉課長。

◇福祉課長 福祉タクシーサービスのPRの件でございますけれども、毎年度、せいかつ・あんしんガイドブックというものを全戸に配布をさせていただいております、保

健、医療、福祉に係ります全体のサービスをPRさせていただいているわけでありま
すけれども、その中でも福祉タクシー券のサービスについてPRをさせていただいて
おります。また、町のホームページにおきましても、各種保健、医療、福祉サービ
スの内容をPRさせていただいておりますのと、それと毎年度、福祉タクシーに該当す
ると思われる方については、個別にご案内をさせていただきながら、利用促進を図る
というようなことを進めているところでございます。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 対象者が75歳ということで、ホームページなんて見るわけではないと思うの
ですけれども、見る人もいるかもしれませんけれども、そこで女満別の場合は今、福
祉タクシーの件では高齢者というのは75歳というふうに規定しているのですけれど
も、網走では70歳なのですよ。ところが、羽田空港なのですから、優先順位と
いうことで案内があるのです、飛行機に乗る前に。日本航空の場合は、介助人の必要
な方というふうに放送されるのですけれども、エアドゥだとか全日空の場合は、高齢
者が優先順位になれますよと。その高齢者とは何歳だというふうに思っておりますか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 多分辞典を開いても具体的な年齢というのは書いてはいないのではないかと
思うので、その制度、制度によって高齢者の位置づけという、対象年齢というのは違
うのではないかと思います。ただ、後期高齢者、一般的に例えば保健医療制度などで
言われている方については75歳以上と、前期高齢者というところでは60歳以
上というようなことが一般的には言われているのではないか、そのように思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 そこで私もよく女満別で高齢者に、65歳以上の高齢者は27%だか28%
とよく言われるのです。発表されるのです。そこで、何となくこちらのほうを向いて
放送しているものだから、その女の子に聞いたのです。そうしたら、ちょっと何か戸
惑って、70歳に限りない方ですと言うのです。ああそうですか、ではまだちょっと、
また後でということで座り直したのですけれども、これは網走と同じようにやはり7
0歳ぐらいにしたほうがいかなうかなというふうに思っております。

それから、関係機関の協議してって、民生委員だとか児童委員その他の関係機関の
方々の意見を参考にして、目的達成のために町長が必要と認めた者に対しても交付す
るというのですけれども、民生委員だとか児童委員に何回ぐらいというか、年に何回
ぐらいそういう意見を聞いたことがあるのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走市については70歳ということで、年齢については拡大をしておりますけれども、そのほかの部分については、私どもの町のサービスのほうが幅が広いというような部分もあります。そういうところで、年齢というのは一つの目安ではありませんけれども、真にこういった事業をどなたが必要とされているのかというところに着目すべきではないかと、そのように思っております。先ほど言いました対象者は339人、私どもの押さえ方でそのような中で239人。100人の方はご利用されていないということについては、する必要がないと、それは積極的な意味である必要がない方と、使うに至らない、もうそういう状況になってしまっている方というものも含めてだとは思いますが、そういう方も一方ではいらっしゃるというふうに思っております。ですから、決して議員の言われていることを否定しているつもりはありませんけれども、一体何歳から、ひょっとしたら69歳から必要なのかもしれません。また、交付の対象枚数は18枚がいいのか、15枚がいいのか、5,000円で打ち切るのがいいのか、そういうようなこともあろうかと思えます。そういう今まで十分検討した、そういうところに着目をして検討した経過がないと。一方で、私どものところに寄せられているのは、例えば世帯のとり方の中で、住民票における世帯区分を基本としておりますけれども、実態がそのところと必ずしも一致していないような方もいらっしゃる。また、同居される若い世代の方々などがいても、お仕事などでなかなか送り迎えができないので、本当はそういう方であっても福祉タクシーということでタクシーの利用をしたいというような要望も寄せられている部分もあります。単に、年齢だけの問題ではなくて、そういった真に必要な方々にどうやってこの制度をご利用いただくかという視点に立って、民生委員、児童委員の方々などからもご意見をいただきたいということでもあります。具体的にそういった方々からどのような意見が寄せられているかということではなくて、今後そういう方々にも、訪問されている実態の中からご意見があるかという、どのように伺っているかということで、そういう方々の意見も参考にしながらこの制度をつくってまいりたいということでもありますのでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それから、基準日の属するとか、誕生日の来た月に申請するとによって枚数が違うのです。4月に生まれて4月に申請すると18枚、誕生日が来ると18枚。そして3月に来ると2枚しか当たらないというふうになっているのです。そこでまた隣の町のことなのですが、隣の町では、住民の属する年度においては一律に支給するというふうになっているのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 高齢者の方、年齢による把握の仕方、例えば、老人福祉大会におけるご案内する年齢のとらえ方、また敬老報償費をお支払いする年齢のとり方というものについ

て平成21年度改正をさせていただきました。また、国の例えば基準などもその年度、例えば当該年度に100歳になる方について、9月において国としての表彰状といひましようか、感謝状というものを贈呈するといひようなとらえ方になっております。ですひので、今回のこの福祉タクシー券、現在、私どもの町では、満年齢になったことによひて判断をして交付をさせて、そこにその月数の換算を加えて交付させていたひておりますれども、今議員が言われたよひな押さえ方をしてひる市町村もありまひし、高齢者の押さえ方といひ部分で、ほかの事業などでは先ほど私が言ったよひな年齢の押さえ方をしてひる部分もありまひす。どちらが該当される方々にとひて受け入れやすひいかといひようなことも含めて検討をさせていたひきたい、そのよひに思ひまひす。

◇議 長 15番、梶原達也議員。

◇梶原議員 この制度は見直したいといひ意向なのですけれども、網走市では、平成12年4月に制定され、今までに4回も改正されております。ぜひ見直しをし、高齢者に優ひい制度にしたいだひきたいと思ひております。また、100人余りの人が申請してひないといひ。高齢者が一人で申請するのひ、行くのは大変なので、何とかそひいう解決方法といひるか努力をされてひるのか、ちよっとお伺ひしまひす。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走市の改正の内容が交付基準に関するものの改正なのかどうかといひことによひては、私は承知してひるませんひので、その部分によひてはご答弁はご容赦いたひきたいといひ、そのよひに思ひまひす。ただ、私どもの制度といたしまひしては、先ほど言ひましたよひにいろひろな高齢化社会の進展の中で課題もある。先ほど別な議員のご質問に答えた中でもお答えをしまひしたけれども、地域間のバス、またスクールバスの混乗、さらには福祉タクシー等々、またそれを乗り合ひ制度にしたらどうか。外出を促すといひことも大きな課題であるといひようなことで、私もご答弁をさせていたひきましたひので、その視点に立ひて対処してまひりたいといひふうに思ひてござひまひす。

PR、申請によひては、先ほどホームページで高齢者の方が見るのかといひようなお話もありましたけれども、ご家族の方など当然いらっしやひまひすし、ご家族が一緒といひるか、そひいう身近にいらっしやる方によひてはそひいう方もあろうかと思ひまひす。また、先ほど答弁の中でも言ひましたよひに、見守りネット事業といひようなことで、広く高齢者の方々などを訪問する、そして世帯情報を集める、いろひろなニーズを聞ひていく、そひいう事業を今年度から全町的に今実施をしてござひまひす。保健師が訪問する場合もありまひすし、そひいうよひなところで、例えば申請によひてなかな不明だといひようなことであればお手伝ひをさせていたひきたいと思ひまひすし、従来もそひいうよひな形、保健師などによひては相談を受けていたといひようなこともあひるのではないかと、そのよひに思ひております。適切に声を上げられてくる方々を漏れなく拾ひ上げて、その申請にとひひまひしようか、使ひていたひだくよひに、それは努力をしてまひりたい、そのよひに思ひまひす。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは、そういうことでひとつやっていただきたいと思います。

次に、定住対策及び空港利用についてということのほうに移りたいと思います。まず、前後になりますけれども、最近新聞では、国内線が飛ばぬ茨城空港という見出しで、茨城空港が来年3月11日、国内98番目の空港として開港するが、路線はソウル便だけだと。HACは丘珠に集約し、道は丘珠をHACの拠点空港と位置づけ、丘珠空港の存続を図るねらいと見られるということ。それからテレビでは、能登空港は搭乗率によって地元が負担して就航を確保したり、佐賀空港では、地方空港では非常に珍しく、格安の停留料で夜間駐機をしてもらい、朝6時50分出発の東京便があるそうです。ちなみに女満別は、皆さんも知っているとおり、女満別空港の東京便は9時25分です。各空港それぞれ大変で、いろいろと自治体も工夫しております。そこで、先ほども提案したわけでありましてけれども、我が女満別空港は何があるのかなというふうに思ったとき、株主優待制度と同じように、大空町民であったならば、年に1回ぐらい半額で搭乗できたら、旅行だとか帰省をしたいなと、住んでよかったなと、大空町というわけでありましてけれども、先ほど言ったように、先ほどの町長さんの説明によりますと、そういう半分乗っただけで1億2,000万円かかると、そういう予算が念頭にあるわけでないのです。ある企業に対して、誘致企業に対してでも結構な補助金を出していると。それだったら、年間1,200万円ぐらいで、毎月100万円ぐらいで、毎月100万円を限度に住民に対して先着順で割引。例えばの提案ですからね。それがすべてではないです。そういうことで、年間1,200万円限度で支給いたしますよと。そうすることによって、女満別に住んでよかったなというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 半額の助成額については、私は出すつもりはございません。また、金額についても1,200万円というようにお話でしたけれども、4,000人で、これ半数ですけれども、3万円ということでいけば1億2,000万円でございます。それをまた先着順ということで本当に公平が保たれるか、本当に議会に提案をして皆さんからお認めをいただき、町民の方々からよくやったと言われるかどうかということについては、私は自信がございませんので、そういったことについては、取り組めないということでご理解を賜りたいと思います。

また、能登空港などは、地元負担を一定程度搭乗率が下がったときに地元が負担するというようなことをしておりますけれども、能登空港、私の記憶ではたしか年間の利用実績が十数万人ではなかったかというふうに思います。そういった中においてできる制度かなと、そのようにも思っております。また、夜間駐機というようにいけば、従来からもいろいろなご提案などもあって、私どもの町の方々だけではなくて、ほかの地域の方からも言われる部分がそういうことに取り組んではいいのではな

いかということと言われる部分がございます。確かに夜間駐機をするということであれば、乗員の地元滞留する時間がふえると。そこで、宿泊が発生するでありますとか、夜間駐機をするためには整備なども必要だということで、空港関連の雇用する人たちもふえなければならない。そういうようなことで経済効果もありますし、利用者の朝早い時間帯の利便性確保ということで、非常に使われる方にとっても効果は高いというふうには思いますが、今現在、それらのものについては航空会社が負担をしなければならないような状況が多くございます。そこまでお金をかけてやるかどうかということは、航空会社の判断によるところが現在のルールだというふうに聞いておりますので、そういうことから考えますと、その部分についてはなかなか難しいのではないかと。航空会社にそういったことについて働きかけるという部分よりは、今現在は、路線を東京、札幌、中部、関西というところとしっかりと結んでいっていただく。例えば東京などについては、羽田便滑走路が延長、ふえて、発着がふえるという中において、しっかりとこの間を例えば機体が小さくなっても便数がふえるような、そういうような形で要望をしていく。また、休便となっている関西便についての復活を呼びかけていく。さらには、チャーター便などを誘致をするというところに力点を置いて活動していくということが必要ではないかと、そのように思っておりますので、この点については、夢のある提案ではありますけれども、今時勢の中では、なかなか取り組みが難しいということでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 話はよくわかるのですが、向こうから来るパックスツアーは、格安のパックスツアーはよくあるのですが、こちらから向こうに行く、それはなかなか安いパックスはないのです。向こうから来たら、1万9,800円から、2万9,800円で往復買えと、こっちから行きますと、全然そういうものはない。そういう働きかけもやはりしていただきたいなというふうに思っております。それから、先ほどから訴えていかなければならないという言葉は何回か聞いているわけですが、その増加する乗客を増加する対策を、例えば道に働きかけているのかなど。これは訴えていかなければならない、ならないでなくて、訴えてもらいたいのです。それから、例えばその後、そういうところをちょっと聞かせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 パックスツアーについては、確かに向こうからこちらに来る商品のほうが格安で、また種類もいろいろあるのかと思います。それは、そこに申し込まれる方の背後に存在する人口規模というものによっている部分もあるのではないかと、そのように思います。私どもからすれば、来た方がまた戻るといってもありますので、そういう向こうから来る部分についても大事にしなければならない部分もあろうかと思えます。また、こちらの方々が行くということも必要なことだと思います。2月の15日に中国との間でチャーター便がありますけれども、これについてはバックトゥーバック

ク、現在旅行会社が定員を募集しています。こういうものも片方だけではなくて、向こうから来るだけではなくて、こちらからも行くということで、相乗効果というものがあろうかと思しますので、ぜひ議員も応募いただければありがたいと、そのように思います。

また、訴えているのかということでありますけれども、国土交通省には、このことについて私が直接足を運んだことはございませんが、北海道に対してでいいますと、北海道の建設部、さらには観光の分野、さらには交通企画室、これらに行きまして、例えば、国内外を問わずチャーター便の着陸料については、今まで半額というような割引制度がありますけれども、これを一切ただにしてほしいというような働きかけをさせていただいております。また今年度につきましては、北網活性化協議会の中で、チャーター便に係る空港の使用料については、今空港ビルが半額にしておりますけれども、さらに残りの半額についてはその協議会で持つというような決断もして取り組んでいると。北海道としてもそういうような着陸料についての減額をお願いしたいということで、各部に当たってお願いをしてまいっております。また、交通企画室に対しては、北海道に幾つかある空港のネットワークを今後どのように考えていくのか。丘珠の問題がクローズアップされたときに、北海道として幾つかある空港のネットワークのあり方や今後の生き残り方策というものをつくるために、各地域の空港を拠点とした協議会をつくるのが法律の中でうたわれておりますので、ぜひとも女満別空港については、北海道が管理者でありますので、中心になってその協議会をつくっていただきたいと、地元については、私どもとして努力をいたしますというような働きかけをたびたびさせていただいているところであります。

また、国に対しては、ネットワークそのものではありませんけれども、過去にいろいろ働きかけを行って、女満別空港の I L S、双方向の着陸誘導計器というのでしょうか、そういうものについてもお願いをして、北海道内では、千歳空港以外では女満別空港だけがこの装置を完備しているということから、南側からの進入に対して、このたび有効に機能するようになったということで、冬の間の就航率のアップというところに効果を発揮しているものと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 よくわかりました。せっかく女満別空港があるのですから、いろいろとやっていただきたい、あれはだめだとか、これはだめだとばかり言っていないで。企画が見えてこないです、なかなか。ぜひいろいろな点から企画していただきたい。9月には空の日というのがあるのですけれども、例えば、ブルーインパルスなんか、そういう航空ショーなんか誘致してはいかがかなというふうに思っておりますけれども、そういうことでぜひ女満別空港がある、この間旅行してきたら、北海道の大空町と言ったらぴんときないのです。網走市の大空町と言ったってなかなかこない。女満別空港と言ったら、ああ女満別空港とすぐわかるのですけれども、そのぐらい知れ渡っているのに、ぜひ一生懸命企画なりなんなりして乗降客を高めていただきたいというふうに思っております。

次に、定住対策のほうなのですけれども、ちょっと前後しますけれども、9月にふるさと回帰フェアということで私も行ってきました。全国から何百という市町村が来て、早稲田大学の敷地内で行っておいりました。私たちの大空町は、青森県だとか岩手県、それから道内では八雲町だとか東川町と大空町が並んでいました。八雲町だけがなぜかしょっちゅう人が来るのですけれども、東川町、大空町はなかなか来ない。ところがパンフレットはたくさんあるのです。これは困ったな、こんなにパンフレット余ったらということで、外に出て配りました一生懸命。ところが、昼になっても八雲町だけが人がたくさん、五、六人並んでいるのです。ところが、東川町と我々のところはめったに人が来ない。どうしてかなと思って、昼休みにそこへ見に行ったら、土地、住宅地を5区画無償提供と書いてあるのです。あららと思って、ちょっと本当にびっくりしました。ところが、暇だからこっち来いと言ったって、本当に来ないのです。ところが、八雲近くの鹿部町の方が定年を迎えて、どこに住もうかなというふうに来たのです、私たちのところに。その人の話によると、八雲町とは何で八雲町というか知っているかと言われたのです。よくわからないので、どうしてと言ったら、多分知らないと思うのですけれども、本当かどうか私もわからないのですけれども、10日あったら8日間曇っているから八雲というのだと言うので、本当かどうかわかりませんが、そんなに日照率のいいところではないということを用いるのではないというふうに思っておりますけれども、ところが大空町のパンフレットの中では、日照時間が2,000時間と書いてあるのです。その人の話によると。そういうことをもう少しPRしたらいいのではないかというふうに言っておりました。

八雲町のほうの担当者は課長さんであり、東川町の人は係の人。そして、東川町の人は5時まで会場はやっているのですが、3時半ごろ、来ないから帰ると店じまいして帰りました。私たちは、おかげさんで担当者と1人か2人そういう気持ちのある人と接すればいいのだということで、おかげさんで1人の方が来年雪が解けたら来ることになりました。そういうことで、担当者はその係だけでなく、一人ではなくて、責任ある課長さんなりなんなりがやっぱり二、三人で行ったほうがいいのではないかなというふうに思っています。それと同時に、西日本の自治体は、例えばこの地域、網走だとか、美幌だとか、大空町、その一帯で1つの部屋を借りて、いろいろとイベントをやっているのです。だから、そのように1つの自治体ではなくて、地域全体でそういうところを借りてやったほうが非常に効果があるのではないかなというふうに思っております。その辺は、定住対策というのは非常に難しいけれども、しっかりやっていただきたいなというふうに思っております。いかがでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 空港でのイベントなどもということで、空の日などもあります。先ほど前段で、別な方のご答弁の中でも、空の日などでのイベントについては、単独の市町村ということもありますけれども、この地域の空港だということからいえば、いろんな市町村の方々にお声をかけて、応援をしていただく部分もあってもご理解をいただけるのではないかと考えておりますので、そういう視点も大切にしながらイベントなどに

ついて組んでいくと。空港そのものの役割もありますけれども、空港が持つ研修機能でありますとか、娯楽機能というようなものも発揮されれば、さらににぎわいという部分では高まるのではないかと思います。航空ショーではありませんけれども、過去に紙飛行機のイベントというのを遠距離のやつをやったのですけれども、その程度ではお許しいただけないだろうと思いますので、もう少し内容等については考えてまいりたいと、そのように思います。

また、9月のふるさと回帰フェアについては、ご参加をいただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。私も今の移住ブームが始まる前に、私が係長でありましたころに、東京の池袋でやはり移住の相談会というものに町の担当者として参加をしたことがございました。そのときは、私のところもやはり余りたくさん人が来たわけではなくて、隣の紋別市さんが千客万来でございました。そのときの理由といいましょうか、原因は何かなと思っていろいろ見ましたところ、向こうのブースでは、地元で職をあっせんをするということで、単に移住希望というよりは、職業安定所さながらのような面接を企業の方々が行っていたということでありました。多分あれは、平成8年か平成9年かというような時代ではなかったかと思いますが、そういう時代でした。

移住を希望されるというか、考えていらっしゃる方々のニーズというのはどこかにやはりあると。そのところをいかに的確につかんで、そういうPRをしていくかということなのかと、今議員のお話を聞いていて思いました。土地の区画を無償で提供するということが、言葉ちょっと適切ではないかもしれませんが、目玉商品的になって、人が多く寄ってこられている部分もあるのかと思います。漫然とPRということではなくて、焦点を絞りながらPR効果ができるような、そういう参加形式を今後も考えていきたいというふうに思います。八雲町では、私ことしの5月の3日の日だったかと思いますが、あそこで昼食をとりましたけれども、そのときは晴れておりました。多分、天候的なものというよりは、気候的なものも温暖な気候だったというようなことも影響しているのかと思います。ただ先ほど議員が言われましたように、私どもの町も日照時間が多かったり、また非常にすぐれた風光明媚な農村風景が広がっていたり、空港があつたりという、そういうキャッチフレーズといいましょうか、魅力となるものがあるかと思いますが、そういうことについては、今後もう上手にPRできるようにしていきたいと、そのように思っております。

そして、移住定住対策に取り組んでおりますのは、私どもの町だけではなくて、この近隣、網走市も清里も美幌も津別も斜里なども、そういう移住定住対策という形で旗を上げていろいろ活動しています。そういった中では、一つの市町村だけが何かするということではなくて、広域でこの地域に来ていただくと、そういうPRすることも大切だと。これもさきの話と重なりますけれども、北網地域の活性化協議会の中でも観光で人を寄せる、それが最終的にいいでしょうか、結果的に移住や定住につながっていくということも必要なことだという中で、広域の事業としてこういうことも視野に入れたものを取り組めないかというような意見なども多数出てきておりますので、そういう中で、広域的に取り組むことができないかということについても検討させていただきたい、そのように思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 そういうことで移住定住対策というのは、なかなか関係プレーをしないと来ないのではないかなというふうに思っているわけです。来年来るという人は、某企業の方で、早期退職で割り増し退職金をもらうらしいのです。それで、たくさん東北だとか、それから夕張だとか、然別湖だとか、たくさんパンフレット持って、どこにしようかというふうに迷っているのです。そして、行政の対応の仕方も、夕張行ったら全然横の連絡がなくて何か冷たかったと、然別湖行ったら時間の待ち合わせが全然違っていたとかと言っていて、非常に北海道来て一番温かく迎えてくれたのは、大空町であったと感激していましたけれども、やはりそういう関係プレーが非常に大切ではないだろうかというふうに思っております。

この辺で質問を終わりにしたいと思っております。

以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 人口が減少する中で、さらに国内で人の動きがあつて、さらに格差が広がるのではないかなというような懸念がたくさんある中であります。地域の魅力を高めていくということで、私どもの町に滞在をしてもらう、さらには住んでいただくという方々をふやしていく手段であります。先ほど議員も言われましたように、今回参加をさせていただいて、議員にもご協力をいただいた中で一つ実が結ばれようとしている。それも役場だけではなくて、皆さん方のお力添えもあったからだ、という縁といえましょうか、えにしというものを大切にすると同時に、そこに結びついた人と人とのつながりというものを大切にしながら、今後も移住の活動に努力をしてまいりたい、呼び込みに、誘致に努力をしてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◇樫原議員 終わります。

◇議 長 これにて、樫原達也議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

散会 午後 2時48分

平成 2 1 年第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成21年12月15日
- ・ 開 会 平成21年12月15日
- ・ 閉 会 平成21年12月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	13番	豊 島 義 秋
4 番	植 田 泰 弘	14番	田 中 勝 吉
5 番	森 田 暢 明	15番	檜 原 達 也
6 番	松 岡 克 美	16番	森 進
7 番	坂 本 一 光	17番	厚 海 六 郎
8 番	元 木 良 一	18番	後 藤 幸太郎
9 番	深 川 昇		

2 不応招議員は次のとおりである。

12番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	農政課長
副町	長	商工観光課長
総合支所	長	建設課長
会計管理者		建設課参事
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務長
住民課	長	建設水道課長
福祉課	長	産業振興課長補佐
		総務課長補佐
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、事務局次長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前 10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成21年第4回大空町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、17番、厚海六郎議員及び1番、近藤哲雄議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
片山事務局長。

- ◇事務局長 ただいまの出席議員は17名であります。
12番、小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第10号

- ◇議 長 日程第2、認定第1号 平成20年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 平成20年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。
本件は、平成21年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。
したがって、本件の審査結果について決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員会委員長、坂本一光議員。

- ◇決算審査特別委員会委員長 おはようございます。決算審査特別委員長報告。決算審査特別委員会における審査の結果についてご報告いたします。
議会関係議案書2ページをご覧いただきたいと思います。平成21年第3回定例会において当委員会に審査の付託がありました事件は、認定第1号 平成20年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4

号 平成20年度大空町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成20年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成20年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成20年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成20年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成20年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についての10事件であります。

去る10月21日、当議会議事堂におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長をはじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第10号までの10事件すべて原案のとおり認定すべきと決定しました。以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会議事規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの10件を一括採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから認定第1号 平成20年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 平成20年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの10件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。この10件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成20年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 平成20年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議案第99号

◇議 長 日程第3、議案第99号 網走市の市道路線認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号 網走市の市道路線認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号 網走市の市道路線認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第100号

◇議 長 日程第4、議案第100号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田端学校管理課長。

◇学校管理課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号 網走地方教育研修センター組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第101号

◇議 長 日程第5、議案第101号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の

数の増減についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第101号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第101号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第102号

◇議 長 日程第6、議案第102号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第102号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０２号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第１０３号

◇議 長 日程第７、議案第１０３号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１０３号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０３号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第１０４号

◇議 長 日程第８、議案第１０４号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹内女満別教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第105号

◇議 長 日程第9、議案第105号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第106号

◇議 長 日程第10、議案第106号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

松野農政課長。

◇農政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第107号

◇議 長 日程第11、議案第107号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第107号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第108号

◇議 長 日程第12、議案第108号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第１０８号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１０８号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１０９号

◇議 長 日程第１３、議案第１０９号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 議案第９号の説明中ですが、ここで１０分間休憩したいと思います。
それから、議員さんに提案したいのですが、今、改正前と改正後を言っている
のでかなり時間がかかって、皆さんの了解を得れば改正後のところの説明だけでどう
ですか。
（「簡潔にやってほしいです」の声あり）

◇議 長 それでは、簡潔にやるようにいたします。
１０分間休憩します。

休憩 午前１１時０２分
再開 午前１１時１２分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第１０９号の議事を続けます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
4 番、植田泰弘議員。

◇植田議員 入浴料の関係についてちょっと聞きたいのですが、構造改善センターとフロックスの入浴料の規定が統一されたということはわかるのですが、44 ページ、第7 条の5 ですか、町内に居住する者で次のいずれかに該当する場合は、それぞれ大人料金を中人料金、中人料金を小人料金という規定としているのですが、今現在の実際の金額っていくらになるのか教えていただきたいのですが。

◇議 長 松野農政課長。

◇農政課長 ただいま女満別農業構造改造センターの入浴料金の関係と、それから減免の関係の額の確認かと思われますので、お答えを申し上げたいと思います。

ただいま農業構造改善センターの入浴料金につきましては、大人としましては、平成20 年に改正をいたしまして420 円。それから中人、これは6 歳から12 歳未満でございますが140 円。それからさらに小人といたしまして、6 歳未満が70 円となっている状況でございます。それで、現行の減免の対象者としてしましては、65 歳以上の高齢の方、それから身体障害者の方、それから精神障害者の方、それから生活保護の被保護者、最後に、療育手帳の制度により療育手帳の交付を受けている方についてございまして、その方々が減免の対象になります。例えば、大人の方でそういう方がおられたとするならば、420 円が140 円になっていくと、そのような状況でございます。

以上でございます。

◇議 長 4 番、植田泰弘議員。

◇植田議員 44 ページに60 歳以上の者と書いてあるのですが、今65 歳って言われたと思うのですが、

（何事が言う者あり）

◇植田議員 現在ですね。わかりました。

それと、フロックスの場合、フェイスタオルというのがついているのですが、その処遇というのはどういうふうになるのですか。

◇議 長 日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 議案第111 号の段階でフロックスの入浴料金の全部改正を行いますので、その段階でのご説明をしますか。それとも今。

◇植田議員 わかりました。終わります。

◇議 長 そのほか、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第109号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第109号 大空町手数料条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時とします。

休憩 午前11時53分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第110号

◇議 長 日程第14、議案第110号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１１０号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１０号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１１１号

◇議 長 日程第１５、議案第１１１号 大空町東藻琴老人福祉センター条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１１１号 大空町東藻琴老人福祉センター条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１１号 大空町東藻琴老人福祉センター条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１１２号

◇議 長 日程第１６、議案第１１２号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 質問の内容としてはあたらないのかもしれませんが、ちょっとお尋ねしたいのですが、暴力団の定義というか、ここの条例を読んでいると、網走警察署の意見を聞くということで、暴力団であるのかなのかということがここで確定というか、わかるのかなというふうに読み取れるのだけれども、暴力団員の入居を阻止しようという条例なのかなというふうに思いますけれども、入っていただかないことを望むことであろうかと思えますけれども、聞くことができるというふうに規定しておりますけれども、聞かなくてもわかるという場合もあるのですか。必ず、入居者から申請があったときに、その親族であるとか、そういうことを本町としてはどこまで調べ上げることができるのか。それも含めて2点お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 高橋建設課長。

◇建設課長 本町が持ち得る情報では、確かに暴力団であるかどうかというのは、わかり得ない部分が多いものですから、入居時であるとか、先ほど申しました入居の継承時ですか、それから同居申請時、こういったもの、また、駐車場使用申請時に皆さんからすべてに対しまして、規則で定めているのですけれども、同意書をいただいて、網走警察署に照会していいかということで、すべての人に対してこれをいただいて、ものによっては、網走警察署のほうには提出しないものもあるかもしれませんが、すべての方からいただくということで対応したいなということで考えております。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 そのほか質問ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第112号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１２号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１１３号

◇議 長 日程第１７、議案第１１３号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第１１３号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１３号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１１４号

◇議 長 日程第１８、議案第１１４号 大空町地域特別賃貸住宅Ａ型条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第114号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号 大空町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第115号

◇議 長 日程第19、議案第115号 大空町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第115号 大空町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号 大空町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第116号

◇議 長 日程第20、議案第116号 平成21年度大空町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
2番、松田信行議員。

◇松田議員 1点だけ確認させてください。93ページ、生活路線バス運行維持対策補助金が増額になっているのですけれども、いま一度この要因を具体的に説明してください。

◇議 長 川口企画課長。

◇企画課長 この路線バスの運行対策事業につきましては、その路線、ここで行きますと美幌線でございますけれども、一定の町村をまたがった場合に、国の対策事業がございます。こちら、一定の基準をもとに算定をして、その部分を国、それから道、それから関係市町村で負担をするというような制度の中身になっております。こちらの要因といたしましては、美幌間のバスにかかわる経費に対して、乗車人数の落ち込みが激しいと。そういうような状況の中で、収入が得られないことから、かかる経費が多くなってきているということでございます。このようなことから経費を算定しますと、対象経費がふえたということで、それぞれ国においても道においても、それから関係市町村においても補助額がふえたという結果になってございます。
以上でございます。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第116号 平成21年度大空町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第116号 平成21年度大空町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第117号

◇議 長 日程第21、議案第117号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号 平成21年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第118号

◇議 長 日程第22、議案第118号 平成21年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤国民健康保険診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号 平成21年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号 平成21年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第119号

◇議 長 日程第23、議案第119号 平成21年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号 平成21年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号 平成21年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第120号

◇議 長 日程第２４、議案第１２０号 平成２１年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
日下保健福祉課長。

◇保健福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第１２０号 平成２１年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第３号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１２０号 平成２１年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５ 議案第１２１号

◇議 長 日程第２５、議案第１２１号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第１２１号 平成２１年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算

(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号 平成21年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第122号

◇議 長 日程第26、議案第122号 平成21年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第122号 平成21年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号 平成21年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第20号

◇議 長 日程第27、発議第20号 北海道立衛生学院の存続を求める要望意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

桎原達也議員。

◇桎原議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第20号 北海道立衛生学院の存続を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号 北海道立衛生学院の存続を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発議第21号

◇議 長 日程第28、発議第21号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第21号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第21号 季節労働者対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第22号

◇議 長 日程第29、発議第22号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する

る要望意見書を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、発議第２２号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第２２号 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３０ 発議第２３号

◇議 長 日程第３０、発議第２３号 平成２２年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する要望意見書を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、発議第２３号 平成２２年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第23号 平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 報告第21号

◇議 長 日程第31、報告第21号 例月出納検査報告についてを議題といたします。
監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。
5番、森田暢明議員。

◇森田議員 議長に許しをいただいて、ご質問をさせていただきたいと思います。議選の監査委員が議員として午後から欠席中でありますけれども、代表監査委員にご質問をさせていただきたいというふうに思います。例月出納検査における各課の毎月の収入、支出に関する計数、または内容の疑義というか問題点があった場合に、監査委員会としてはどのような確認作業がなされているのかお聞きしたいと思います。

◇議 長 佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 例月出納検査に関するご質問をいただきましたのでご説明を申し上げます。

例月出納検査は、地方自治法、大空町監査委員条例等の規定に従って行っているところでございます。本町では、毎月15日を基本として行っております。会計管理者等から提出された前月の収入、支出に関する検査資料につきまして、その計数、内容を通帳、関係諸帳簿と照合いたしまして確認しているところでございます。検査当日における現金の保管状況の確認も行い、これらの出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施しているところでございますけれども、ただいま、各課の収入、支出に疑義が生じた場合、どのようにしておられるかというご質問でございますが、監査委員は、監査の効率を上げるために独任性になっております。それで、私または、平田監査委員のどちらかが、収入、支出に意見がある場合は、監査委員事務局の職員、補助職員と申していますけれども、通じまして、担当者の説明を受けていると。または、直接私どもが説明を受けることもございます。内容等によってはそのようになっているわけですが、中には、担当者が不在の場合もございますので、そのときには、翌月の例月出納検査で確認をしているところでございます。

以上、ご説明を申し上げます。

◇議 長 5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 内容によっては、担当者に説明を求めて確認作業を行っているということでございますけれども、その際、知り得た情報等について、どのような取り扱いをされているのかについてもご質問をさせていただきたいと思います。

◇議 長 佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 ただいまの確認作業、それから情報等についてということでございますけれども、これは、地方自治法第198条3の第2項、大空町監査委員事務運営規程第4条の規定により、監査委員は、職務上知り得た秘密事項等を正当な理由なくほかに漏らしてはならない。これはその職を退いた後も同様とされておりまして、職責上、常に監査制度の信頼性を確保するように努めてまいらなければならないものと思っております。したがって、確認作業の際に知り得ました内容、情報あるいは、資料等につきましては、監査調書として厳重に保管、管理をしているところでございます。私や平田監査委員はもちろんのことでございますけれども、補助職員としての監査委員事務局についても同じようなことが言えると思っております。監査執行上、知り得た事項、内容等について、他に漏らすことはないことはもちろんでございますし、そうあらねばならないものだと確認しているところであります。守秘義務につきましては、平成3年の地方自治法改正によりまして守秘義務が監査委員に課せられたわけです。そのために、公務員が守秘義務を盾に書類の提出あるいは、説明の拒否をできなくなったということでございます。また、我々監査委員は、識見を有する者、それから専門家、専門機関、指導機関等から意見を聞くということも許されておりますので、ご理解の上、今後ともご指導のほどよろしくお願いしたいと思います。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成21年第4回大空町議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げたいと存じます。提案をさせていただきましたおのおのの議案について、すべて議決をいただいたことに改めてお礼を申し上げたいと思います。15日から始まりまし

たこの定例会の期間中、大変寒い師走となったわけであります。本日は、網走川の14線下流にはすっかりと氷が張ったような状況でございました。畑のほうも大分土壌の凍結がきているという状況であります。本定例会におきましては、災害資金に対する利子補給の債務負担行為の補正予算もお認めをいただいたところではありますが、土壌凍結がことしはきているというようなことから、来年の作柄がことしとは違い、よい影響が出るように願っているところでございます。

今議会におきましては、政権が交代をした影響についてなど、多くの一般質問をいただいたところであります。新政権については発足から3カ月という期間であります。国民の中には、期待と一方では不安が入りまじっている、そういう時期なのではないかと思っております。大空町におきまして4年前、期待と不安の中、出発した思い出がございます。町民の方々の不安を取り除き、そして期待にこたえるということが、行政に携わっている私どもの大きな役目の一つではないかと、そのように思っております。いただきましたご意見を糧といたしまして、今後とも頑張ってまいりたいと、そのように思っておりますので、今後ともご指導いただきますように重ねてお願いを申し上げお礼にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◇議 長 平成21年第4回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時08分